

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 13 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 1 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 25 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和3年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～56, 63, 64☆	7,651,000 6,120,800	一括	1,530,200	不明	不明
1	420,000				
2	60,000				
3	20,000				
4	20,000				
5	220,000				
6	160,000				
7	330,000				
8	20,000				
9	130,000				
10	20,000				
11	310,000				
12	30,000				
13	120,000				
14	180,000				
15	130,000				
16	230,000				
17	2,000				
18	30,000				
19	80,000				
備考					



※11※

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和3年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
20	1,000				
21	30,000				
22	200,000				
23	50,000				
24	110,000				
25	5,000				
26	30,000				
27	70,000				
28	200,000				
29	90,000				
30	90,000				
31	230,000				
32	60,000				
33	10,000				
34	20,000				
35	80,000				
36	360,000				
37	110,000				
38	1,020,000				
39	50,000				
備考					



11

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和3年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
40	7,000				
41	2,000				
42	80,000				
43	20,000				
44	910,000				
45	150,000				
46	50,000				
47	4,000				
48	90,000				
49	60,000				
50	70,000				
51	9,000				
52	470,000				
53	50,000				
54	130,000				
55	60,000				
56	1,000				
63	130,000				
64	30,000				
備考					



物 件 目 録

☆1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番1

地 目 畑

地 積 456平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番3

地 目 雑種地

地 積 64平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番4

地 目 雑種地

地 積 30平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番5

地 目 雑種地

地 積 18平方メートル



物 件 目 録

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

☆5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番6

地 目 畑

地 積 339平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

☆6 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番8

地 目 畑

地 積 173平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

7 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1401番1

地 目 山林

地 積 394平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地

所有者 A



11

物 件 目 録

8 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1401番4

地 目 雑種地

地 積 25平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地

所有者 A

9 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番

地 目 畑

地 積 161平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地

所有者 A

10 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番2

地 目 雑種地

地 積 28平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地



物 件 目 録

所有者 A

1 1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 0 4 番

地 目 畑

地 積 4 2 9 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

1 2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 0 4 番 2

地 目 雑種地

地 積 4 5 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

1 3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 0 5 番

地 目 山林

地 積 1 4 8 平方メートル

(現況)



11

物 件 目 録

地 目 雑種地・宅地

所有者 A

1 4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 0 6 番

地 目 田

地 積 2 7 1 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 B

1 5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 0 7 番

地 目 田

地 積 1 8 5 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

1 6 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 0 8 番 1

地 目 宅地

地 積 3 3 0. 0 8 平方メートル



11

物 件 目 録

所有者 A

17 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1408 番2
地 目 宅地
地 積 3.40 平方メートル

所有者 B

18 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1408 番3
地 目 宅地
地 積 63.20 平方メートル

所有者 B

19 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1409 番
地 目 畑
地 積 128 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

20 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1409 番2



物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 0.65平方メートル

所有者 C

21 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1409番3

地 目 雑種地

地 積 51平方メートル

所有者 C

22 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410番1

地 目 畑

地 積 243平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 C

23 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410番2

地 目 雑種地

地 積 57平方メートル

所有者 C



物 件 目 録

24 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410 番3

地 目 畑

地 積 162 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

25 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410 番4

地 目 雑種地

地 積 7.45 平方メートル

所有者 C

26 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1411 番1

地 目 畑

地 積 36 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

27 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸



※11※

物 件 目 録

地 番 1 4 1 1 番 2
地 目 畑
地 積 1 1 1 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

☆ 2 8 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 2 番 1

地 目 畑

地 積 2 1 7 平方メートル

所有者 B

2 9 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 2 番 2

地 目 雑種地

地 積 1 3 1 平方メートル

所有者 B

☆ 3 0 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 2 番 3

地 目 畑

地 積 1 3 2 平方メートル



11

物 件 目 録

所有者 B

☆31 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1413番1
地 目 畑
地 積 247平方メートル

所有者 B

32 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1413番2
地 目 雑種地
地 積 67平方メートル

所有者 B

☆33 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1413番3
地 目 畑
地 積 19平方メートル

所有者 B

34 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1413番4
地 目 雑種地
地 積 34平方メートル



物 件 目 録

所有者 B

☆35 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1414番
地 目 畑
地 積 82平方メートル

所有者 A

☆36 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1415番1
地 目 畑
地 積 386平方メートル

所有者 A

37 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1415番3
地 目 山林
地 積 122平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 A

38 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1416番1



物 件 目 録

地 目 畑

地 積 1095平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 B

39 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番2

地 目 雑種地

地 積 49平方メートル

所有者 B

40 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番3

地 目 畑

地 積 11平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 B

41 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番4

地 目 畑



物 件 目 録

地 積 2.75 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 B

42 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番 5

地 目 雑種地

地 積 120 平方メートル

所有者 B

43 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番 6

地 目 雑種地

地 積 16 平方メートル

所有者 B

☆44 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1417 番

地 目 畑

地 積 978 平方メートル

所有者 A

45 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸



物 件 目 録

地 番 1417番2
地 目 雑種地
地 積 165平方メートル

所有者 A

☆46 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番1
地 目 畑
地 積 57平方メートル

所有者 C

47 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番2
地 目 山林
地 積 3.85平方メートル

所有者 A

☆48 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番3
地 目 畑
地 積 135平方メートル

所有者 C

☆49 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸



物 件 目 録

地 番 1418番4

地 目 畑

地 積 64平方メートル

所有者 C

50 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番5

地 目 山林

地 積 104平方メートル

所有者 A

51 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番6

地 目 山林

地 積 10平方メートル

所有者 A

52 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419番1

地 目 畑

地 積 501平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



物 件 目 録

所有者 C

53 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1419番2
地 目 雑種地
地 積 49平方メートル

所有者 C

54 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1419番3
地 目 畑
地 積 202平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

55 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1419番4
地 目 雑種地
地 積 98平方メートル

所有者 C

56 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1421番3



物 件 目 録

地 目 山林

地 積 2.19平方メートル

所有者 A

63 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1406番地、1404番地
2、1406番地先

家屋 番号 1406番

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 214.65平方メートル

(現況)

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺高床式平家建

所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1406番地、1404番地
2、1404番地3、1401番地1、1403番地、1403番地
2、1404番地、1408番地1、1408番地3、1410番地
1

(未登記附属建物)

種 類 車庫・物置

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約48平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置



物 件 目 録

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約72平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約56平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 事務所

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約10平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約26平方メートル

所有者 有限会社クレセンド

64 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1408番地1、1407番地

家屋 番号 1408番1

種 類 畜舎

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 99.15平方メートル



物 件 目 録

所有者 C



物件明細書

令和 4年11月 9日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 中 川 晃 久

1 不動産の表示

【物件番号1～56, 63, 64】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3, 5, 17～19, 21, 24, 25, 27, 29, 30, 33, 34, 40～42, 48, 50, 54～56】

地役権

範囲 全部

要役地 平塚市真土字二十の域2294番1

設定日 平成3年12月12日設定

- 目的
- 1 送電線路の架設および保守等のための土地立入
 - 2 送電線路の最下垂時における電線から3.6mの範囲内における建造物築造の禁止、ならびに送電線路に支障となる工作物の設置、竹木の植栽等その他送電線路に支障となる一切の行為の禁止
 - 3 爆発性、引火性を有する危険物を製造、取扱い、および貯蔵禁止

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～5, 6】

本件共有者C及びDが共同して占有している。

【物件番号7～10及び13の各一部, 19～21, 23～27, 37～43, 45, 52～55】

本件債務者有限会社クレセンド及び株式会社大磯なごみ牧場, Fが共同して占有している。同人らの占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号16】

本件土地の一部をBが売却対象外建物(家屋番号1420番1)を所有して占有している。同人の占有権限は使用借権と認められる。

【物件番号28～34】

本件所有者Bが占有している。

【物件番号35, 36】

本件所有者Aが占有している。

【物件番号44】

Bが占有している。農地法3条の許可を受けていない。

【物件番号46, 48, 49】

本件所有者Cが占有している。

【物件番号47, 50, 51, 56】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号63】

本件建物所有者有限会社クレセンド及びFが共同して占有している。

Fの占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号64】

有限会社クレセンド及びFが共同して占有している。

同人らの占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受への参考となる事項

【物件番号1～56】

隣地との境界が不明確である。

なお、本件土地内に売却対象外土地（地番1387番2，所有者東京電力パワーグリッド株式会社，地番1404番3，所有者E，地番1415番2，所有者（登記名義人）Cの亡父）がある。

【物件番号36, 37】

地籍図上筆界未定である。

【物件番号63】

本件建物のために，その敷地（地番1404番3の一部，所有者E）につき使用借権が存する。買受人は，敷地利用権の設定を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番1

地 目 畑

地 積 456平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番3

地 目 雑種地

地 積 64平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番4

地 目 雑種地

地 積 30平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番5

地 目 雑種地

地 積 18平方メートル



物 件 目 録

共有者 C 持分 2 分の 1
共有者 D 持分 2 分の 1

5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 3 8 7 番 6
地 目 畑
地 積 3 3 9 平方メートル

共有者 C 持分 2 分の 1
共有者 D 持分 2 分の 1

6 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 3 8 7 番 8
地 目 畑
地 積 1 7 3 平方メートル

共有者 C 持分 2 分の 1
共有者 D 持分 2 分の 1

7 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 0 1 番 1
地 目 山林
地 積 3 9 4 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地

所有者 A



物 件 目 録

8 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1401番4

地 目 雑種地

地 積 25平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地

所有者 A

9 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番

地 目 畑

地 積 161平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地

所有者 A

10 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番2

地 目 雑種地

地 積 28平方メートル

(現況)

地 目 雑種地・宅地



11

物 件 目 録

所有者 A

1 1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 0 4 番
地 目 畑
地 積 4 2 9平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

1 2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 0 4 番 2
地 目 雑種地
地 積 4 5平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

1 3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 0 5 番
地 目 山林
地 積 1 4 8平方メートル

(現況)



物 件 目 録

地 目 雑種地・宅地

所有者 A

14 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1406 番

地 目 田

地 積 271 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 B

15 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1407 番

地 目 田

地 積 185 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

16 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1408 番 1

地 目 宅地

地 積 330.08 平方メートル



物 件 目 録

所有者 A

17 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1408番2
地 目 宅地
地 積 3.40平方メートル

所有者 B

18 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1408番3
地 目 宅地
地 積 63.20平方メートル

所有者 B

19 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1409番
地 目 畑
地 積 128平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

20 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1409番2



物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 0.65 平方メートル

所有者 C

21 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1409 番 3

地 目 雑種地

地 積 51 平方メートル

所有者 C

22 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410 番 1

地 目 畑

地 積 243 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 C

23 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410 番 2

地 目 雑種地

地 積 57 平方メートル

所有者 C



物 件 目 録

24 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410番3

地 目 畑

地 積 162平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

25 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410番4

地 目 雑種地

地 積 7.45平方メートル

所有者 C

26 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1411番1

地 目 畑

地 積 36平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

27 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸



物 件 目 録

地 番 1411番2

地 目 畑

地 積 111平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

28 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1412番1

地 目 畑

地 積 217平方メートル

所有者 B

29 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1412番2

地 目 雑種地

地 積 131平方メートル

所有者 B

30 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1412番3

地 目 畑

地 積 132平方メートル

物 件 目 録

所有者 B

3 1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 1 3 番 1
地 目 畑
地 積 2 4 7 平方メートル

所有者 B

3 2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 1 3 番 2
地 目 雑種地
地 積 6 7 平方メートル

所有者 B

3 3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 1 3 番 3
地 目 畑
地 積 1 9 平方メートル

所有者 B

3 4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 1 3 番 4
地 目 雑種地
地 積 3 4 平方メートル



物 件 目 録

所有者 B

35 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1414番
地 目 畑
地 積 82平方メートル

所有者 A

36 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1415番1
地 目 畑
地 積 386平方メートル

所有者 A

37 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1415番3
地 目 山林
地 積 122平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 A

38 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1416番1



物 件 目 録

地 目 畑

地 積 1 0 9 5 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 B

3 9 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 6 番 2

地 目 雑種地

地 積 4 9 平方メートル

所有者 B

4 0 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 6 番 3

地 目 畑

地 積 1 1 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 B

4 1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 6 番 4

地 目 畑



物 件 目 録

地 積 2. 7 5 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 B

4 2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 6 番 5

地 目 雑種地

地 積 1 2 0 平方メートル

所有者 B

4 3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 6 番 6

地 目 雑種地

地 積 1 6 平方メートル

所有者 B

4 4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 7 番

地 目 畑

地 積 9 7 8 平方メートル

所有者 A

4 5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸



物 件 目 録

地 番 1417番2
地 目 雑種地
地 積 165平方メートル

所有者 A

46 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番1
地 目 畑
地 積 57平方メートル

所有者 C

47 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番2
地 目 山林
地 積 3.85平方メートル

所有者 A

48 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番3
地 目 畑
地 積 135平方メートル

所有者 C

49 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸



11

物 件 目 録

地 番 1418番4

地 目 畑

地 積 64平方メートル

所有者 C

50 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番5

地 目 山林

地 積 104平方メートル

所有者 A

51 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番6

地 目 山林

地 積 10平方メートル

所有者 A

52 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419番1

地 目 畑

地 積 501平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



11

物 件 目 録

所有者 C

5 3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 1 9 番 2
地 目 雑種地
地 積 4 9 平方メートル

所有者 C

5 4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 1 9 番 3
地 目 畑
地 積 2 0 2 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 C

5 5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 1 9 番 4
地 目 雑種地
地 積 9 8 平方メートル

所有者 C

5 6 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1 4 2 1 番 3



物 件 目 録

地 目 山林

地 積 2. 19 平方メートル

所有者 A

63 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸 1406 番地、1404 番地
2、1406 番地先

家屋 番号 1406 番

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 214. 65 平方メートル

(現況)

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺高床式平家建

所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸 1406 番地、1404 番地
2、1404 番地 3、1401 番地 1、1403 番地、1403 番地
2、1404 番地、1408 番地 1、1408 番地 3、1410 番地
1

(未登記附属建物)

種 類 車庫・物置

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 48 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 72 平方メートル

物 件 目 録

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 56 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 事務所
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 10 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 26 平方メートル

所有者 有限会社クレセンド

64 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸 1408 番地 1、1407 番地

家屋 番号 1408 番 1

種 類 畜舎

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 99.15 平方メートル

所有者 C



事件番号 令和3年(ケ)第115号(4の1)

横浜地方裁判所小田原支部民事部競売係 御中

令和4年1月11日

横浜地方裁判所小田原支部

執行官 小早川 健 造

上申書(訂正報告)

標記事件において、さきに提出した現況調査報告書について、下記のとおり訂正して報告します。

記

- 1 上記報告書18枚目の物件63建物欄のうち「所在、構造及び床面積の概略」欄の記載中、所在欄に

「伊勢原市東大竹字下谷戸1406番地、1404番地2、1404番地3」

とあるのを

「伊勢原市東大竹字下谷戸1406番地、1404番地2、1404番地3、1401番地1、1403番地、1403番地2、1404番地、1408番地1、1408番地3、1410番地1」

と訂正する。

- 2 上記報告書19枚目の「付属建物・構築物の表示(物件63関係)」欄の記載中に、

- ① 構築物(1)の床面積が「約300㎡」とあるのを「約340㎡」と、
- ② 構築物(2)の床面積が「約220㎡」とあるのを「約240㎡」と、
- ③ 構築物(3)の床面積が「約300㎡」とあるのを「約350㎡」と、

④ 構築物(7)の床面積が「約 2 4 0 m²」とあるのを「約 2 3 0 m²」とそれぞれ訂正する。

以上

横浜地方裁判所小田原支部民事部競売係 御中

令和4年10月4日

横浜地方裁判所小田原支部

執行官 小早川 健 造

上申書（訂正報告）

標記事件において、さきに提出した現況調査報告書について、下記のとおり訂正して報告します。

記

第1 上記報告書16枚目について

1 「占有者及び占有状況」欄に

「☒土地所有者（B，C，D） ☐その他の者」

とあるのを

「☒土地所有者（A，B，C，D） ☐その他の者」

と訂正し、

2 同欄に、

「☒ 上記の者（B）が本土地（物件35，36）を畑（休耕地）として
使用している」

とあるのを

「☒ 上記の者（A）が本土地（物件35，36）を畑（休耕地）として
使用している」

と訂正する。

第2 上記報告書18枚目について

1 土地欄のうち「占有者及び占有状況」欄に

「□土地所有者 ■その他の者（①有限会社クレセンド、②B、③C）」
と訂正し、

「2 上記②の者が本土地（物件15～18）上に物件64建物を所有し、占有している」

「2 上記①ないし③の者が本土地（物件15～18）を一体の敷地として使用し、そのうち上記①の者が本土地（物件16，18）上に物件63建物の付属建物(1)を所有して占有し、上記②の者が本土地（物件16）上に件外の物件65建物を所有して占有し、上記③の者が本土地（物件15，16）上に物件64建物を所有して占有している」

「☒建物所有者 ☐その他の者（）」
とあるのを

「■C
(Aの父親)」

「■ C
(B の父親)」

(2枚目)

第5 上記報告書26枚目について

一の3に

- (1) 物件35及び36土地には、現場の状況からして、Bの占有が認められる。
- (2) これらの土地には、特に耕作されている様子は見受けられないが、耕作として使用することは可能であると思われる。
- (3) よって、物件35及び36土地は所有者Bが畑（休耕地）として占有しているものと認める。

とあるのを

- (1) 物件35及び36土地には、現場の状況からして、Aの占有が認められる。
- (2) これらの土地には、特に耕作されている様子は見受けられないが、耕作地として使用することは可能であると思われる。
- (3) よって、物件35及び36土地は所有者Aが畑（休耕地）として占有しているものと認める。

と訂正する。

第6 上記報告書27枚目について

1 二の2(3)に

「よって、物件7ないし10及び13土地の各一部は、占有者クレセンド並びになごみ牧場及びFが雑種地として共同して使用しているものと認める。」

とあるのを

「よって、物件7ないし10及び13土地の各一部、19ないし21、23～27、37～43、45並びに52～55土地は、占有者クレセンド並びになごみ牧場及びFが雑種地として共同して使用しているものと認める。」

と訂正し、

2 三の2に

「(1) 物件15～18土地上には、C所有の物件64建物が存しており、その敷地として使用されている。なお、物件16土地には、件外の6

5 建物が越境している可能性がある。

(2) よって、これらの土地は、Cが宅地として使用している。その占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。」

とあるのを

「(1) 物件15～18土地には、クレセンド所有の物件63建物の附属建物(1)及びC所有の物件64建物が存しており、これに加えてB所有の件外の物件65建物の一部が越境して存している。

「(2) よって、これらの土地は、クレセンド、B及びCが宅地として共同して使用しているものと認める。その占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。」

と訂正する。

以上

令和 3年(ケ)第 115号
令和 3年 9月 2日受理
令和 3年12月20日提出

現況調査報告書(4の1)

横浜地方裁判所小田原支部

執行官 小早川 健 造

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番1

地 目 畑

地 積 456平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番3

地 目 雑種地

地 積 64平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番4

地 目 雑種地

地 積 30平方メートル

共有者 C 持分2分の1

共有者 D 持分2分の1

4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番5

地 目 雑種地

地 積 18平方メートル

物 件 目 録

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番6

地 目 畑

地 積 339平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

6 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1387番8

地 目 畑

地 積 173平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

7 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1401番1

地 目 山林

地 積 394平方メートル

所有者 A

8 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1401番4

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 25平方メートル

所有者 A

9 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番

地 目 畑

地 積 161平方メートル

所有者 A

10 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番2

地 目 雑種地

地 積 28平方メートル

所有者 A

11 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1404番

地 目 畑

地 積 429平方メートル

所有者 A

12 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1404番2

(3 枚目)

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 45 平方メートル

所有者 A

13 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1405 番

地 目 山林

地 積 148 平方メートル

所有者 A

14 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1406 番

地 目 田

地 積 271 平方メートル

所有者 B

15 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1407 番

地 目 田

地 積 185 平方メートル

所有者 A

16 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1408 番 1

（ 4 枚目）

物 件 目 録

地 目 宅地

地 積 330.08 平方メートル

所有者 A

17 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1408 番 2

地 目 宅地

地 積 3.40 平方メートル

所有者 B

18 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1408 番 3

地 目 宅地

地 積 63.20 平方メートル

所有者 B

19 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1409 番

地 目 畑

地 積 128 平方メートル

所有者 C

20 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1409 番 2

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 0.65平方メートル

所有者 C

21 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1409番3

地 目 雑種地

地 積 51平方メートル

所有者 C

22 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410番1

地 目 畑

地 積 243平方メートル

所有者 C

23 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410番2

地 目 雑種地

地 積 57平方メートル

所有者 C

24 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410番3

(6 枚目)

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 162 平方メートル

所有者 C

25 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410 番 4

地 目 雑種地

地 積 7.45 平方メートル

所有者 C

26 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1411 番 1

地 目 畑

地 積 36 平方メートル

所有者 C

27 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1411 番 2

地 目 畑

地 積 111 平方メートル

所有者 C

28 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1412 番 1

（ 7 枚目 ）

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 217 平方メートル

所有者 B

29 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1412 番 2

地 目 雑種地

地 積 131 平方メートル

所有者 B

30 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1412 番 3

地 目 畑

地 積 132 平方メートル

所有者 B

31 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1413 番 1

地 目 畑

地 積 247 平方メートル

所有者 B

32 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1413 番 2

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 67平方メートル

所有者 B

33 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1413番3

地 目 畑

地 積 19平方メートル

所有者 B

34 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1413番4

地 目 雑種地

地 積 34平方メートル

所有者 B

35 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1414番

地 目 畑

地 積 82平方メートル

所有者 A

36 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1415番1

(9 枚目)

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 386平方メートル

所有者 A

37 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1415番3

地 目 山林

地 積 122平方メートル

所有者 A

38 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番1

地 目 畑

地 積 1095平方メートル

所有者 B

39 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番2

地 目 雑種地

地 積 49平方メートル

所有者 B

40 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番3

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 11 平方メートル

所有者 B

41 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番4

地 目 畑

地 積 2.75 平方メートル

所有者 B

42 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番5

地 目 雑種地

地 積 120 平方メートル

所有者 B

43 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番6

地 目 雑種地

地 積 16 平方メートル

所有者 B

44 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1417 番

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 978平方メートル

所有者 A

45 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1417番2

地 目 雑種地

地 積 165平方メートル

所有者 A

46 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番1

地 目 畑

地 積 57平方メートル

所有者 C

47 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番2

地 目 山林

地 積 3.85平方メートル

所有者 A

48 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番3

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 135 平方メートル

所有者 C

49 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418 番 4

地 目 畑

地 積 64 平方メートル

所有者 C

50 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418 番 5

地 目 山林

地 積 104 平方メートル

所有者 A

51 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418 番 6

地 目 山林

地 積 10 平方メートル

所有者 A

52 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419 番 1

(13 枚目)

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 501 平方メートル

所有者 C

53 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419 番 2

地 目 雑種地

地 積 49 平方メートル

所有者 C

54 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419 番 3

地 目 畑

地 積 202 平方メートル

所有者 C

55 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419 番 4

地 目 雑種地

地 積 98 平方メートル

所有者 C

56 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1421 番 3 (14 枚目)

物 件 目 録

地 目 山林

地 積 2.19平方メートル

所有者 A

63 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1406番地、1404番地
2、1406番地先

家屋 番号 1406番

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 214.65平方メートル

所有者 有限会社クレセンド

64 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1408番地1、1407番
地

家屋 番号 1408番1

種 類 畜舎

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 99.15平方メートル

所有者 C

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1, 5, 6, 28, 30, 31, 33, 35, 36, 44, 46～51 56			
現況地目	☒ 畑 (物件 1, 5, 6, 28, 30, 31, 33, 35, 36, 44, 46, 48, 49) ☒ 山林 (物件 47, 50, 51, 56) ☐			
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (B, C, D) ☐ その他の者 ☒ 上記の者 (C, D) が本土地 (物件 1, 5, 6) を畑 (家庭菜園) として共同して使用している ☒ 上記の者 (B) が本土地 (物件 28, 30, 31, 33) を畑 (家庭菜園) として使用している ☒ 上記の者 (B) が本土地 (物件 35, 36) を畑 (休耕地) として使用している ☒ 上記の者 (B) が本土地 (物件 44) を畑 (家庭菜園) として使用している ☒ 上記の者 (C) が本土地 (物件 46, 48, 49) を畑 (家庭菜園) として使用している ☒ 上記の者 (B) が本土地 (物件 47, 50, 51, 56) を山林として使用している ☐ ☒ 「執行官の意見」のとおり ☐			
その他の事項				
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年()第 号 保管開始日 年 月 日]			
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件2～4, 7～10, 13, 19～21, 23～27, 29, 32, 34, 37～43, 45, 52～55			
現況地目	☒ 雑種地 (物件2～4, 7の一部, 8の一部, 9の一部, 10の一部, 13の一部, 19～21, 23～27, 29, 32, 34, 37～43, 45, 52～55) ☐			
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ ①土地所有者 (B, C, D) ☒ ②その他の者 (有限会社クレセンド, 株式会社大磯なごみ牧場, F) ☒ 上記①の者 (C, D) が本土地 (物件2～4) を雑種地として共同して使用している ☒ 上記②の者 (有限会社クレセンド, 株式会社大磯なごみ牧場, F) が本土地 (物件7～10の各一部, 13の一部, 19～21, 23～27, 37～43, 45, 52～55) を雑種地として共同して使用している ☒ 上記①の者 (B) が本土地 (物件29, 32, 34) を雑種地として使用している ☐ ☒ 「執行官の意見」のとおり ☐			
その他の事項	☐			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年()第 号 保管開始日 年 月 日			
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 7 ～ 18, 22		
現況地目	■宅地 (物件 7 の一部, 8 の一部, 9 の一部, 10 の一部, 11, 12, 13 の一部, 14 ～ 18, 22)		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (①有限会社クレセンド, ②C) 1 上記①の者が本土地 (物件 7 ～ 14, 22) 上に物件 63 建物を所有し占有している 2 上記②の者が本土地 (物件 15 ～ 18) 上に物件 64 建物を所有し, 占有している ☒ 「執行官の意見」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
建物	物件 63		
所在, 構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (■主たる建物 ☐ 附属建物) ■所在: 伊勢原市東大竹字下谷戸 1406 番地, 1404 番地 2, 1404 番地 3 ☐ 種類: ■構造: 木造亜鉛メッキ鋼板葺高床式平家建 ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある (「附属建物・構築物の表示」のとおり)		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 (有限会社クレセンド) ☒ その他の者 (F) 上記の者が本建物を 物置 として共同して使用している ☒ 「執行官の意見」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☐ ない ☒ ある (「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	■本建物のうち高床式の下部及び下屋部分は上記の者により畜舎として使用されており, 当該部分は周壁が無く開閉可能な柵等に囲まれている。		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

附属建物・構築物の表示 (物件63関係)

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 未登記附属建物(1) | 種類:車庫・物置
構造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積:約48㎡ |
| 2 | 未登記附属建物(2) | 種類:物置
構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積:約72㎡ |
| 3 | 未登記附属建物(3) | 種類:物置
構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積:約56㎡ |
| 4 | 未登記附属建物(4) | 種類:事務所
構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積:約10㎡ |
| 5 | 未登記附属建物(5) | 種類:物置
構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積:約26㎡ |
-
- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 構築物(1) | 畜舎, 軽量鉄骨造, 約300㎡, 周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。 |
| 2 | 構築物(2) | 畜舎, 軽量鉄骨造, 約220㎡, 周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。 |
| 3 | 構築物(3) | 畜舎, 軽量鉄骨造, 約300㎡, 周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。 |
| 4 | 構築物(4) | 機材・牛糞置場, 軽量鉄骨・木造, 約120㎡, 周壁は無く屋根はビニールトタン。 |
| 5 | 構築物(5) | おが屑置場, 木造, 約45㎡, 周壁は無く屋根はビニールトタン |
| 6 | 構築物(6) | 畜舎, 木造, 約110㎡, 周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている(未登記附属建物(4)に接続している。) |
| 7 | 構築物(7) | 畜舎, 木造, 約240㎡, 周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。 |
| 8 | 構築物(8) | 資材・車輛置場, 鉄骨造, 約120㎡, コンテナを利用し, 周壁は無い。 |

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況 (物件63関係)		
所 在	伊勢原市東大竹字下谷戸	
地 番	1404番3	
地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☒ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐	
地 積	82平方メートル (☐ 全部 ☒ 約8平方メートル)	
所 有 者	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()	
そ の 他 の 事 項	構築物(7)の敷地の一部としても使用されているものと思われる。	
■関係人(■A(建物所有者代表者) E(目的外土地所有者))の陳述/□提示文書()の要旨		
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占 有 開 始 時 期	平成27年 8月17日	
最 初 の 契 約 日	平成27年 8月17日	
契 約 等 期 間	平成27年 8月17日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現 在 の 契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契 約 等 貸 主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()	
当 事 者 借 主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()	
地代・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)	
地 代 前 払	☐ ない ☐ ある (金 円 分まで)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特 約 等		
地 代 滞 納	☐ ない ☐ ある (平成 年 月 日現在 金 円)	
契 約 解 除	☐ ない ☐ ある ()	
訴 訟 提 起 等	☐ ない ☐ ある [☐ 地方裁判所 支部 年()第 号 □係属中 □終局 ()	
そ の 他		
執 行 官 の 意 見	■上記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(建物用〈単独〉)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
建物	物件64			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 ☐ 構造 ☐ 床面積			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある [種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (有限会社クレセンド・F) 上記の者が本建物を 畜舎 として共同して使用している ☒ 「執行官の意見」のとおり			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年()第 号 保管開始日 年 月 日			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者)	1 (1) 東京電力の鉄塔（地番「1387番2」）の周囲は畑（物件1, 56）ですが、従前、近隣の方に無償でお貸ししていましたが、今回、返していただきました。現在は、私の父親Cと母親Dが家庭菜園として使用しています。 (2) 他人には貸していません。 2 (1) その南側の柿畑（物件44）は私の元夫Aの土地ですが、現在は私が家庭菜園として使用しています。 (2) Aと私の間に賃貸借契約はありません。無償で使用しています。 3 (1) 北西側の市道に接する土地（物件7, 8, 13）から南西側の土地（物件38, 52, 54等）にかけては、Aが興した有限会社クレセンド（以下「クレセンド」という。）が牛を育てていましたが、現在同社は営業していません。 (2) でも、物件63建物や牛舎などの設備（以下「畜舎等」という。）はクレセンドが建てた物ですが、その敷地の中にはCの土地や私の土地もあります。でも、その敷地についても賃貸借契約はありません。無償です。 (3) また、物件64建物はCの物ですが、その敷地の中にはAの土地や私の土地もあります。でも、その敷地についても賃貸借契約はありませんから無償です。 (4) つまり、これら土地とその上の畜舎等について、賃貸借契約は一切ありません。 4 (1) 現在、畜舎等は株式会社大磯なごみ牧場（以下「なごみ牧場」という。）という会社が使用しています。なごみ牧場は私の娘であるFが興した会社で、牛の育成という事業を行っています。つまり、牛を育てて出荷するというものですが、現在、飼育している牛は100頭もいないと思いますが、数十頭にはなります。 (2) 畜舎等の使用について、クレセンドとなごみ牧場との間にどのような契約があるのかは私には分かりません。 (3) 牛舎（構築物(2)）の横（東側）には井戸があります。 5 (1) 畜舎等の南側の土地（物件28, 30, 31, 35等）は、ご覧のとおり特に使用していません。 (2) ただ、ここには私どもで代々お守りしている墓地（地番1415番2）があります。 (3) これら土地のさらに南側の土地（地番1397番1ほか）との間は道になっていると思います。この地番1397番1土地上の塀が一部出入口のようになっていますが、以前はそこからEさんが私どもの土地へ自動車で行き来していたことがあるようですが、最近はどうかよく分かりません。 6 畑にしても畜舎等の敷地その他の土地にしても、隣接地との境界に争いはありません。 7 (1) また、牛舎（構築物(2)）の屋根にはソーラーパネルが乗っているのですが、これは、以前、知人であるGさんからAが依頼され、設置を承認したようです。 (2) 契約のことはよく分かりませんが、料金的なことは聞いたことはあ

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (Aの父親)	りません。 1 (1) 私は、Bの父親です。 (2) 私も物件66建物に居住しています。 2 庚申塔はBの言うとおり市道沿いに祀っていますが、これは私どもの家だけでなく、昔から近隣の方々と共同で設置して祀ってきたものなのです。ですから、庚申塔は私どもだけのものではないので勝手に処分することはできないことをお伝えします。 3 (1) 東京電力の鉄塔は、もう昔(戦前)から今の位置に存在しています。 (2) 地番「1415番2」の土地は、私ども代々の墓地です。この墓地の名義は私の亡父のままになっていますが、今も家族の者でお守りしています。
■ A (所有者)	1 (1) 私は、Bの元夫です。 (2) 私は、有限会社クレセンド(以下「クレセンド」という。)の代表者です。 (3) 私は、現在、物件66建物には居住していません。他所に居住しています。 2 (1) クレセンドは、現在も本件土地で牧場を営業しています。Bは営業していないと言っているようですが、それは違います。 (2) もともと、毎日というわけにはいきませんが、現在もときどき畜舎等に来て牧場の仕事をしています。 (3) また、畜舎等は私の娘Fの会社であるなごみ牧場にも貸していますが、親子のことですから契約などありません。無償です。それに、Fは個人でも牛を育てる事業を畜舎及び牧場の他の設備を使用して行っていますので、そういう意味ではF個人にも無償で貸しています。 (4) 本件土地のうちには牧場以外にも、畑や山林などがあつたりしますが、そのうちには私の名義の土地もあります。でも、現在、私は牧場以外の土地には関わっていません。 3 (1) それから、畜舎等の敷地のうち「地番1404番3」の土地(以下「目的外土地」という。)は、以前、私が所有していましたが、Eさんに買ってもらいました。 (2) 目的外土地には、もしかすると、物件63建物とか、その他の設備が一部乗っているかもしれませんが、その底地部分について契約は何もありません。無償です。 (3) また、Eさんは、以前、地番1397番1土地から畜舎等の敷地を車で通行していたときがありましたが、現在はそのようなことはないと思います。 4 (1) 牛舎(構築物(2))の屋根に乗っているソーラーパネルについては、以前、知人のGさんから私が依頼されましたので、設置を了承しました。 (2) 屋根の使用については賃貸借契約はありません。無償です。 5 (1) 牛舎(構築物(2))の西側にあるプレハブ小屋は、以前、クレセンド

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ E (目的外土地所有者)	の従業員に使用させていましたが、現在は誰も使用していません。この小屋は置いてあるだけで、基礎はありません。 1 (1) 目的外土地はAさんから依頼を受けましたので、私が購入しましたが、私はこれを特に使用していません。 (2) 私は株式会社トーシンホームの代表者でもあります。以前、当社は本件土地の購入を依頼されていた経緯がありましたので、目的外土地を私個人において購入しました。でもその後、本件土地の購入の話は立ち消えとなりましたので、結局、目的外土地のみ購入した結果となりました。 2 (1) 目的外土地には建物や設備は乗っていないという認識でしたが、仮に建物等が乗っているとしても、何らの契約もしておりませんので無償ということになります。 (2) 目的外土地と隣接の本件土地との間に境界の争いはありません。 3 なお、本件土地の購入の話があった当時は、本件土地を通行させてもらうなどして使用していた時期がありますが、現在は、私個人としても当社としても本件土地を通行するなどしていませんし、一切関与していません。
■ F (占有者代表者兼占有者)	1 (1) 私は、A・Bの長女です。 (2) 私は、なごみ牧場の代表取締役です。 2 (1) なごみ牧場は、畜舎等がある牧場をクレセントから借りていますが親子のことでですから契約はありません。無償で借りています。 (2) ただし、物件63建物と物件64建物は、私個人で借りています。この2つの建物では、牛の育成と言って、業者から子牛をお預かりして、これを大人に育ててからお返しするという事業を行っていますがそれは私個人の事業なので、この2つの建物は私個人で借りているということになりますが、これについても賃貸借契約はありませんから無償で借りています。 (3) その他の畜舎は、なごみ牧場としての事業で使用していますので、なごみ牧場が借主です。 (4) でも、牧場の事業のためには、畜舎以外の設備も必要なので使用していますが、それらの設備はなごみ牧場としても私個人としても無償で借りていることになります。
■ G (Aの知人)	1 (1) 私は、G本人です。 (2) Aさんとは、最近、お会いしていませんが、存じております。 2 (1) でも、ソーラーパネルのことはよく分かりません。 (2) もう10年以上前のことなので記憶がはっきりしませんが、Aさんとソーラーパネルの話をした記憶はあります。でも、私がそのソーラーパネルを置かせてもらったのかどうかは分かりません。 (3) つまり、牛舎の屋根に乗っているソーラーパネルが私の所有物であるかどうかは分かりません。ですから、契約の有無も一切分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ H (Gの知人)	1 (1) 私は、Gさんの知人です。 (2) かつて、Gさんと一緒に仕事をしていましたので、Gさんのことはよく知っています。ただ、Gさんは、このところ、記憶がしっかりしていないようにお見受けしています。 2 (1) 今回のソーラーパネルについては、Gさんが以前Aさんに依頼して牛舎の屋根に設置させてもらったもので、Gさんが電力会社に売電していますので、このソーラーパネルの設備はGさん個人の所有物だと思います。 (2) ただ、ソーラーパネルの設置について、Aさんとどのような契約をされているのかまでは分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 物件 1, 5, 6, 28, 30, 31, 33, 35, 36, 44, 46～51 及び 56 土地について
- 1 (1) 物件 1, 5 及び 6 土地には、現場の状況及び関係人の陳述からして、第三者の占有徴表は認められない。
- (2) これら土地は現に畑として耕作されていたが、関係人の陳述からして生産農家によるものではなく、家庭菜園と認める。
- (3) よって、物件 1, 5 及び 6 土地は所有者 C・D が畑（家庭菜園）として共同して使用しているものと認める。
- 2 (1) 物件 28, 30, 31 及び 33 土地には、現場の状況及び関係人の陳述からして、第三者の占有徴表は認められない。
- (2) これら土地には特に耕作されている様子は見受けられないが、耕作地として使用することは可能であると思われる。
- (3) よって、物件 28, 30, 31 及び 33 土地は、所有者 B が畑（休耕地）として使用しているものと認める。
- (4) なお、物件 28, 30 及び 31 土地について、農業委員会によると、株式会社トーンホームが道路として使用するための農地転用許可を受けているが、現場の状況及び関係人の陳述からして、現在、同社は使用していないものと思われる。
- (5) なお、物件 31 土地に接して存している地番「1415番2」の土地は、登記上も関係人の陳述のとおり墓地であり、また、当該名義人は C の亡父であるとのことであるから、本件売却後においても同所への出入りのため相当な範囲において慣習的な権利が認められる可能性があるものと思われる。
- 3 (1) 物件 35 及び 36 土地には、現場の状況からして、B の占有が認められる。
- (2) これらの土地には、特に耕作されている様子は見受けられないが、耕作として使用することは可能であると思われる。
- (3) よって、物件 35 及び 36 土地は所有者 B が畑（休耕地）として占有しているものと認める。その占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。
- 4 (1) 物件 44 土地には、現場の状況及び関係人の陳述からして、B の占有が認められる。
- (2) この土地は現に柿畑として耕作されていたが、関係人の陳述からして生産農家によるものではなく、家庭菜園と認める。
- (3) よって、物件 44 土地は、占有者 B が畑（家庭菜園）として使用しているものと認める。その占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。
- 5 (1) 物件 46, 48 及び 49 土地には、現場の状況及び関係人の陳述からして、第三者の占有徴表は認められない。
- (2) これら土地は現に畑として耕作されていたが、関係人の陳述からして生産農家によるものではなく、家庭菜園と認める。
- (3) よって、物件 46, 48 及び 49 土地は所有者 C が畑（家庭菜園）として使用しているものと認める。
- 6 (1) 物件 47, 50, 51 及び 56 土地には、現場の状況及び関係人の陳述からして、B の占有が認められる。
- (2) これら土地は傾斜地で樹木等が繁茂している状態であり、登記のとおり山林と認める。
- (3) よって、物件 47, 50, 51 及び 56 土地は、占有者 B が山林として使用しているものと認める。その占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

二 物件2～4, 7～10, 13, 19～21, 23～27, 29, 32, 34, 37～43, 45及び52～55土地について

1 (1) 物件2, 3及び4土地には, 現場の状況及び関係人の陳述からして, 第三者の占有徴表は認められない。

(2) これらの土地は一部通路化されている土地であり, 現況も登記のとおり雑種地と認める。

(3) よって, 物件2, 3及び4土地は, 所有者C・Dが雑種地として共同して使用しているものと認める。

2 (1) 物件7ないし10及び13の各一部, 19ないし21, 23～27, 37～43, 45並びに52～55土地には, 現場の状況及び関係人の陳述からして, 有限会社クレセンド(以下, 「クレセンド」という)並びに株式会社大磯なごみ牧場(以下, 「なごみ牧場」という)及びFの占有が認められる。

(2) これらの土地は, 上記の者が構築物等を使用するなどして牧場を営んでおり, 現況は雑種地と認める。なお, Fは個人で物件63・64建物のみ使用している旨の陳述が見受けられたが, 牧場経営のためには関連設備の使用が当然であること及びAの陳述からして上記土地及び同土地上の構築物等の設備をすべて使用しているものと認めた。

(3) よって, 物件7ないし10及び13土地の各一部は, 占有者クレセンド並びになごみ牧場及びFが雑種地として共同して使用しているものと認める。その占有権原は, 関係人の陳述からして使用借権と認める。

3 (1) 物件29, 32及び34土地には, 現場の状況及び関係人の陳述からして, 第三者の占有徴表は認められない。

(2) これらの土地は, もっぱら雑種地として使用されているものと認める。

(3) よって, 物件29, 32及び34土地は, 所有者Bが雑種地として使用しているものと認める。

4 物件38土地上に存するプレハブ小屋は基礎が無く, 動産である。

三 物件7～18及び22土地について

1 (1) 物件7～14及び22土地上には, クレセンド所有の物件63建物(前記「附属建物・構築物の表示」欄記載の未登記附属建物を含む)が存しており, その敷地として使用されている。

(2) よって, これらの土地は, クレセンドが宅地として使用している。その占有権原は, 関係人の陳述からして使用借権と認める。

2 (1) 物件15～18土地上には, C所有の物件64建物が存しており, その敷地として使用されている。なお, 物件16土地には, 件外の物件65建物が越境している可能性がある。

(2) よって, これらの土地は, Cが宅地として使用している。その占有権原は, 関係人の陳述からして使用借権と認める。

四 下記1の各土地の登記によると, 要旨下記2の地役権(順位1番)が設定されている。

記1

物件3, 5, 17, 18, 19, 21, 24, 25, 27, 29, 30, 33, 34, 40, 41, 42, 48, 50, 54, 55及び56土地

記2

登記受付 平成4年1月30日または同年3月17日

原因 平成3年12月12日設定

目的 1 送電線路の架設および保守等のための土地立入

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 2 送電線路の最下垂時における電線から3.6mの範囲内における建造物築造の禁止、ならびに送電線路に支障となる工作物の設置、竹木の植栽等その他送電線路に支障となる一切の行為の禁止
- 3 爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱い、および貯蔵禁止
- 範囲 全部
- 要役地 平塚市真土字二十の域2294番1

五 物件63建物について

- 1 (1) 物件63建物には、現場の状況及び関係人の陳述からして、所有者クレセンド及びFの占有が認められる。
- (2) 物件63建物は高床式の物置であるところ、床下部分及び下屋部分は畜舎となっており、現に同所で牛が飼育されていた。
- (3) よって、物件63建物は、クレセンド及びFが物置（床下部分を畜舎）として共同して使用しているものと認める。
- (4) なお、現場の状況及び関係人の陳述からして、前記「附属建物・構築物の表示」欄記載の未登記附属建物及び構築物もクレセンド及びFが共同して使用しているものと認める。
- (5) Fの占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。
- 2 (1) 物件63建物には、経年相応の劣化が見受けられた。
- (2) 構築物(2)の屋根に設置されている太陽光発電設備は、関係人の陳述からしてG所有と思われるところ、その屋根の占有権原は関係人の陳述からして使用借権と認める。

六 目的外土地について

目的外土地は、前記のとおり物件63建物の敷地の一部及び構築物(7)の敷地の一部として使用されており、さらに、その余の更地部分も牧場の敷地として使用されているものと思われるところ、関係人の陳述からして、これら敷地の占有権原は使用借権と認める。

七 物件64建物について

- 1 (1) 物件64建物には、現場の状況及び関係人の陳述からして、クレセンド及びFの占有が認められる。
- (2) よって、物件64建物は、クレセンド及びFが畜舎として共同して使用しているものと認める。
- (3) クレセンド及びFの占有権原は、関係人の陳述からして、いずれも使用借権と認める。
- 2 物件64建物についても、一見して経年劣化の状況が見受けられた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
3 年 9 月 3 日 (金) 12:20-12:35	目的物件所在地	目的物件確認, 外観調査, 写真撮影
3 年 9 月 8 日 (水) 19:18-19:25	当庁執行官事務室	Bと通話 (事情聴取, 占有調査)
3 年 9 月 14 日 (火) 15:10-15:20	目的物件所在地	外観及び立入調査, 写真撮影 B及びCと面談 (事情聴取, 占有等調査) [評価人同行]
3 年 9 月 19 日 (日) 10:00-11:50	目的物件所在地	外観及び立入調査, 写真撮影 Bと面談 (占有等調査) [評価人同行]
3 年 9 月 24 日 (金) 13:32-13:55	当職携帯電話	Fと通話 (事情聴取, 占有調査)
3 年 9 月 24 日 (金) 16:30-16:35	横浜地方法務局西湘二 宮支局	法人登記事項証明書申請・受領
3 年 9 月 27 日 (月) 15:50-16:14	当庁執行官事務室	Aと通話 (事情聴取, 占有等調査)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☒ 令和 3 年 9 月 19 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

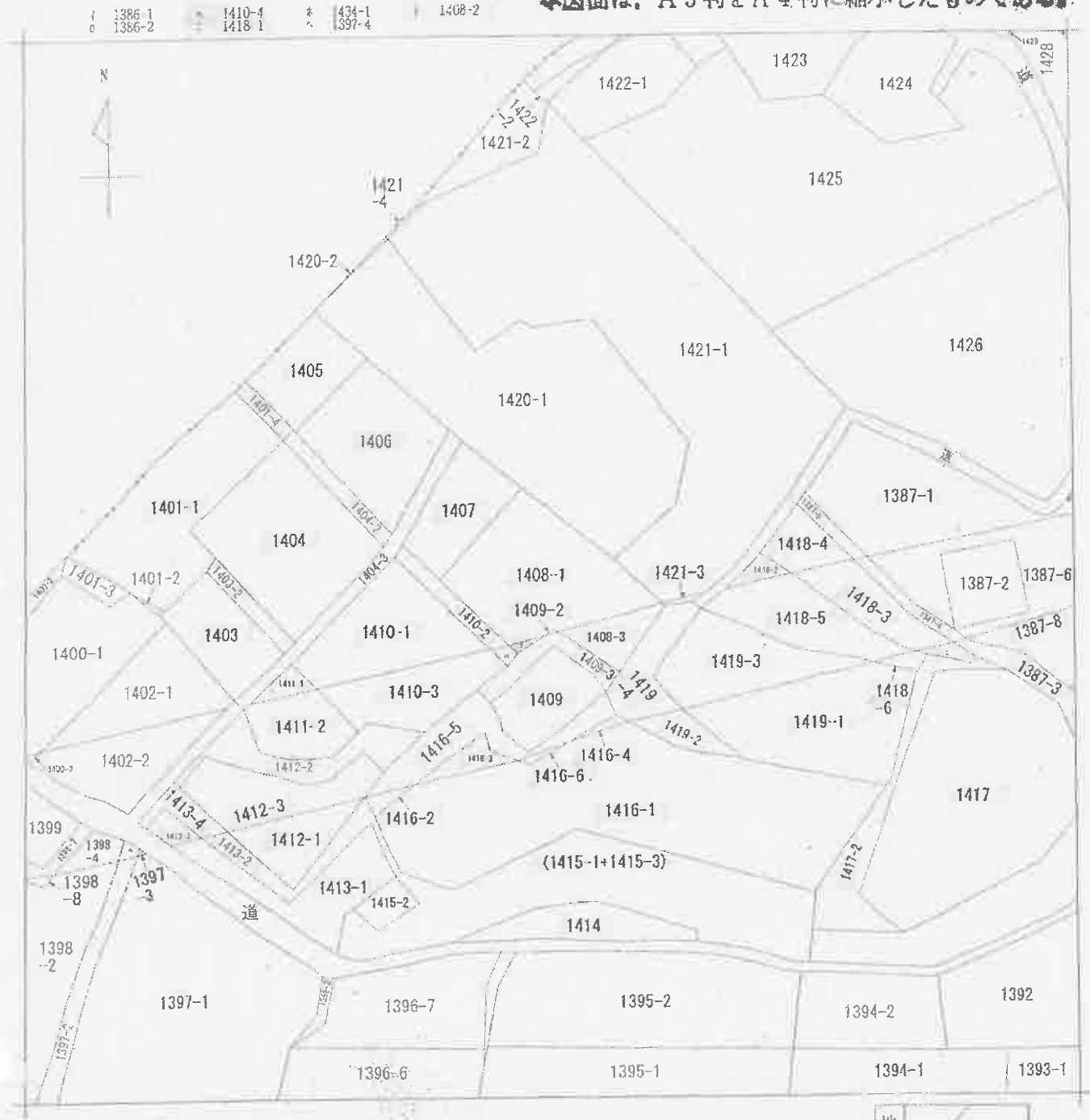
(調査経過用)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
3年10月10日(日) 10:25-11:10	目的物件所在地	外観及び立入調査、写真撮影 Bと面談(占有等調査) [評価人同行]
3年10月12日(火) : -	照会書送付	G宛送付(太陽光設備関係調査)
3年11月9日(火) 9:35-9:40	横浜地方法務局西湘二宮支局	公図申請・受領
3年11月11日(木) 18:34-18:39	当庁執行官事務室	Aと通話(事情聴取、目的外土地・太陽光設備関係調査)
3年11月11日(木) : -	照会書再送付	G宛送付(太陽光設備関係調査)
3年11月15日(月) 17:18-17:42	当庁執行官事務室	Gと通話(事情聴取、太陽光設備関係調査)
3年12月9日(木) 16:12-16:15 16:18-16:36	当庁執行官事務室	Gと通話(太陽光設備関係調査) Hと通話(事情聴取、太陽光設備関係調査)
3年12月14日(火) 13:06-13:14	当庁執行官事務室	Aと通話(事情聴取、占有・太陽光設備関係等調査)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☒ 令和 3年10月10日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A 3 判を A 4 判に縮小したものである。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
東大竹

請求部	所在	伊勢原市東大竹字下谷戸				地番	1408番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		
作成年月日				備付年月日 (原図)		補記事項	旧土地台帳附属地図		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局厚木支局管轄)

令和3年11月9日

横浜地方方法務局西瀬二宮支局

登記官

請求番号：3-2

(1/1)

(32枚目)

公用

登記年月日：平成24年3月10日

841605

前 1387-1-2-6-8 新 1387-1-2-6-8 地積測量図

地番 1387-6-7-8-1
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

これは図面に記載されていゝ内容を証明した書面である。

(測量地方官事務所本官の署名)

令和3年7月28日

伊勢原市役所

登記官

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

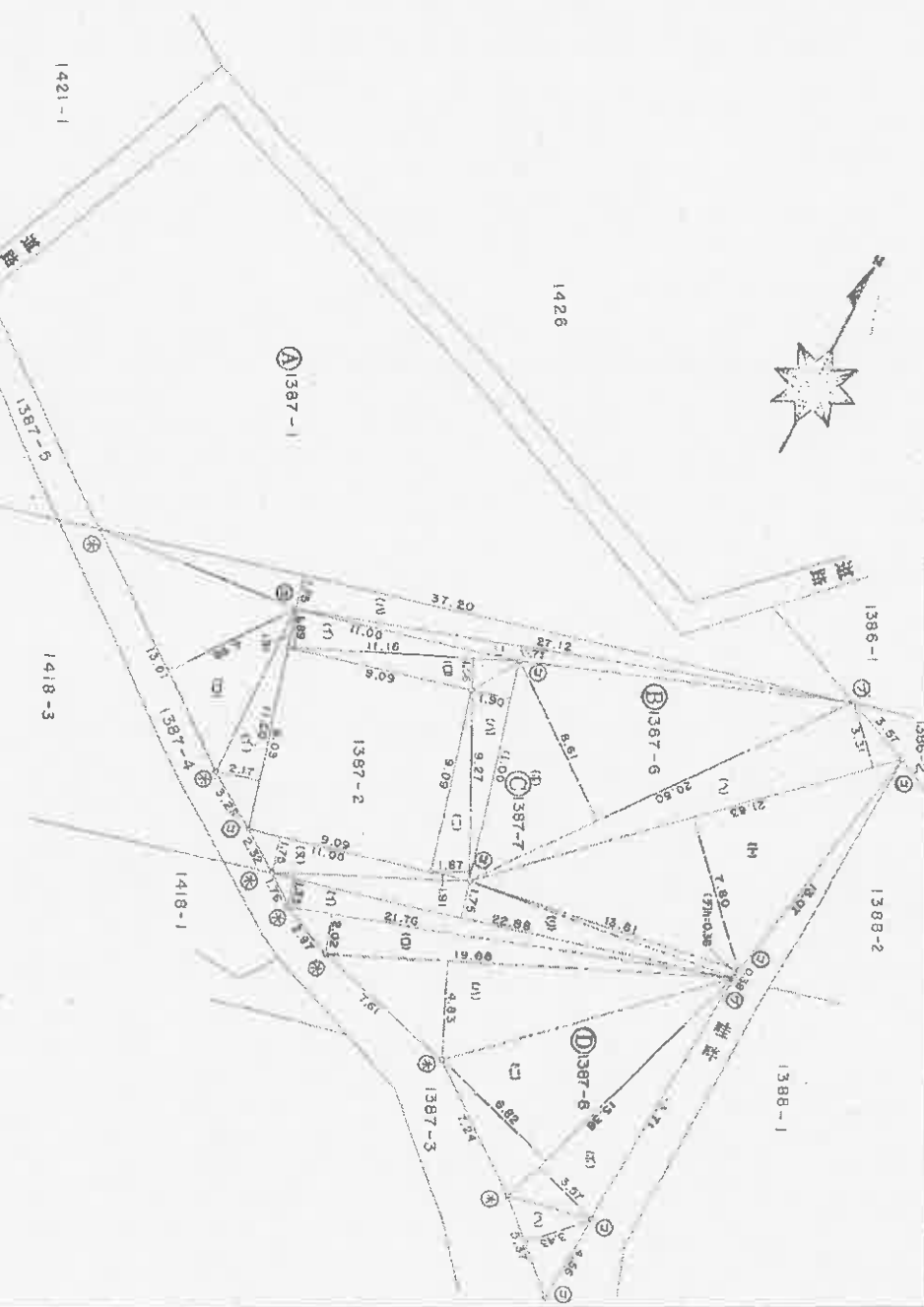
凡	例	境界線の種類	式号	境界線の種類	式号	境界線の種類	式号
①	行	境界線の種類	②	境界線の種類	③	境界線の種類	④
⑤	境界線の種類	⑥	境界線の種類	⑦	境界線の種類	⑧	境界線の種類
⑨	境界線の種類	⑩	境界線の種類	⑪	境界線の種類	⑫	境界線の種類

作製者

申請人

縮尺

1/250



登記年月日：平成14年3月10日

841606

地積測量図
地番 1387-6、-7、-8
土地の所在 伊勢原市東大竹字下

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(建築地方法務局原本支局登録)
令和元年7月23日 横浜地方法務局

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。
登記官

三斜求積表

B 1387-6			
地番	底辺	高さ	積
イ	11.00	2.17	23.8701
ロ	13.01	6.96	90.5496
ハ	37.20	1.75	65.1000
ニ	27.12	0.71	19.2552
ホ	20.50	8.61	176.5050
ヘ	31.63	3.31	111.5953
ト	21.61	7.00	151.7140
チ	13.61	0.36	4.8996
リ	22.18	1.75	40.0400
ス	11.00	1.75	19.2500
合計			679.7767
面積			339.88935
地積			339m ²

C 1387-7			
地番	底辺	高さ	積
イ	11.16	1.89	21.0924
ロ	11.16	1.56	17.4096
ハ	11.00	1.90	20.9000
ニ	9.27	1.87	17.3349
合計			76.7369
面積			38.36845
地積			38m ²

D 1387-8			
地番	底辺	高さ	積
イ	22.88	1.33	30.4304
ロ	21.76	2.02	43.9552
ハ	19.68	4.83	95.0544
ニ	15.36	6.82	104.7552
ホ	15.36	3.57	54.6352
ヘ	5.37	3.43	18.4191
合計			317.4496
面積			173.72475
地積			173m ²

E 1387-1			
地番	底辺	高さ	積
イ			100m ²
ロ			551.9875
ハ			456.0174
合計			456m ²

凡	記号	境界線の種類	境界線の地積	記号	境界線の種類
①	①	境界線	境界線	②	境界線
②	②	境界線	境界線	③	境界線
③	③	境界線	境界線	④	境界線
④	④	境界線	境界線	⑤	境界線
⑤	⑤	境界線	境界線	⑥	境界線
⑥	⑥	境界線	境界線	⑦	境界線
⑦	⑦	境界線	境界線	⑧	境界線
⑧	⑧	境界線	境界線	⑨	境界線
⑨	⑨	境界線	境界線	⑩	境界線
⑩	⑩	境界線	境界線	⑪	境界線
⑪	⑪	境界線	境界線	⑫	境界線
⑫	⑫	境界線	境界線	⑬	境界線
⑬	⑬	境界線	境界線	⑭	境界線
⑭	⑭	境界線	境界線	⑮	境界線
⑮	⑮	境界線	境界線	⑯	境界線
⑯	⑯	境界線	境界線	⑰	境界線
⑰	⑰	境界線	境界線	⑱	境界線
⑱	⑱	境界線	境界線	⑲	境界線
⑲	⑲	境界線	境界線	⑳	境界線
㉑	㉑	境界線	境界線	㉒	境界線
㉒	㉒	境界線	境界線	㉓	境界線
㉓	㉓	境界線	境界線	㉔	境界線
㉔	㉔	境界線	境界線	㉕	境界線
㉕	㉕	境界線	境界線	㉖	境界線
㉖	㉖	境界線	境界線	㉗	境界線
㉗	㉗	境界線	境界線	㉘	境界線
㉘	㉘	境界線	境界線	㉙	境界線
㉙	㉙	境界線	境界線	㉚	境界線
㉚	㉚	境界線	境界線	㉛	境界線
㉛	㉛	境界線	境界線	㉜	境界線
㉜	㉜	境界線	境界線	㉝	境界線
㉝	㉝	境界線	境界線	㉞	境界線
㉞	㉞	境界線	境界線	㉟	境界線
㉟	㉟	境界線	境界線	㊱	境界線
㊱	㊱	境界線	境界線	㊲	境界線
㊲	㊲	境界線	境界線	㊳	境界線
㊳	㊳	境界線	境界線	㊴	境界線
㊴	㊴	境界線	境界線	㊵	境界線
㊵	㊵	境界線	境界線	㊶	境界線
㊶	㊶	境界線	境界線	㊷	境界線
㊷	㊷	境界線	境界線	㊸	境界線
㊸	㊸	境界線	境界線	㊹	境界線
㊹	㊹	境界線	境界線	㊺	境界線
㊺	㊺	境界線	境界線	㊻	境界線
㊻	㊻	境界線	境界線	㊼	境界線
㊼	㊼	境界線	境界線	㊽	境界線
㊽	㊽	境界線	境界線	㊾	境界線
㊾	㊾	境界線	境界線	㊿	境界線

作製者

申請人

縮尺

1

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記官

令和3年7月28日
横浜地方裁判所
(横浜地方裁判所民事部第10部)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

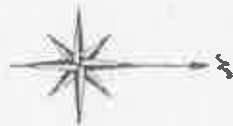
登記年月日：平成30年8月27日

841631

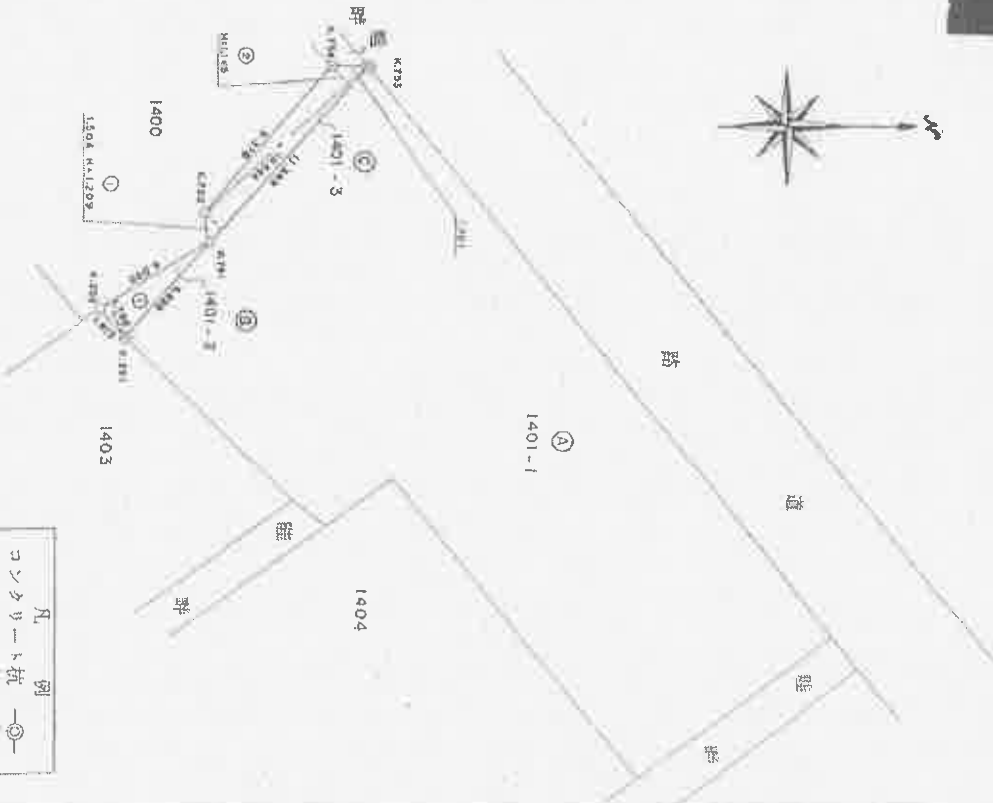
前	401	後・新同	1
地番	1401-1	3	
土地の所在	伊勢原市東大竹字下谷戸		

地積測量図

28/



*** 二 斜 求 積 算 ***			
地番	NO	底辺	面積
1401	1	6.020	1.792
-2	②		合計 10.7878
1401	1	11.369	面積 5.392
-3	2	10.544	合計 13.7451
③			面積 12.2837
1401			面積 26.0288
-1	④		面積 13.0144
④			面積 413.000000
1401			面積 18.40830
-1	⑤		面積 324.521700
⑤			面積 324.52



凡例
コンタリート杭
木杭

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

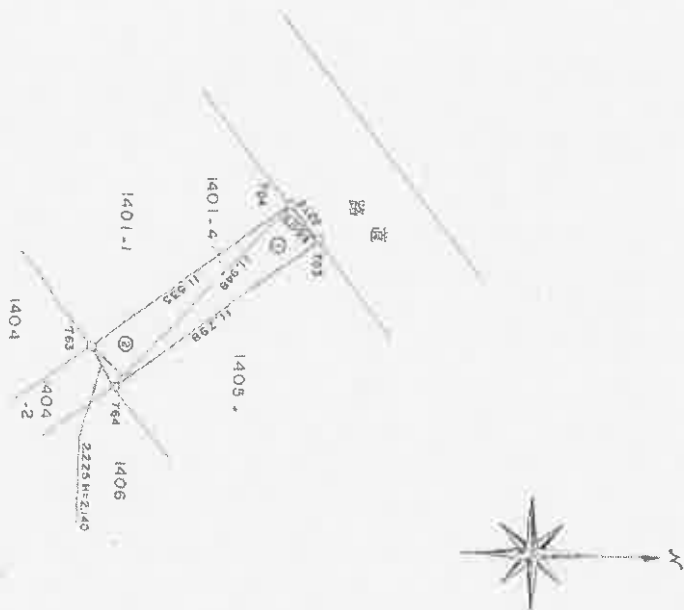
図面番号：H32533

841633

前	1401-4	後・新同	1-3
地番	1401-4	地積測量	図
土地の所在	伊勢原市東大竹字下谷戸		

※水三線求積表※水

地番	NO	底辺	高さ	倍積	地積
1401-4	1	11.948	2.093	25.007164	25.28 m ²
	2	11.948	2.140	25.568720	
	3	11.948	2.140	25.568720	
	4	11.948	2.140	25.568720	



凡例
コンクリート敷 -○-

縮尺 1/250

登記年月日：平成3年11月28日

841636

前 1403-2 後 新同

地 番 1403-2 地 積 測 量 図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三 斜 求 積 表					地 積
地 番	NO	幅 度	長 さ	積 算	
1403	1	17.479	1.742	30.440	
	2	17.479	1.674	29.255	
合 計				59.695	28.98 m ²

凡 例
コンクリート杭 —○—

縮尺 1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和3年7月28日
伊勢原市役所庶務課
（伊勢原市役所庶務課）
これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

図記号

地図整理番号：M2534

(2/2)

登記年月日 平成3年11月28日

841638

前1404-2 後新田一

地積測量図

地番 1404-2
土地の所在 伊勢原市 大竹字 下谷戸

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和3年7月28日 伊勢原市地方法務局

(伊勢原市地方法務局 伊勢原市地方法務局 伊勢原市地方法務局)

三 斜 求 積 表				
区 画 番 号	延 辺	延 辺	倍 率	積 算
1	20.200	X	2.216	44.7632
2	20.116	X	2.267	46.0052
合 計			90.7684	45.39420 m ²



凡 例
コンクリート杭

1/250

申請人

作製者

地図登録番号: M2535

(2/2)

(38 枚目)

登記年月日：平成4年1月20日

841641

前 1408 後・新田一・地
地 番 1408-2, -3
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 積 測 量 図



三斜求積表

地積 D 1408-2			
測量	測量	測量	測量
1.76	1.43	6.006	3.4034
合計	合計	合計	合計
1.76	1.43	6.006	3.4034

地積 C 1408-3			
測量	測量	測量	測量
16.32	0.04	0.0538	12.5664
16.32	0.04	0.0538	12.5664
合計	合計	合計	合計
16.32	0.04	0.0538	12.5664

地積 R 1408-1			
測量	測量	測量	測量
306.60	66.0840	330.0830	330.0830
合計	合計	合計	合計
306.60	66.0840	330.0830	330.0830

凡例	測量の場所	測量の方法	測量の単位	測量の精度
①	測量	測量	測量	測量
②	測量	測量	測量	測量
③	測量	測量	測量	測量

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記官

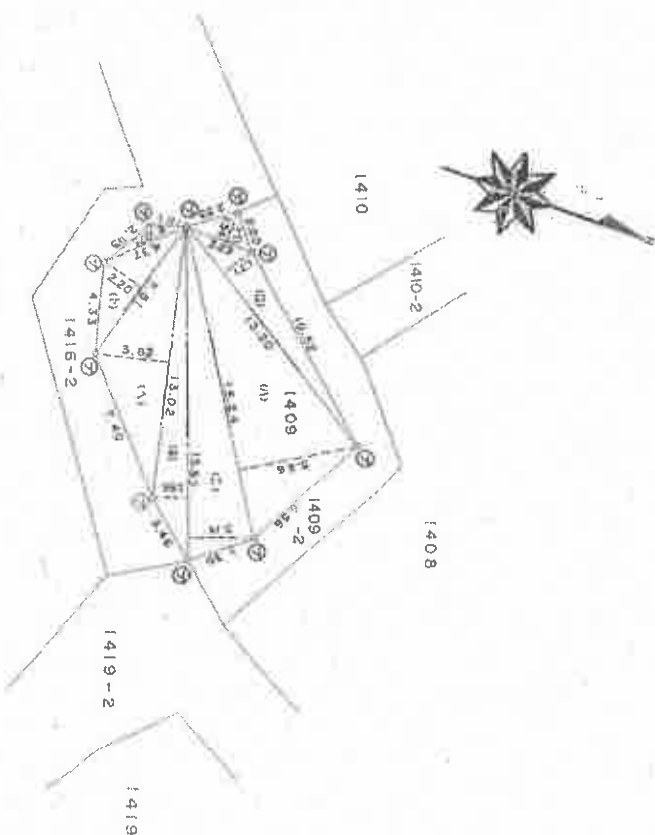
令和3年7月28日
伊勢原市役所
(伊勢原市役所登記課)

本図面は、登記簿に記載されている内容と一致するものである。

登記年月日：平成4年2月21日

841642

前	1409	後	新同一
地番	1409	地積測量	☒
土地の所在	伊勢原市東大竹字下谷戸		



三斜求積表

地番	底辺	高さ	積
1	3.29	1.54	5.0666
2	13.20	1.71	22.5720
3	15.24	5.66	86.2584
4	15.95	3.14	50.0830
5	15.95	1.66	26.4770
6	13.00	3.63	47.1676
7	7.51	2.40	18.0240
8	4.37	0.75	3.2775
合計			227.9191
平均			128.7827
面積			128.7827

凡	記号	測量の目的	測量の方法	測量の時期	測量の場所
①	1	測量の目的	測量の方法	測量の時期	測量の場所
②	2	測量の目的	測量の方法	測量の時期	測量の場所

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記名

令和3年7月28日
伊勢原市役所
(伊勢原市役所庶務課)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

登記年月日：平成4年1月20日

841644

前 1409-2 後・新同一
地 番 1409-3-1
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 積 測 量 図



三斜求積表

地番	距離	高さ	面積
1	1.12	1.32	4.1184
2	5.94	2.24	13.3056
3	10.52	1.92	20.1984
4	5.85	1.05	7.1925
5	5.88	0.44	2.5872
6	6.67	0.86	5.7362
7	10.56	2.06	21.7536
8	10.56	1.28	13.5168
9	4.31	2.62	11.2922
合計			109.7022
面積			51.85143
地積			51m ²

地番	距離	高さ	面積
1	1.12	1.32	4.1184
2	5.94	2.24	13.3056
3	10.52	1.92	20.1984
4	5.85	1.05	7.1925
5	5.88	0.44	2.5872
6	6.67	0.86	5.7362
7	10.56	2.06	21.7536
8	10.56	1.28	13.5168
9	4.31	2.62	11.2922
合計			109.7022
面積			51.85143
地積			51m ²

凡 例	地 積	地 番	地 積	地 番	地 積
①	地 積	②	地 積	③	地 積
④	地 積	⑤	地 積	⑥	地 積

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和3年7月26日
伊勢原市役所
（伊勢原市役所庶務課）
（伊勢原市役所庶務課）
（伊勢原市役所庶務課）

登記官

登記年月日：平成4年1月20日

841647

前 1410 後 新同一
地 番 1410-3-1
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 積 測 量

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(作成者または測量士等の署名)

令和3年7月20日 測量士 佐藤 隆

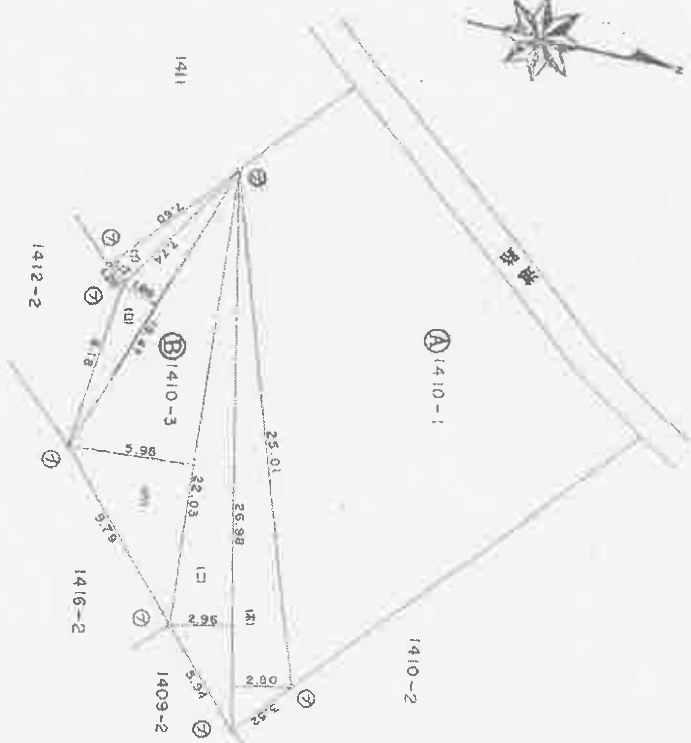
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

図記号

三 斜 求 積 表

B 1410-3			
地番	底辺	高さ	面積
1	7.74	1.17	9.0553
2	15.47	1.86	28.7713
3	22.03	5.99	131.7924
4	26.98	2.96	79.8608
5	26.98	1.80	48.5640
合計			338.9742
地積			169.4871

A 1410-1			
地番	底辺	高さ	面積
1			406
2			192.6871
3			243.5129
合計			842.2



作製者

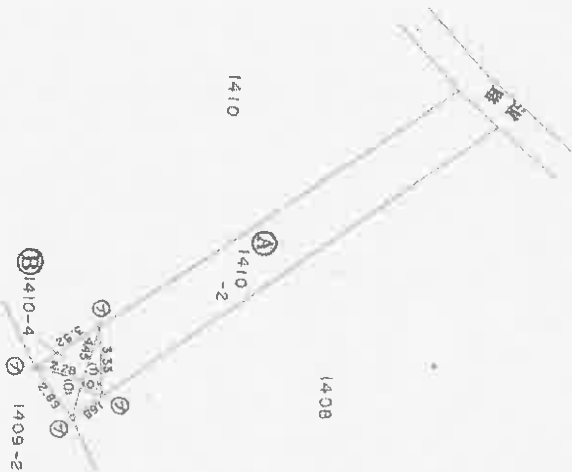
申請人

縮尺 1/250

登記年月日：平成4年1月20日

841648

前	1410-2後・新同一	地積測量
地番	1410-4	伊勢原市東大竹字下谷戸
土地の所在		



三斜求積表

地番	高さ	積
B 1410-4	1.07	4.7615
A 1410-2	2.28	10.1460
合計		14.9075
面積		7.4537
公積		54.8470
地積		7.4537

比	地番	面積	公積	地積
①	1410-4	1.07	4.7615	4.7615
②	1410-2	2.28	10.1460	10.1460
③	1409-2	0.15	0.64	0.64

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和3年7月28日 横浜地方裁判所 (横浜地方裁判所 民事第1部) 登記官

登記年月日：平成4年1月20日

841649

前 1411 後 新田一 地 積 測 量 図
地 番 1411-2-1
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(伊勢原市地籍課測量係)

平成3年7月22日 伊勢原市地籍課

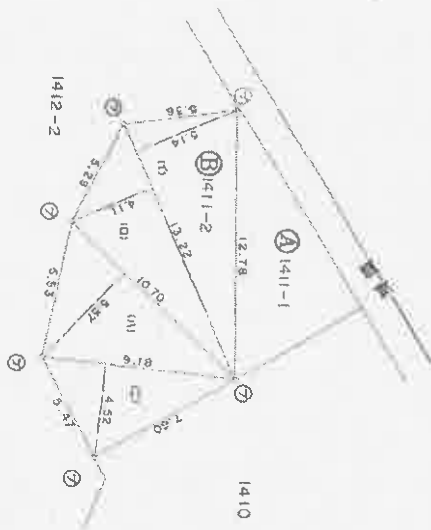
登記官

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

三斜求積表

地番	底辺	高さ	積
1	13.22	3.14	67.9508
2	13.22	4.11	54.3342
3	10.70	5.57	59.5990
4	9.18	4.52	41.4935
合計			223.3776
面積			111.6888

地番	底辺	高さ	積
1	13.22	3.14	67.9508
2	13.22	4.11	54.3342
3	10.70	5.57	59.5990
4	9.18	4.52	41.4935
合計			223.3776
面積			111.6888



地番	地番の種別	地番	測量法の種別	測量法の種別
①	1	②	2	3
④	4	⑤	5	6
⑦	7	⑧	8	9

作業者

申請人

縮尺 1/250

地図登録番号：R32542

登記年月日：平成4年1月20日

841652

前 1412-1 後 新同一
地 番 1412-3
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 積 測 量

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(横浜地方方法務局厚大支局管轄)

令和2年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

三斜求積表

番号	底辺	高さ	積
1	9.06	4.89	48.6022
2	9.98	4.98	40.8182
3	12.64	5.39	75.5872
4	17.48	1.22	21.3255
5	28.35	1.35	32.8860
6	24.36	0.05	2.1656
7	7.06	3.17	22.3993
合計			255.1150
面積			132.5925
地積			132.5925

地番	A 1412-1
公積	350
地積	116.5925
地積	217.4075
地積	217.4075

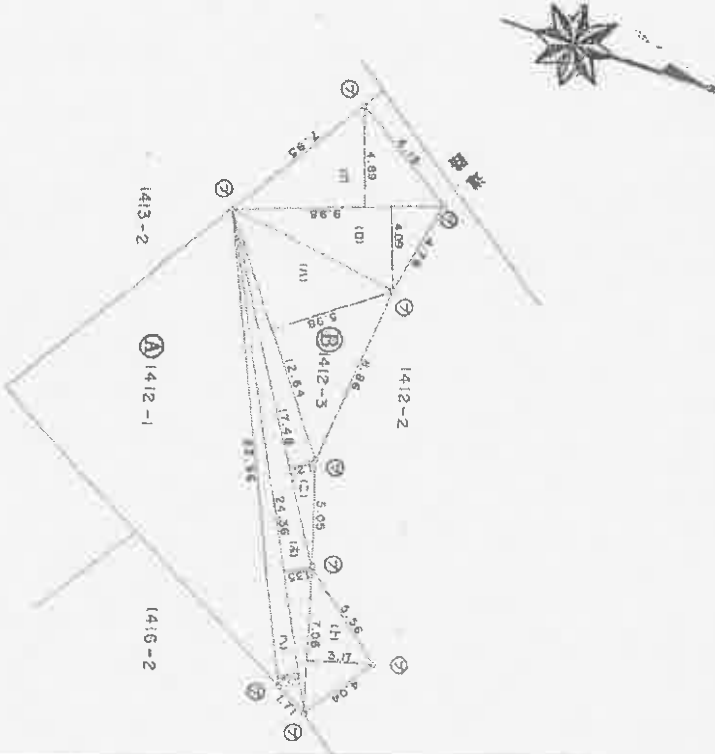
凡例	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類
①	石	②	境界線の種類	
③	コンクリート	④	境界線の種類	
⑤		⑥	境界線の種類	
		⑦	境界線の種類	
		⑧	境界線の種類	
		⑨	境界線の種類	
		⑩	境界線の種類	
		⑪	境界線の種類	
		⑫	境界線の種類	
		⑬	境界線の種類	
		⑭	境界線の種類	
		⑮	境界線の種類	
		⑯	境界線の種類	
		⑰	境界線の種類	
		⑱	境界線の種類	
		⑲	境界線の種類	
		㉑	境界線の種類	
		㉓	境界線の種類	
		㉕	境界線の種類	
		㉗	境界線の種類	
		㉙	境界線の種類	
		㉛	境界線の種類	
		㉝	境界線の種類	
		㉟	境界線の種類	
		㊱	境界線の種類	
		㊳	境界線の種類	
		㊵	境界線の種類	
		㊷	境界線の種類	
		㊹	境界線の種類	
		㊻	境界線の種類	
		㊽	境界線の種類	
		㊿	境界線の種類	

作製者

申請人

縮尺

1/250



(45枚目)

登記年月日 平成3年11月28日

841651

前 1412-2 地積測量図
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和3年7月28日 地籍部 地籍課

（図面は、地籍部 地籍課より提供されたものである。）

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	面積	地積
(A)1412	1	7.784	1.092	8.5001	
-2	2	7.784	2.206	17.1715	
	3	7.615	2.171	16.5321	
	4	8.860	3.459	30.6467	
	5	6.886	2.926	20.1747	
	6	6.895	3.300	22.7535	
	7	5.582	2.370	13.1619	
	8	6.674	2.456	16.3913	
	9	7.474	2.093	15.6430	
	10	8.773	6.483	56.6988	
	11	6.667	4.198	27.9460	
	12	12.190	0.915	11.1538	
	13	6.274	1.132	7.1061	
合計			283.8965		
面積			131.94825	㎡	131.94 ㎡

凡 例
コンクリート杭



(記載あり)

作製者

申請人

縮尺 1/250

地図管理番号 432544

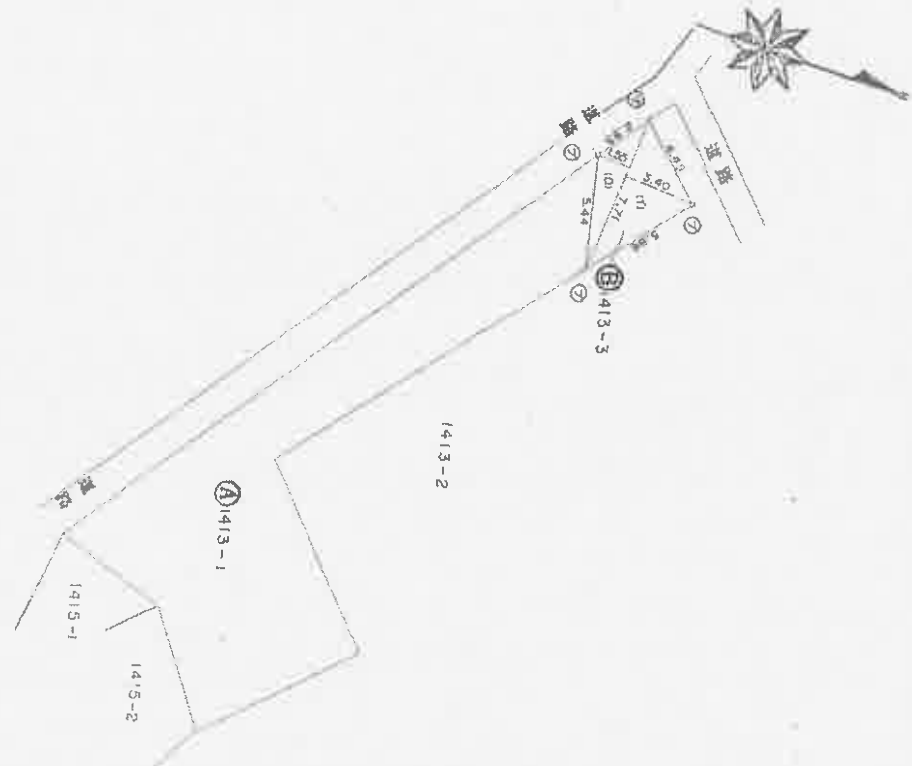
(2/2)

(目録 46)

(実測地) 28

841655

地番 1413-1
地積測量図
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三斜求積表

地番	B 1413-3	高さ	積
1	7.71	3.40	26.2140
2	7.71	1.55	11.9505
			38.1645
			19.08225
地番 A 1413-1			19.08225
			247.9177
			247.9177

測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界	測量の境界
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

作製者

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局(厚木支局(管轄))
令和3年7月28日 横浜地方方法務局
登記官
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成4年1月20日

841656

前 1413-2 後・新同一
地番 1413-4, -2
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地積測量

☒

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局(厚木支局管轄))

平成3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

三斜求積表

地番 B 1413-4			
符号	底辺	高さ	積
イ	4.94	1.34	6.6196
ロ	8.43	1.29	10.8747
ハ	7.68	1.89	22.1951
ニ	9.10	3.25	29.6604
		合計	69.1505
		面積	34.5773
		地積	34㎡
地番 A 1413-2			
		公積	102.01495
		地積	34.5773
		地積	67.3322
		地積	57㎡

①	地積の積算	②	地積の積算	③	地積の積算	④	地積の積算	⑤	地積の積算	⑥	地積の積算	⑦	地積の積算	⑧	地積の積算	⑨	地積の積算	⑩	地積の積算	⑪	地積の積算	⑫	地積の積算	⑬	地積の積算	⑭	地積の積算	⑮	地積の積算	⑯	地積の積算	⑰	地積の積算	⑱	地積の積算	⑲	地積の積算	⑳	地積の積算	㉑	地積の積算	㉒	地積の積算	㉓	地積の積算	㉔	地積の積算	㉕	地積の積算	㉖	地積の積算	㉗	地積の積算	㉘	地積の積算	㉙	地積の積算	㉚	地積の積算	㉛	地積の積算	㉜	地積の積算	㉝	地積の積算	㉞	地積の積算	㉟	地積の積算	㊱	地積の積算	㊲	地積の積算	㊳	地積の積算	㊴	地積の積算	㊵	地積の積算	㊶	地積の積算	㊷	地積の積算	㊸	地積の積算	㊹	地積の積算	㊺	地積の積算	㊻	地積の積算	㊼	地積の積算	㊽	地積の積算	㊾	地積の積算	㊿	地積の積算
①	地積の積算	②	地積の積算	③	地積の積算	④	地積の積算	⑤	地積の積算	⑥	地積の積算	⑦	地積の積算	⑧	地積の積算	⑨	地積の積算	⑩	地積の積算	⑪	地積の積算	⑫	地積の積算	⑬	地積の積算	⑭	地積の積算	⑮	地積の積算	⑯	地積の積算	⑰	地積の積算	⑱	地積の積算	⑲	地積の積算	⑳	地積の積算	㉑	地積の積算	㉒	地積の積算	㉓	地積の積算	㉔	地積の積算	㉕	地積の積算	㉖	地積の積算	㉗	地積の積算	㉘	地積の積算	㉙	地積の積算	㉚	地積の積算	㉛	地積の積算	㉜	地積の積算	㉝	地積の積算	㉞	地積の積算	㉟	地積の積算	㊱	地積の積算	㊲	地積の積算	㊳	地積の積算	㊴	地積の積算	㊵	地積の積算	㊶	地積の積算	㊷	地積の積算	㊸	地積の積算	㊹	地積の積算	㊺	地積の積算	㊻	地積の積算	㊼	地積の積算	㊽	地積の積算	㊾	地積の積算	㊿	地積の積算

作製者

申請人

縮尺

1/250

(48枚目)

地図管理番号：A32546

登記年月日：平成4年1月20日

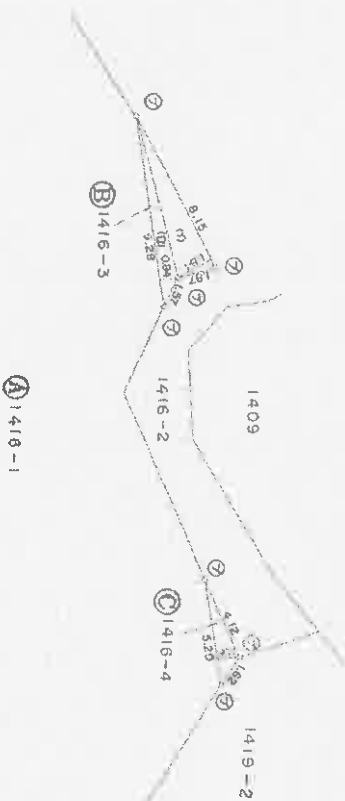
841659

前

1416-1 後・新同一

地積測量

地番	1416-3-4
土地の所在	伊勢原市東大竹字下谷戸



三斜求積表

地番 行号	面積 m ²	面積 m ²
1	8.15	0.84
2	9.23	0.84
合計		1.68
面積		11.3956

地番 行号	面積 m ²	面積 m ²
1	5.28	1.06
合計		5.5120
面積		2.7560

地番 行号	面積 m ²	面積 m ²
1	1110	14.1516
合計		1095.8484
面積		1095.84

凡例	記号	説明
①	境界線	境界線の種類
②	境界線の種類	境界線の種類
③	境界線の種類	境界線の種類

作製者

申請人

縮尺

1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記官

令和3年7月23日
（伊勢原市地積測量課）
伊勢原市地積測量課

これは図面に記載されている内容と証明した図面である。

登記年月日：平成4年1月20日

841660

地積測量
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

（これは図面に記録されている内容を証明した書類である。）

（伊勢原市地積測量課 課長 署名）

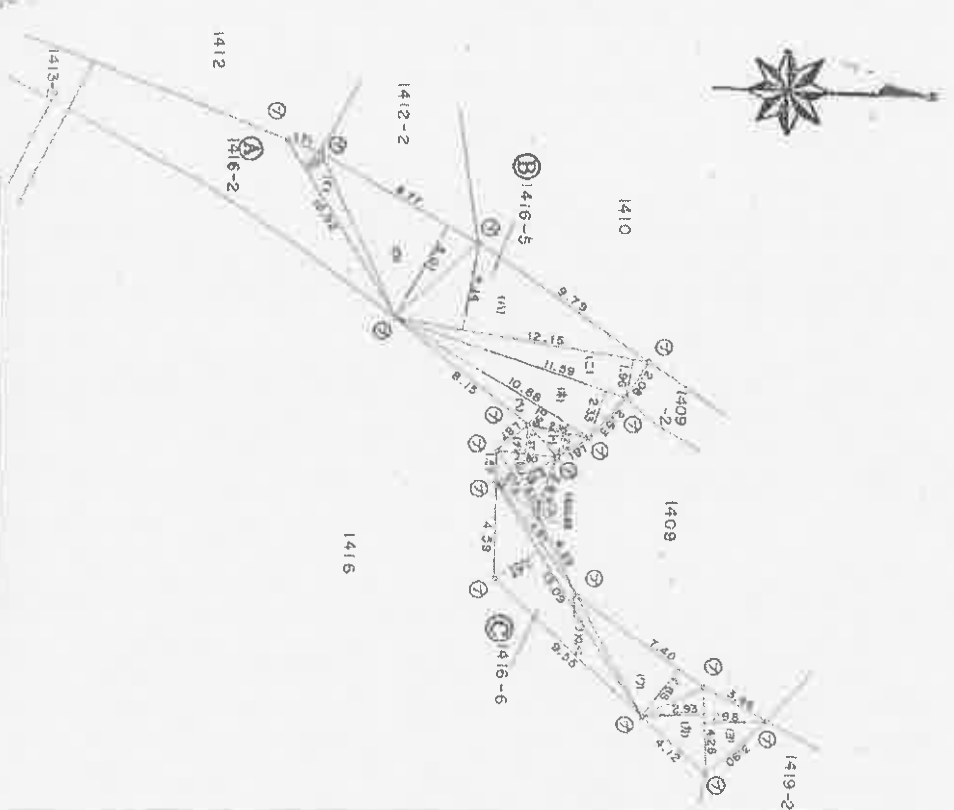
平成4年7月28日

伊勢原市地積測量課

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

斜求積表

B 1416-5			
区画番号	面積	積算	積算
1	10.07	1.03	10.2004
2	8.77	5.01	43.9177
3	12.15	5.14	50.5019
4	11.39	1.35	23.8160
5	10.88	0.99	27.0947
6	1.96	1.03	3.4408
7	1.80	1.37	3.8360
8	3.25	2.16	7.2390
9	6.55	0.81	2.4935
10	13.09	0.41	4.4544
11	7.40	2.88	5.4471
12	4.26	2.91	12.5009
13	4.26	2.91	12.7145
14	4.26	2.91	12.7145
15	4.26	2.91	12.7145
16	4.26	2.91	12.7145
17	4.26	2.91	12.7145
18	4.26	2.91	12.7145
19	4.26	2.91	12.7145
20	4.26	2.91	12.7145
21	4.26	2.91	12.7145
22	4.26	2.91	12.7145
23	4.26	2.91	12.7145
24	4.26	2.91	12.7145
25	4.26	2.91	12.7145
26	4.26	2.91	12.7145
27	4.26	2.91	12.7145
28	4.26	2.91	12.7145
29	4.26	2.91	12.7145
30	4.26	2.91	12.7145
31	4.26	2.91	12.7145
32	4.26	2.91	12.7145
33	4.26	2.91	12.7145
34	4.26	2.91	12.7145
35	4.26	2.91	12.7145
36	4.26	2.91	12.7145
37	4.26	2.91	12.7145
38	4.26	2.91	12.7145
39	4.26	2.91	12.7145
40	4.26	2.91	12.7145
41	4.26	2.91	12.7145
42	4.26	2.91	12.7145
43	4.26	2.91	12.7145
44	4.26	2.91	12.7145
45	4.26	2.91	12.7145
46	4.26	2.91	12.7145
47	4.26	2.91	12.7145
48	4.26	2.91	12.7145
49	4.26	2.91	12.7145
50	4.26	2.91	12.7145
51	4.26	2.91	12.7145
52	4.26	2.91	12.7145
53	4.26	2.91	12.7145
54	4.26	2.91	12.7145
55	4.26	2.91	12.7145
56	4.26	2.91	12.7145
57	4.26	2.91	12.7145
58	4.26	2.91	12.7145
59	4.26	2.91	12.7145
60	4.26	2.91	12.7145
61	4.26	2.91	12.7145
62	4.26	2.91	12.7145
63	4.26	2.91	12.7145
64	4.26	2.91	12.7145
65	4.26	2.91	12.7145
66	4.26	2.91	12.7145
67	4.26	2.91	12.7145
68	4.26	2.91	12.7145
69	4.26	2.91	12.7145
70	4.26	2.91	12.7145
71	4.26	2.91	12.7145
72	4.26	2.91	12.7145
73	4.26	2.91	12.7145
74	4.26	2.91	12.7145
75	4.26	2.91	12.7145
76	4.26	2.91	12.7145
77	4.26	2.91	12.7145
78	4.26	2.91	12.7145
79	4.26	2.91	12.7145
80	4.26	2.91	12.7145
81	4.26	2.91	12.7145
82	4.26	2.91	12.7145
83	4.26	2.91	12.7145
84	4.26	2.91	12.7145
85	4.26	2.91	12.7145
86	4.26	2.91	12.7145
87	4.26	2.91	12.7145
88	4.26	2.91	12.7145
89	4.26	2.91	12.7145
90	4.26	2.91	12.7145
91	4.26	2.91	12.7145
92	4.26	2.91	12.7145
93	4.26	2.91	12.7145
94	4.26	2.91	12.7145
95	4.26	2.91	12.7145
96	4.26	2.91	12.7145
97	4.26	2.91	12.7145
98	4.26	2.91	12.7145
99	4.26	2.91	12.7145
100	4.26	2.91	12.7145



区画番号	面積	積算	積算
1	10.07	1.03	10.2004
2	8.77	5.01	43.9177
3	12.15	5.14	50.5019
4	11.39	1.35	23.8160
5	10.88	0.99	27.0947
6	1.96	1.03	3.4408
7	1.80	1.37	3.8360
8	3.25	2.16	7.2390
9	6.55	0.81	2.4935
10	13.09	0.41	4.4544
11	7.40	2.88	5.4471
12	4.26	2.91	12.5009
13	4.26	2.91	12.7145
14	4.26	2.91	12.7145
15	4.26	2.91	12.7145
16	4.26	2.91	12.7145
17	4.26	2.91	12.7145
18	4.26	2.91	12.7145
19	4.26	2.91	12.7145
20	4.26	2.91	12.7145
21	4.26	2.91	12.7145
22	4.26	2.91	12.7145
23	4.26	2.91	12.7145
24	4.26	2.91	12.7145
25	4.26	2.91	12.7145
26	4.26	2.91	12.7145
27	4.26	2.91	12.7145
28	4.26	2.91	12.7145
29	4.26	2.91	12.7145
30	4.26	2.91	12.7145
31	4.26	2.91	12.7145
32	4.26	2.91	12.7145
33	4.26	2.91	12.7145
34	4.26	2.91	12.7145
35	4.26	2.91	12.7145
36	4.26	2.91	12.7145
37	4.26	2.91	12.7145
38	4.26	2.91	12.7145
39	4.26	2.91	12.7145
40	4.26	2.91	12.7145
41	4.26	2.91	12.7145
42	4.26	2.91	12.7145
43	4.26	2.91	12.7145
44	4.26	2.91	12.7145
45	4.26	2.91	12.7145
46	4.26	2.91	12.7145
47	4.26	2.91	12.7145
48	4.26	2.91	12.7145
49	4.26	2.91	12.7145
50	4.26	2.91	12.7145
51	4.26	2.91	12.7145
52	4.26	2.91	12.7145
53	4.26	2.91	12.7145
54	4.26	2.91	12.7145
55	4.26	2.91	12.7145
56	4.26	2.91	12.7145
57	4.26	2.91	12.7145
58	4.26	2.91	12.7145
59	4.26	2.91	12.7145
60	4.26	2.91	12.7145
61	4.26	2.91	12.7145
62	4.26	2.91	12.7145
63	4.26	2.91	12.7145
64	4.26	2.91	12.7145
65	4.26	2.91	12.7145
66	4.26	2.91	12.7145
67	4.26	2.91	12.7145
68	4.26	2.91	12.7145
69	4.26	2.91	12.7145
70	4.26	2.91	12.7145
71	4.26	2.91	12.7145
72	4.26	2.91	12.7145
73	4.26	2.91	12.7145
74	4.26	2.91	12.7145
75	4.26	2.91	12.7145
76	4.26	2.91	12.7145
77	4.26	2.91	12.7145
78	4.26	2.91	12.7145
79	4.26	2.91	12.7145
80	4.26	2.91	12.7145
81	4.26	2.91	12.7145
82	4.26	2.91	12.7145
83	4.26	2.91	12.7145
84	4.26	2.91	12.7145
85	4.26	2.91	12.7145
86	4.26	2.91	12.7145
87	4.26	2.91	12.7145
88	4.26	2.91	12.7145
89	4.26	2.91	12.7145
90	4.26	2.91	12.7145
91	4.26	2.91	12.7145
92	4.26	2.91	12.7145
93	4.26	2.91	12.7145
94	4.26	2.91	12.7145
95	4.26	2.91	12.7145
96	4.26	2.91	12.7145
97	4.26	2.91	12.7145
98	4.26	2.91	12.7145
99	4.26	2.91	12.7145
100	4.26	2.91	12.7145

作製者

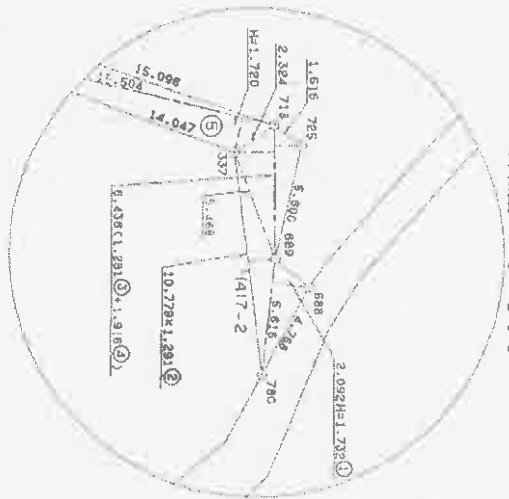
申請人

縮尺 1/250

(50枚目)

841662

詳細図A 1:250



前 47-2 後・新同一

地 積 測 量 図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



地 号	面 積	高 さ	倍 面 積	地 積
(A)1417	1	1.732	9.7269	
2	10.779	1.291	13.9156	
3	6.436	1.281	8.2445	
4	6.436	1.916	12.3313	
5	15.504	1.720	26.6668	
6	15.504	1.386	21.4730	
7	20.181	1.434	28.9395	
8	20.181	4.714	95.1332	
9	12.869	2.840	33.9741	
10	12.869	6.312	81.2291	
合 計			331.6340	
			185.81700	m ²

三 斜 求 積 表

凡 例
コンクリート杭

縮尺 1/500

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

昭和3年7月28日 横浜地方法務局 登記部

登記年月日：平成4年1月20日

841663

前 1418-1 後・新同一・4
地 番 1418-3、-4
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 積 測 量

三斜球積表

地番	球面	高さ	体積
B 1418-3	31.77	5.17	112.5509
1	21.77	5.35	116.6572
11	10.56	2.65	37.9010
11	10.56	1.76	13.3055
合計			270.5277
面積			135.26385
面積			135㎡

地番	球面	高さ	体積
C 1418-4	13.20	6.68	90.7144
1	13.58	2.76	37.4808
合計			128.1952
面積			64.0976
面積			64㎡

地番	球面	高さ	体積
A 1418-1			257
合計			199.30145
面積			57.68055
面積			57㎡

凡 例	境界線の種類	止角	境界線の長さ	止角	境界線の種類
①	境界線	90°	境界線の長さ	90°	境界線
②	境界線	90°	境界線の長さ	90°	境界線
③	境界線	90°	境界線の長さ	90°	境界線

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記簿

伊勢原市史資料館

(伊勢原市史資料館蔵)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

登記年月日 平成14年1月20日

841664

地番	1418-2 後・新開一・
土地の所在	伊勢原市東大竹字下谷戸
地積測量	☒

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

(蔵地と法務局原本とを照合)

令和元年7月28日 蔵地と法務局

蔵地と法務局

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

三斜求積表

地番	符号	底辺	高さ	積
B 1418-5	イ	10.18	1.40	14.2520
	ロ	13.59	0.72	149.3247
	ハ	15.97	0.45	11.6865
	ニ	15.97	1.32	16.7804
	合計			200.5416
	面積			104.7718

地番	符号	底辺	高さ	積
C 1418-3	イ	3.69	0.55	2.0295
	ロ	8.28	1.29	10.6812
	ハ	5.18	1.55	8.0300
				20.7397
面積				10.3685
合計				10.3685

地番	符号	底辺	高さ	積
A 1418-1	イ			119
ロ				115.1415
ハ				3.6512
ニ				3.8512
合計				3.8512

凡例	記号	説明	単位	備考
①	△	境界点	m	
②	□	境界線	m	
③	○	境界点	m	
④	◇	境界点	m	
⑤	▽	境界点	m	
⑥	◇	境界点	m	
⑦	△	境界点	m	
⑧	▽	境界点	m	
⑨	◇	境界点	m	
⑩	△	境界点	m	
⑪	▽	境界点	m	
⑫	◇	境界点	m	
⑬	△	境界点	m	
⑭	▽	境界点	m	
⑮	◇	境界点	m	
⑯	△	境界点	m	
⑰	▽	境界点	m	
⑱	◇	境界点	m	
⑲	△	境界点	m	
⑳	▽	境界点	m	
㉑	◇	境界点	m	
㉒	△	境界点	m	
㉓	▽	境界点	m	
㉔	◇	境界点	m	
㉕	△	境界点	m	
㉖	▽	境界点	m	
㉗	◇	境界点	m	
㉘	△	境界点	m	
㉙	▽	境界点	m	
㉚	◇	境界点	m	
㉛	△	境界点	m	
㉜	▽	境界点	m	
㉝	◇	境界点	m	
㉞	△	境界点	m	
㉟	▽	境界点	m	
㊱	◇	境界点	m	
㊲	△	境界点	m	
㊳	▽	境界点	m	
㊴	◇	境界点	m	
㊵	△	境界点	m	
㊶	▽	境界点	m	
㊷	◇	境界点	m	
㊸	△	境界点	m	
㊹	▽	境界点	m	
㊺	◇	境界点	m	
㊻	△	境界点	m	
㊼	▽	境界点	m	
㊽	◇	境界点	m	
㊾	△	境界点	m	
㊿	▽	境界点	m	

作製者

申請人

縮尺

1/250

841667

前 419- 後・新同一
地 番 1419-3
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 積 測 量

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(伊勢原市法務課(厚木市農務課))

伊勢原市法務課

令和3年7月26日

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記官

三斜求積表

地番	面積	高さ	積
B 1419-3	14.15	3.60	50.9400
1	14.15	14.12	334.2696
11	14.15	0.72	10.8576
合計			405.0672
面積			202.5336
地積			202m ²
A 1419-1			
公積			704
総計			202.5336
築地			201.4664
地積			501m ²

凡 例	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
①	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
②	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
③	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
④	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑤	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑥	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑦	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑧	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑨	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑩	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑪	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑫	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑬	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑭	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑮	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑯	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑰	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑱	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑲	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
⑳	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉑	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉒	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉓	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉔	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉕	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉖	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉗	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉘	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉙	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉚	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉛	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉜	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉝	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉞	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㉟	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊱	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊲	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊳	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊴	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊵	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊶	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊷	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊸	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊹	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊺	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊻	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊼	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊽	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊾	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
㊿	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類

作製者

申請人

縮尺

1/250

841668

前 149 之後・新同一・新

皇聖通積地

地番	1-2	地積測
土地の所在	伊勢原市東大竹字下谷戸	

戸谷下字大竹東市原勢伊

これは裏面に記録されている内容を証明した書面である。

(橫濱地方方法務局厚木支局管轄)

礦業地方事務局

भाग्यवान् भवेत् ॥१॥

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

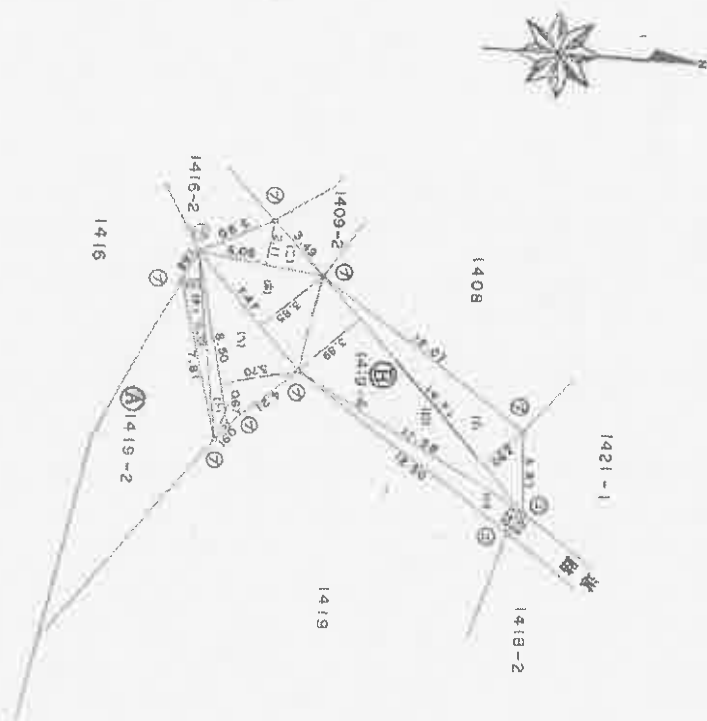
斜求積表

[illegible]

149.26315
58.3514
49.91175
49.91

[illegible]

卷一



入 註 冊

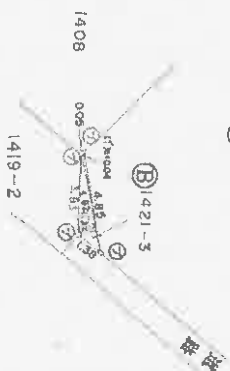
尺蠖

~~1250~~

登記年月日 平成14年1月20日

841670

前 1421-1 後 新田一ノ木
地 番 1421-3
土地の所在 伊勢原市東大竹字下公戸
地 積 測 量 ☒



三斜求積表

地積 符号	底辺	高さ	積
イ	4.85	0.04	0.1940
ロ	4.82	0.87	4.1934
		合計	4.3874
		面積	2.1937
地積	A 1421-1	面積	1679
		合計	2.1937
		残地	1676.8063
		地積	1676m ²

凡 例	境界線の表示	境界線の種類	境界線の位置
①	境界線の表示	境界線の種類	境界線の位置
②	境界線の表示	境界線の種類	境界線の位置
③	境界線の表示	境界線の種類	境界線の位置

作製者

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(伊勢原市地積測量所より提供)
令和3年7月28日 伊勢原市地積測量所 図記号

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日 平成25年11月15日

741264

各階平面図

家屋番号	1406
建物の所在	伊勢原市栗大竹字下谷戸1406,1404-2,1406先

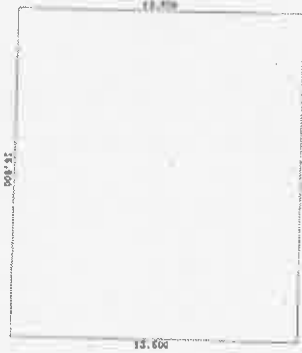
建物各階平面図

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

縮小図

令和3年7月28日
伊勢原市役所
(伊勢原市役所本庁舎内)
この図面は、登記簿に記載されている内容と一致しない場合、登記簿の記載内容と異なる場合があります。

熱量



求 預 表
15.000 * 15.900 = 214.650000
合 計 214.650000
床面積 214.65 m ²

(口開き)

作製者

縮尺 1/250

市 階 人

縮尺 1/500

(原簿)

登記年月日：平成4年12月22日

741265

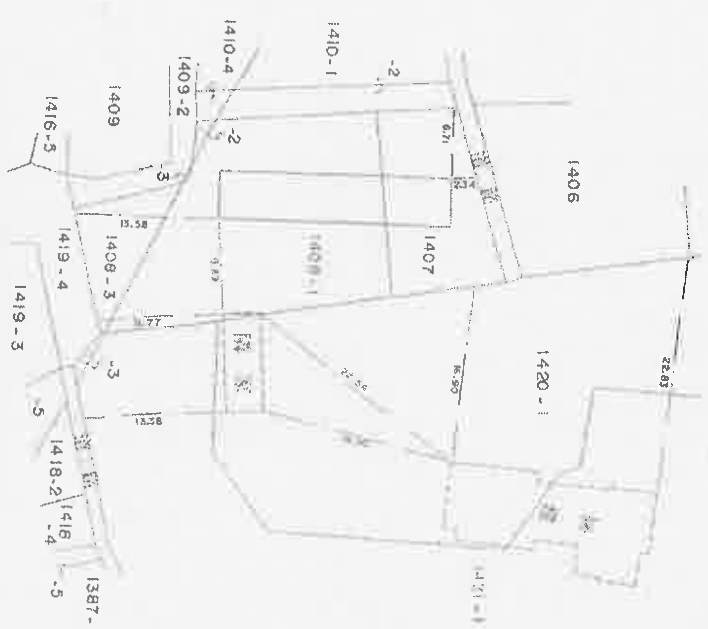
各階平面図

家屋番号	1408-1	建物各階平面図
建物の所在	伊勢原市栗大竹字下谷戸1408-1、1407	

附 属 倉



求積表
4.545 x 21.816 = 99.153720
合計 99.153720
床面積 99.15 m²



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記官

令和3年7月28日
横濱地方支局
(伊勢原地方支局管内)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

土地建物位置関係図



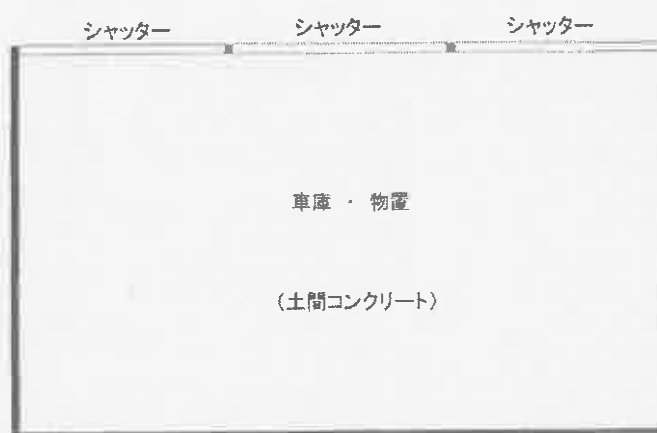
○ 数字は物件番号を表示

概略間取図

(物件63)



附属建物(1)

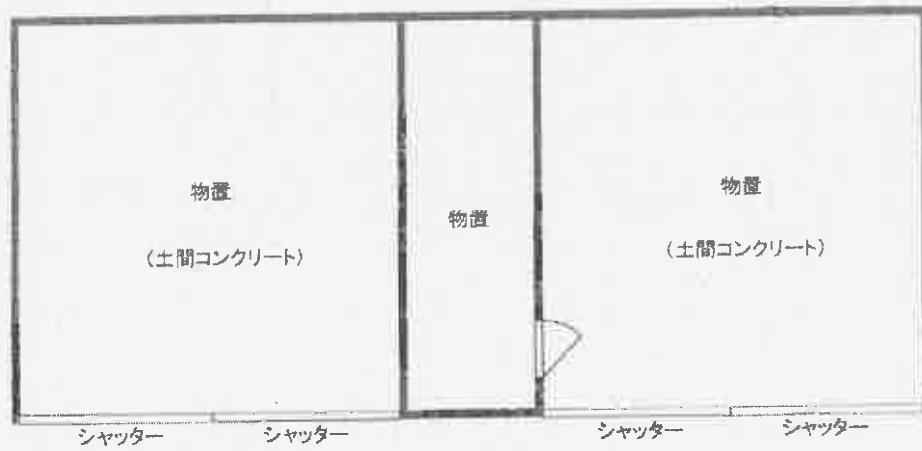


概略間取図

(物件63)



附属建物(2)



附属建物(3)



概略間取図

(物件63)

附属建物(4)



附属建物(5)



概略間取図

(物件64)



①

物件 6 3



②

物件 6 3



③

構築物(8)



④

目的外土地

物件63



(点線は概略的な位置である)

⑤ 物件 6 3 の附属建物 (3) 同建物 (2)



⑥ 物件 6 3 の附属建物 (5) 同建物 (4)



⑦

物件 2 2

構築物 (4)



⑧

構築物 (5)



⑨

物件 6 4



⑩

物件 6 4



⑪

物件 6 3 の附属建物 (1)



⑫

構築物 (1)



⑬

ソーラーパネルの状況

構築物(2)



⑭

物件 4 4



⑮

物件 1

物件 5



⑯

物件 5



令和 3 年（ケ）第 115 号
（物件 1 乃至物件 5 6 及び物件 6 3、6 4）
令和 7 年 8 月 1 4 日

横浜地方裁判所小田原支部御中

上 申 書

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

令和 3 年（ケ）第 115 号（物件 1 乃至物件 5 6 及び物件 6 3、6 4）事件の再評価書について、1. 土地の概況及び利用状況等（物件 1 乃至物件 5 6）の特記事項に追記を致したく、上申致します。

記

第 4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件 1 乃至物件 5 6）

特 記 事 項	⑱ 目的物件の北西側市道沿いは、伊勢原市内水ハザードマップの浸水想定区域に該当しており注意を要する。
---------	--

以 上

令和 3 年 (ケ) 第 115 号
令和 7 年 7 月 29 日 現地調査
令和 7 年 8 月 9 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

再 評 価 書

(物件 1 乃至物件 5 6 及び物件 6 3、6 4)

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一括価額(合計)	
金7,651,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金420,000円
物件2(土地)	金60,000円
物件3(土地)	金20,000円
物件4(土地)	金20,000円
物件5(土地)	金220,000円
物件6(土地)	金160,000円
物件7(土地)	金330,000円
物件8(土地)	金20,000円
物件9(土地)	金130,000円
物件10(土地)	金20,000円
物件11(土地)	金310,000円
物件12(土地)	金30,000円

物 件 1 3 (土地)	金 1 2 0 , 0 0 0 円
物 件 1 4 (土地)	金 1 8 0 , 0 0 0 円
物 件 1 5 (土地)	金 1 3 0 , 0 0 0 円
物 件 1 6 (土地)	金 2 3 0 , 0 0 0 円
物 件 1 7 (土地)	金 2 , 0 0 0 円
物 件 1 8 (土地)	金 3 0 , 0 0 0 円
物 件 1 9 (土地)	金 8 0 , 0 0 0 円
物 件 2 0 (土地)	金 1 , 0 0 0 円
物 件 2 1 (土地)	金 3 0 , 0 0 0 円
物 件 2 2 (土地)	金 2 0 0 , 0 0 0 円
物 件 2 3 (土地)	金 5 0 , 0 0 0 円
物 件 2 4 (土地)	金 1 1 0 , 0 0 0 円
物 件 2 5 (土地)	金 5 , 0 0 0 円
物 件 2 6 (土地)	金 3 0 , 0 0 0 円
物 件 2 7 (土地)	金 7 0 , 0 0 0 円

物 件 2 8 (土地)	金 2 0 0 , 0 0 0 円
物 件 2 9 (土地)	金 9 0 , 0 0 0 円
物 件 3 0 (土地)	金 9 0 , 0 0 0 円
物 件 3 1 (土地)	金 2 3 0 , 0 0 0 円
物 件 3 2 (土地)	金 6 0 , 0 0 0 円
物 件 3 3 (土地)	金 1 0 , 0 0 0 円
物 件 3 4 (土地)	金 2 0 , 0 0 0 円
物 件 3 5 (土地)	金 8 0 , 0 0 0 円
物 件 3 6 (土地)	金 3 6 0 , 0 0 0 円
物 件 3 7 (土地)	金 1 1 0 , 0 0 0 円
物 件 3 8 (土地)	金 1 , 0 2 0 , 0 0 0 円
物 件 3 9 (土地)	金 5 0 , 0 0 0 円
物 件 4 0 (土地)	金 7 , 0 0 0 円
物 件 4 1 (土地)	金 2 , 0 0 0 円
物 件 4 2 (土地)	金 8 0 , 0 0 0 円

物 件 4 3 (土地)	金 2 0 , 0 0 0 円
物 件 4 4 (土地)	金 9 1 0 , 0 0 0 円
物 件 4 5 (土地)	金 1 5 0 , 0 0 0 円
物 件 4 6 (土地)	金 5 0 , 0 0 0 円
物 件 4 7 (土地)	金 4 , 0 0 0 円
物 件 4 8 (土地)	金 9 0 , 0 0 0 円
物 件 4 9 (土地)	金 6 0 , 0 0 0 円
物 件 5 0 (土地)	金 7 0 , 0 0 0 円
物 件 5 1 (土地)	金 9 , 0 0 0 円
物 件 5 2 (土地)	金 4 7 0 , 0 0 0 円
物 件 5 3 (土地)	金 5 0 , 0 0 0 円
物 件 5 4 (土地)	金 1 3 0 , 0 0 0 円
物 件 5 5 (土地)	金 6 0 , 0 0 0 円
物 件 5 6 (土地)	金 1 , 0 0 0 円
物 件 6 3 (建物)	金 1 3 0 , 0 0 0 円

物 件 6 4 (建物)	金 3 0 , 0 0 0 円
--------------	-----------------

- ① 一括価格は、物件1乃至物件56及び物件63、物件64の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件8乃至物件10、物件13、物件18、物件22の内訳価格は物件63のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件7、物件11、物件12、物件14、物件15の内訳価格は物件63、物件64のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件16の内訳価格は物件63、物件64、越境している件外物件65のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件17の内訳価格は物件64のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件63の内訳価格は当該土地利用権等及び越境している件外土地（1404番3）の土地利用権付建物としての価格であり、物件64の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- ④ 本件は再評価であり、前回の売却基準価額は後記第6参考価格資料2に記載してある。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
5. 過去2回における期間入札・特別売却において買受けの申出がなかった事実を考慮した価格とする。

第3 目的物件の表示

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
3		
4		
5		
6		
7		地 目 雑種地・宅地 地 積 雑種地 約 2 5 0 m ² 宅地 約 1 4 4 m ²
8		地 目 雑種地・宅地 地 積 雑種地 約 1 7 m ² 宅地 約 8 m ²

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

次頁物件目録記載のとおり

地目	雑種地・宅地
地積	雑種地 約82㎡ 宅地 約79㎡
地目	雑種地・宅地
地積	雑種地 約16㎡ 宅地 約12㎡
地目	宅地
地目	宅地
地目	雑種地・宅地
地積	雑種地 約95㎡ 宅地 約53㎡
地目	宅地
地目	宅地
地目	雑種地

2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2

次頁物件目録記載のとおり

地 目 宅地
地 目 雑種地
地 目 雑種地
地 目 雑種地

3 3	
3 4	
3 5	
3 6	
3 7	地 目 雑種地
3 8	地 目 雑種地
3 9	次頁物件目録記載のとおり
4 0	地 目 雑種地
4 1	地 目 雑種地
4 2	
4 3	
4 4	

4 5	
4 6	
4 7	
4 8	
4 9	
5 0	
5 1	次頁物件目録記載のとおり
5 2	地 目 雑種地
5 3	
5 4	地 目 雑種地
5 5	
5 6	
6 3	所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸 1 4 0 6 番地、1 4 0 4 番地 2、 1 4 0 4 番地 3、1 4 0 1 番

	次頁物件目録記載のとおり	地1、1403番地、1403番地2、1404番地、1408番地1、1408番地3、1410番地1 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺高床式平家建 附属建物 (1) 種 類 車庫・物置 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 約48㎡ 附属建物 (2) 種 類 物置 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 約72㎡ 附属建物 (3) 種 類 物置 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 約56㎡ 附属建物 (4) 種 類 事務所 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 約10㎡ 附属建物 (5) 種 類 物置 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 約26㎡
64		
特 記 事 項		
なし		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1387番1
地 目 畑
地 積 456平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1387番3
地 目 雑種地
地 積 64平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1387番4
地 目 雑種地
地 積 30平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1387番5
地 目 雑種地
地 積 18平方メートル

物 件 目 録

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1387番6
地 目 畑
地 積 339平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

6 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1387番8
地 目 畑
地 積 173平方メートル

共有者 C 持分2分の1
共有者 D 持分2分の1

7 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1401番1
地 目 山林
地 積 394平方メートル

所有者 A

8 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
地 番 1401番4

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 25平方メートル

所有者 A

9 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番

地 目 畑

地 積 1.61平方メートル

所有者 A

10 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1403番2

地 目 雑種地

地 積 28平方メートル

所有者 A

11 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1404番

地 目 畑

地 積 429平方メートル

所有者 A

12 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1404番2

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 45平方メートル

所有者 A

13 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1405番

地 目 山林

地 積 148平方メートル

所有者 A

14 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1406番

地 目 田

地 積 271平方メートル

所有者 B

15 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1407番

地 目 田

地 積 185平方メートル

所有者 A

16 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1408番1

物 件 目 録

地 目 宅地

地 積 330.08平方メートル

所有者 A

17 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1408番2

地 目 宅地

地 積 3.40平方メートル

所有者 B

18 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1408番3

地 目 宅地

地 積 63.20平方メートル

所有者 B

19 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1409番

地 目 畑

地 積 128平方メートル

所有者 C

20 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1409番2

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 0. 6 5 平方メートル

所有者 C

2 1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 0 9 番 3

地 目 雑種地

地 積 5 1 平方メートル

所有者 C

2 2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 0 番 1

地 目 畑

地 積 2 4 3 平方メートル

所有者 C

2 3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 0 番 2

地 目 雑種地

地 積 5 7 平方メートル

所有者 C

2 4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 0 番 3

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 162 平方メートル

所有者 C

25 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1410 番4

地 目 雑種地

地 積 7.45 平方メートル

所有者 C

26 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1411 番1

地 目 畑

地 積 36 平方メートル

所有者 C

27 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1411 番2

地 目 畑

地 積 111 平方メートル

所有者 C

28 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1412 番1

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 2 1 7 平方メートル

所有者 B

2 9 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 2 番 2

地 目 雑種地

地 積 1 3 1 平方メートル

所有者 B

3 0 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 2 番 3

地 目 畑

地 積 1 3 2 平方メートル

所有者 B

3 1 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 3 番 1

地 目 畑

地 積 2 4 7 平方メートル

所有者 B

3 2 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 3 番 2

物 件 目 録

地 目 雑種地

地 積 6 7 平方メートル

所有者 B

3 3 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 3 番 3

地 目 畑

地 積 1 9 平方メートル

所有者 B

3 4 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 3 番 4

地 目 雑種地

地 積 3 4 平方メートル

所有者 B

3 5 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 4 番

地 目 畑

地 積 8 2 平方メートル

所有者 A

3 6 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1 4 1 5 番 1

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 386 平方メートル

所有者 A

37 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1415 番3

地 目 山林

地 積 122 平方メートル

所有者 A

38 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番1

地 目 畑

地 積 1095 平方メートル

所有者 B

39 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番2

地 目 雑種地

地 積 49 平方メートル

所有者 B

40 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416 番3

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 11平方メートル

所有者 B

41 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番4

地 目 畑

地 積 2.75平方メートル

所有者 B

42 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番5

地 目 雑種地

地 積 120平方メートル

所有者 B

43 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1416番6

地 目 雑種地

地 積 16平方メートル

所有者 B

44 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1417番

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 978平方メートル

所有者 A

45 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1417番2

地 目 雑種地

地 積 165平方メートル

所有者 A

46 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番1

地 目 畑

地 積 57平方メートル

所有者 C

47 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番2

地 目 山林

地 積 3.85平方メートル

所有者 A

48 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番3

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 135平方メートル

所有者 C

49 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番4

地 目 畑

地 積 64平方メートル

所有者 C

50 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番5

地 目 山林

地 積 104平方メートル

所有者 A

51 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1418番6

地 目 山林

地 積 10平方メートル

所有者 A

52 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419番1

物 件 目 録

地 目 畑

地 積 501平方メートル

所有者 C

53 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419番2

地 目 雑種地

地 積 49平方メートル

所有者 C

54 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419番3

地 目 畑

地 積 202平方メートル

所有者 C

55 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1419番4

地 目 雑種地

地 積 98平方メートル

所有者 C

56 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1421番3

物 件 目 録

地 目 山林

地 積 2.19 平方メートル

所有者 A

57 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1420 番 1

地 目 宅地

地 積 913.75 平方メートル

所有者 B

58 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 番 1421 番 1

地 目 山林

地 積 1674 平方メートル

共有者 A 持分 1674 分の 1246

共有者 B 持分 1674 分の 428

59 所 在 伊勢原市岡崎字権現堂

地 番 6663 番

地 目 畑

地 積 208 平方メートル

所有者 A

60 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸

物 件 目 録

~~地 番 1466番4
 地 目 畑
 地 積 75平方メートル
 所有者 B~~

61 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
~~地 番 1466番8
 地 目 雑種地
 地 積 71平方メートル
 所有者 B~~

62 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸
~~地 番 1459番1
 地 目 宅地
 地 積 36.14平方メートル
 所有者 B~~

63 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1406番地、1404番地2、1406番地先

家屋 番号 1406番

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 214.65平方メートル

所有者 有限会社クレセンド

物 件 目 録

64 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1408番地1、1407番地

家屋 番号 1408番1

種 類 畜舎

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 99.15平方メートル

所有者 C

65 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1420番地1、1408番地1

家屋 番号 1420番1

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 33.05平方メートル
2階 33.05平方メートル

所有者 B

66 所 在 伊勢原市東大竹字下谷戸1421番地1、1420番地1

家屋 番号 1421番1

種 類 居宅

構 造 木造瓦・銅板葺2階建

床 面 積 1階 139.77平方メートル
2階 37.18平方メートル

所有者 B

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1乃至物件56）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「伊勢原」駅の南西方約 1.3km（道路距離）で、徒歩約 16分	
付 近 の 状 況	幅員約 6m市道沿いに農家住宅、農地（畑）等を中心とする地域。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 指定無し 50% 100% 防火指定なし ①北東側、南側埋蔵文化財包蔵地に該当する。 ②北側土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に該当する。南東側土砂災害警戒区域に該当する。 ③物件1、5、6、28、30、31、33、35、36、44、46、48、49の所有権の移転には農地法上の許可が必要であり、買受人は適格者証明が必要である。 ④農業振興地域内、非農用地区域。
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	(56筆合計) 9,058.57㎡ 不整形 北西側間口約 50m、奥行約 140m 北西側市道を基準にすると、全体として東向きに緩やかに上り傾斜している。建物敷地、構築物周辺、物件44（柿畑等）、鉄塔（1387番2）周辺はほぼ平坦であるが、敷地内に約 1～ 3m程度の段差等がある。敷地内は一部起伏がある丘陵地状で、段差部分等は法地、傾斜地、山林等になっている。建物敷地等周辺を基準にすると、構築物（1）～（3）周辺は約 2～ 3m程度高く、物件44周辺はさらに約 2～ 3m程度高く、鉄塔（13

	87番2) 周辺はさらに約 2～ 3m程度高い。 南西側隣接地は目的土地より約 1～ 2m程度高く、東側、南東側は傾斜地の畦畔等であり、目的土地より高く、地勢なりに接面している。
接面道路の状況	北西側幅員約 6m舗装市道（76号線：建築基準法第42条1項）より、建物敷地は約 1～ 2m程度高く、約 50m接面している。市道からは進入路等が造られている。南西側、南側、北西側は幅約 1.2～ 1.5m未舗装市が管理する認定外道路（建築基準法外道路）で、南側道路は建物敷地より約 2～ 3m高く、南西側、北西側道路とはほぼ等高に接面している。
土地の利用状況等	土地所有者C、Dが物件1、5、6を畑（家庭菜園）として共同して使用している。 土地所有者Bが物件28、30、31、33を畑（家庭菜園）として使用している。 土地所有者Aが物件35、36を畑（休耕地）として使用している。 土地所有者Bが物件44を畑（家庭菜園）として使用している。 土地所有者Cが物件46、48、49を畑（家庭菜園）として使用している。 土地所有者Bが物件47、50、51、56を山林として使用している。 土地所有者C、Dが物件2～4を雑種地として共同して使用している。 （有）クレセンド、（株）大磯なごみ牧場、Fが物件7～10の各一部、13の一部、19～21、23～27、37～43、45、52～55を雑種地として共同して使用している。 土地所有者Bが物件29、32、34を雑種地として使用している。 （有）クレセンドが物件7～14、22上に物件63建物を所有し、占有している。Cが物件15～18上に物件64建物を所有し、占有している。関係人の陳述から土地利用権は各々使用借権である。 目的外土地（1404番3）により全体敷地が分断されている。 敷地内の未登記建物〔車庫・物置、物置、事務所等（1）～（5）〕は、主である建物（物件63）と効用上・利用上の一体性がある

	ので、附属建物（物件63現況欄表示）と判断した。 敷地内に構築物（1）～（8）が存している。 建物の配置は附属資料建物図面写、土地建物位置関係図の通り。
供給処理施設	上水道 あり 都市ガス なし（プロパンあり） 下水道 なし
特記事項	① 物件7乃至物件18、物件22の宅地部分の内、物件63（附属建物含む）及び物件64の敷地部分（土地利用権の及ぶ範囲）を、建物の配置状況等を考慮し、各物件の建築面積、市道からの通路等を加味して、 物件63の敷地の範囲は、物件7の内約115㎡、物件8の内約8㎡、物件9の内約79㎡、物件10の内約12㎡、物件11の内約264㎡、物件12の内約41㎡、物件13の内約53㎡、物件14の内約268㎡、物件15の内約24㎡、物件16の内約100㎡、物件18の内約63.20㎡、物件22の内約82㎡とした。また物件63は件外の地番「1404番3」の土地に若干越境している可能性があり、その範囲を約8㎡と査定した。よって、物件63の敷地は合計 1,117.20㎡（115㎡＋8㎡＋79㎡＋12㎡＋264㎡＋41㎡＋53㎡＋268㎡＋24㎡＋100㎡＋63.20㎡＋82㎡＋8㎡）。 物件64の敷地の範囲は、物件7の内約29㎡、物件11の内約57㎡、物件12の内約4㎡、物件14の内約3㎡、物件15の内約118㎡、物件16の内約119.08㎡、物件17の内約3.40㎡とした。よって、物件64の敷地は合計約 333.48㎡（29㎡＋57㎡＋4㎡＋3㎡＋118㎡＋119.08㎡＋3.40㎡）。 ② 物件63、物件64の敷地の範囲と判断した物件の内、昭和46年度固定資産課税台帳登録事項証明書による物件16、物件17、18の課税地目は宅地であり、既存宅地の可能性がある。 物件7、8、9、11、13、14、15、16、18、22の課税地目は山林、畑、田であり、非既存宅地の可能性が高い。物件10、12は当時道路、畦畔等であったと推定されることから非既存宅地の可能性が高い。

③ B（所有者）によれば、A、Cと私の間に賃貸借契約はありません。無償で使用しています。

北西側の市道から目的物件に出入りするための通路（以下、「進入路」という）は拡張しており、北東側隣接地件外物件57土地だけではなく、物件13、14の一部も進入路になっているかもしれません。

④ 物件28、30及び31土地について、農業委員会によると（株）トーシンホームが道路として使用するための農地転用許可を受けているが、現場の状況及び関係人の陳述からして、現在、同社は使用していないものと思われる。

⑤ 物件31土地に接して存している地番「1415番2」の土地は登記上も関係人の陳述のとおり墓地であり、また、当該名義人はCの亡父であることから本件売却後においても同所への出入りのため相当な範囲において慣習的な権利が認められる可能性があるものと思われる。

⑥ 物件47、50、51及び56土地には、現場の状況及び関係人の陳述からBの占有が認められる。これら土地は傾斜地で樹木等が繁茂している状態であり、登記のとおり山林と認める。よって、物件47、50、51及び56土地は、占有者Bが山林として使用しているものと認める。その占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。

⑦ 物件7乃至10及び13の各一部、19乃至21、23～27、37～43、45並びに52～55土地は、現場の状況及び関係人の陳述から（有）クレセンド（以下、「クレセンド」という）並びに（株）大磯なごみ牧場（以下、「なごみ牧場」という）及びFの占有が認められる。これらの土地は上記の者が構築物等を使用等して牧場を経営しており、現況は雑種地と認める。なお、Fは個人で物件63、64建物のみ使用している旨の陳述だが、牧場経営のためには関連設備の使用が当然であること及びAの陳述からして上記土地及び同土地上の構築物等の設備をすべて使用していると認めた。よって、物件7乃至10及び13の各一部、19乃至21、23

～27、37～43、45並びに52～55土地は、占有者クレセンド並びになごみ牧場及びFが雑種地として共同して使用しているものと認める。その占有権原は関係人の陳述から使用借権と認める。令和3年の内部立入調査時には以上の通りであったが、現在Aの知人で本物件の留守番を頼まれていると述べる某氏によれば、現在牧場経営はしていないとのことである。

令和3年の内部立入調査時には、施設内に牛が飼育されていたが、現在施設内に牛はいない。

⑧ 物件7～14及び22土地上には、クレセンド所有の物件63建物（未登記附属建物を含む）が存しており、その敷地として使用されている。よって、これらの土地はクレセンドが宅地として使用している。その占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。

⑨ 物件15～18土地上には、C所有の物件64建物が存しており、その敷地として使用されている。なお、物件16土地には、件外の物件65建物が越境している可能性があり、その範囲を約57㎡と査定した。これらの土地は、C及びBが宅地として使用している。その占有権原は、関係人の陳述から使用借権と認める。

⑩ 物件3、5、17、18、19、21、24、25、27、29、30、33、34、40、41、42、48、50、54、55、56の土地には送電線路のための地役権（順位1番）が設定されている。要旨は次の通りである。

登記受付 平成4年1月30日または同年3月17日

原因 平成3年12月12日設定

- 目的
- 1 送電線路の架設および保守等のための土地立入
 - 2 送電線路の最下垂時における電線から 3.6mの範囲内における建造物築造の禁止、ならびに送電線路に支障となる工作物の設置、竹木の植栽等その他送電線路に支障となる一切の行為の禁止
 - 3 爆発性、引火性を有する危険物を製造、取扱い、および貯蔵禁止

範囲 全部、 要役地 平塚市真土字二十の域2294番1

⑪ 構築物の表示

構築物（1）畜舎、軽量鉄骨造、約340㎡、周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。

構築物（2）畜舎、軽量鉄骨造、約240㎡、周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。

構築物（3）畜舎、軽量鉄骨造、約350㎡、周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。

構築物（4）機材・牛糞置場、軽量鉄骨・木造、約120㎡、周壁は無く屋根はビニールタン。

構築物（5）おが屑置場、木造、約45㎡、周壁は無く屋根はビニールトタン。

構築物（6）畜舎、木造、約110㎡、周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。附属建物（4）に接続している。

構築物（7）畜舎、木造、約230㎡、周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。

構築物（8）資材・車輛置場、鉄骨造、約120㎡、コンテナを利用し、周壁は無い。

⑫ 北西側市道沿いに不動車と思われる車輛が数台存している。

⑬ 市街化調整区域内の大規模画地であり、専門職業家による実測（測量）等が必要である。

⑭ 伊勢原市景観計画、景観条例等

⑮ 立地適正化計画：居住誘導区域外

⑯ 伊勢原市農業委員会事務局によれば、買受適格者証明願について、目的物件内を横断して第三者の土地（1404番3）が存在していることから、目的物件を落札後に落札者が「農地法第5条第1項の規程による許可申請書」を提出する際に第三者の「同意書」が必要です。

落札しても農地法の許可書が無いと所有権移転登記が出来ないとのことである。

⑰ 宅地造成等工事規制区域

2. 建物の概況及び利用状況等（物件63）

区分		主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建築年月日	平成5年3月20日新築（登記記載）	
	経過年数	約33年	
	経済的残存耐用年数	—	
仕様	構造	木造平家建	
	屋根	亜鉛メッキ鋼板葺	
	外壁	亜鉛メッキ鋼板等	
	内壁	無し等	
	天井	無し等	
	床	板張り等	
	設備	特筆するものはない。	
	その他	特筆するものはない。	
床面積（現況）		214.65㎡ 物件目録記載と同じ（増改築等なし）	
現況用途等	種類	物置	
	間取り	物置（附属資料概略間取図の通り）	
品等		普通	
保守管理の状態		著しく劣る	
建物の利用状況		令和7年7月18日、同年7月29日：内部立入調査 令和3年9月19日、同年10月10日：内部立入調査 建物所有者及びFが物置として共同して使用している。前記未登記附属建物及び構築物も同様に使用している。 Fの占有権原は、関係人の陳述からして使用借権と認める。	
特記事項		① 本件建物の建築計画概要書は管轄する平塚土木事務所建築指導課において保存されておらず、閲覧等ができなかった。また建築確認申請の完了検査の状況も不明である。 ② 前記建築指導課によれば、本件建物は市街化調整区域内であるが、農業用の一定の建築物であり、本件建物を取得する第三	

	者は事前相談は必要であるが、建替え等の可能性等はある。 なお、建物敷地の内、物件16、18は既存宅地の可能性がある。 ③ 高床式の下部及び下屋（構築物）は畜舎になっている。当該部分は周壁は無く開閉可能な柵等に囲まれている。 ④ 本件建物は築33年が経過しており、経年以上の損傷、経年劣化の状況が見受けられた。 また、本件建物は、目的外土地「1404番3」の土地地に若干越境している可能性がある。 ⑤ 目的外土地は、前記のとおり物件63建物の敷地の一部及び構築物(7)の敷地の一部として使用されており、さらに、その余の更地部分も牧場の敷地として使用されているものと思われるところ、関係人の陳述からして、これら敷地の占有権原は使用借権と認める。 ⑥ 附属建物は（1）鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の車庫・物置、（2）木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の物置、（3）木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の物置、（4）木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の事務所、構築物（6）に接続している。（5）木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の物置である。 ⑦ 構築物(2)の屋根に設置されている太陽光発電設備は、関係人の陳述からしてG所有と思われる。その屋根の占有権原は関係人の陳述からして使用借権と認める。
--	---

3. 建物の概況及び利用状況等（物件64）

区分	主である建物		
建築時期及び 残存耐用年数	建築年月日	昭和60年月日不詳新築（登記記載）	
	経過年数	約40年	
	経済的残存耐用年数	—	
仕様	構造	軽量鉄骨造平家建	
	屋根	亜鉛メッキ鋼板葺	

	外 壁	亜鉛メッキ鋼板等
	内 壁	畜舎：無し等、作業室：合板等
	天 井	無し等
	床	土間コンクリート等
	設 備	流し台等
	そ の 他	特筆するものはない
床面積（現況）	99.15㎡ 物件目録記載と同じ（増改築等なし）	
現 況 用 途 等	種 類	畜舎
	間 取 り	畜舎＋作業室（附属資料概略間取図の通り）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和7年7月18日、同年7月29日：内部立入調査 令和3年9月19日、同年10月10日：内部立入調査 （有）クレセンド及びFが畜舎として共同して使用している。 占有権原は、関係人の陳述からいずれも使用借権と認める。 令和3年の内部立入調査時においては、施設内に牛が飼育されていたが、現在施設内に牛はいない。	
特 記 事 項	① 本件建物の建築計画概要書は管轄する平塚土木事務所建築指導課において保存されておらず、閲覧等ができなかった。また建築確認申請の完了検査の状況も不明である。 ② 前記建築指導課によれば、本件建物は市街化調整区域内であるが、農業用の一定の建築物であり、本件建物を取得する第三者は事前相談は必要であるが、建替え等の可能性等はある。 なお、建物敷地の内、物件16、17は既存宅地の可能性がある。 ③ 本件建物は新築後40年が経過しており、全体として経年以上の損傷、経年劣化の状況が見受けられた。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1乃至物件56、目的外土地（土地）

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	17,500	53	9,280	× 456	× 1.0	= 4,230,000
		100				
2	17,500	53	9,280	× 64	× 1.0	= 590,000
		100				
3	12,300	53	6,520	× 30	× 1.0	= 200,000
		100				
4	17,500	53	9,280	× 18	× 1.0	= 170,000
		100				
5	12,300	53	6,520	× 339	× 1.0	= 2,210,000
		100				
6	17,500	53	9,280	× 173	× 1.0	= 1,610,000
		100				
7	17,500	53	9,280	× 250	× 1.0	= 2,320,000
		100				
7'	17,500	53	9,280	× 144	× 0.8	= 1,070,000
		100				
8	17,500	53	9,280	× 17	× 1.0	= 160,000
		100				
8'	17,500	53	9,280	× 8	× 0.8	= 60,000
		100				
9	17,500	53	9,280	× 82	× 1.0	= 760,000
		100				
9'	17,500	53	9,280	× 79	× 0.8	= 590,000
		100				

1 0	17,500	53	9,280	$\times 16$	$\times 1.0$	$=$	150,000
		100					
1 0'	17,500	53	9,280	$\times 12$	$\times 0.8$	$=$	90,000
		100					
1 1	17,500	53	9,280	$\times 108$	$\times 1.0$	$=$	1,000,000
		100					
1 1'	17,500	53	9,280	$\times 321$	$\times 0.8$	$=$	2,380,000
		100					
1 2	17,500	53	9,280	$\times 45$	$\times 0.8$	$=$	330,000
		100					
1 3	17,500	53	9,280	$\times 95$	$\times 1.0$	$=$	880,000
		100					
1 3'	17,500	53	9,280	$\times 53$	$\times 0.8$	$=$	390,000
		100					
1 4	17,500	53	9,280	$\times 271$	$\times 0.8$	$=$	2,010,000
		100					
1 5	17,500	53	9,280	$\times 43$	$\times 1.0$	$=$	400,000
		100					
1 5'	17,500	53	9,280	$\times 142$	$\times 0.8$	$=$	1,050,000
		100					
1 6	17,500	53	9,280	$\times 54$	$\times 1.0$	$=$	500,000
		100					
1 6'	17,500	53	9,280	$\times 276.08$	$\times 0.8$	$=$	2,050,000
		100					
1 7	12,300	53	6,520	$\times 3.40$	$\times 0.8$	$=$	20,000
		100					
1 8	12,300	53	6,520	$\times 63.20$	$\times 0.8$	$=$	330,000
		100					
1 9	12,300	53	6,520	$\times 128$	$\times 1.0$	$=$	830,000
		100					

2 0	17,500	53	9,280	× 0.65	× 1.0	=	6,000
		100					
2 1	12,300	53	6,520	× 51	× 1.0	=	330,000
		100					
2 2	17,500	53	9,280	× 161	× 1.0	=	1,490,000
		100					
2 2'	17,500	53	9,280	× 82	× 0.8	=	610,000
		100					
2 3	17,500	53	9,280	× 57	× 1.0	=	530,000
		100					
2 4	12,300	53	6,520	× 162	× 1.0	=	1,060,000
		100					
2 5	12,300	53	6,520	× 7.45	× 1.0	=	50,000
		100					
2 6	17,500	53	9,280	× 36	× 1.0	=	330,000
		100					
2 7	12,300	53	6,520	× 111	× 1.0	=	720,000
		100					
2 8	17,500	53	9,280	× 217	× 1.0	=	2,010,000
		100					
2 9	12,300	53	6,520	× 131	× 1.0	=	850,000
		100					
3 0	12,300	53	6,520	× 132	× 1.0	=	860,000
		100					
3 1	17,500	53	9,280	× 247	× 1.0	=	2,290,000
		100					
3 2	17,500	53	9,280	× 67	× 1.0	=	620,000
		100					
3 3	12,300	53	6,520	× 19	× 1.0	=	120,000
		100					

3 4	12,300	53	6,520	× 34	× 1.0	=	220,000
		100					
3 5	17,500	53	9,280	× 82	× 1.0	=	760,000
		100					
3 6	17,500	53	9,280	× 386	× 1.0	=	3,580,000
		100					
3 7	17,500	53	9,280	× 122	× 1.0	=	1,130,000
		100					
3 8	17,500	53	9,280	× 1,095	× 1.0	=	10,160,000
		100					
3 9	17,500	53	9,280	× 49	× 1.0	=	450,000
		100					
4 0	12,300	53	6,520	× 11	× 1.0	=	70,000
		100					
4 1	12,300	53	6,520	× 2.75	× 1.0	=	20,000
		100					
4 2	12,300	53	6,520	× 120	× 1.0	=	780,000
		100					
4 3	17,500	53	9,280	× 16	× 1.0	=	150,000
		100					
4 4	17,500	53	9,280	× 978	× 1.0	=	9,080,000
		100					
4 5	17,500	53	9,280	× 165	× 1.0	=	1,530,000
		100					
4 6	17,500	53	9,280	× 57	× 1.0	=	530,000
		100					
4 7	17,500	53	9,280	× 3.85	× 1.0	=	40,000
		100					
4 8	12,300	53	6,520	× 135	× 1.0	=	880,000
		100					

4 9	17,500	53	9,280	× 64	× 1.0	= 590,000
		100				
5 0	12,300	53	6,520	× 104	× 1.0	= 680,000
		100				
5 1	17,500	53	9,280	× 10	× 1.0	= 90,000
		100				
5 2	17,500	53	9,280	× 501	× 1.0	= 4,650,000
		100				
5 3	17,500	53	9,280	× 49	× 1.0	= 450,000
		100				
5 4	12,300	53	6,520	× 202	× 1.0	= 1,320,000
		100				
5 5	12,300	53	6,520	× 98	× 1.0	= 640,000
		100				
5 6	12,300	53	6,520	× 2.19	× 1.0	= 10,000
		100				
目的 外 土地	17,500	53	9,280	× 8	× 0.8	= 60,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

◇物件 3、5、17、18、19、21、24、25、27、29、30、33、34、40、41、42、48、50、54、55、56の土地の標準画地価格は地役権設定にともなう減価を 30%と査定し、次の通り決定した。

$$\begin{array}{ccccc} \text{標準画地価格} & & \text{地役権設定減価} & & \text{標準画地価格} \\ 17,500\text{円}/\text{m}^2 & \times & (1 - 0.3) & = & 12,300\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

基準地 伊勢原（県）－10

$$\begin{array}{ccccc} \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 49,000\text{円}/\text{m}^2 & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{280} & = & 17,500\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：基準地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：基準地の所在地域は目的物件の地域と比して、街路条件、交通接近条件等でやや劣るが、環境条件、熟成度、法規制等で著しく優れ、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：目的土地は不整形で、画地規模が大きいこと、目的外土地により全体敷地が分断されていること、非既存宅地が含まれていること、段差があり、傾斜地、法地、山林等が含まれていること、特記事項に記載したこと等で著しく劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：物件7乃至物件18、物件22、目的外土地の宅地部分（区分した土地の物件番号に「'」を表示）の建付減価率は建物の老朽化を考慮し、改修費用、取り壊し費用等を加味して20%と判定した。
その他土地は必要なしと判定した。

※ 物件7乃至物件11、物件13、物件15、物件16、物件22は更地部分と宅地部分（区分した土地の物件番号に「'」を表示）の土地価格合計

物件番号	更地価格（円）	宅地価格（円）	土地価格合計（円）
7	2,320,000	+ 1,070,000	= 3,390,000
8	160,000	+ 60,000	= 220,000
9	760,000	+ 590,000	= 1,350,000
10	150,000	+ 90,000	= 240,000
11	1,000,000	+ 2,380,000	= 3,380,000

1 3	880,000	+	390,000	=	1,270,000
1 5	400,000	+	1,050,000	=	1,450,000
1 6	500,000	+	2,050,000	=	2,550,000
2 2	1,490,000	+	610,000	=	2,100,000

② 物件63及び物件64（建物）

物件63は建築後約33年、物件64は建築後約40年を経過する建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、現況利用の状況、保守管理の状態、経過年数、観察減価を参酌し、構築物があること、特記事項に記載したこと等も加味し、中古建物における市場性等も勘案して、再調達原価（各々1㎡当たり80,000円と査定）の物件63は1%、物件64は1%をもって建物自体の価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
6 3	80,000	× 214.65	× 0.01	= 170,000
6 4	80,000	× 99.15	× 0.01	= 80,000

*（物件63附属建物）同種建物の再調達原価及び残存耐用年数を考慮して求めた。

附属 建物	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
(1)	100,000	× 48	× 0.03	= 140,000
(2)	80,000	× 72	× 0.01	= 60,000
(3)	80,000	× 56	× 0.01	= 40,000

(4)	80,000	×	10	×	0.01	=	8,000
(5)	80,000	×	26	×	0.01	=	20,000

現価率：附属建物の現況利用の状況、外観から判断した経過年数、残存耐用年数を参酌し、観察減価、市場性等も勘案して、現価率を(1)は3%、(2)乃至(5)は1%と判定した。

※ 物件63 建物価格合計

物件番号	主(円)	附属建物(1)乃至(5)(円)	建物価格合計
63	170,000	+140,000+60,000+40,000+8,000+20,000	= 438,000円

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、次記のとおり評価額を求めた。

物件7、物件11、物件12、物件14、物件15、物件16土地上には物件63及び物件64の建物が存するので、物件63(上欄)及び物件64(下欄)の土地利用権価格は、敷地面積(32頁参照)比により次の通り按分する。

なお、物件16'の件外物件65の敷地は土地利用権価格の控除対象になっている。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)	土地利用権等価格(円)	敷地面積比按分(m ²)	土地利用権等価格(円)
7'	1,070,000	×0.10	場所的利益 = 110,000	×115/144	= 90,000
				×29/144	= 20,000
8'	60,000	×0.10	場所的利益 = 6,000		= 6,000

9'	590,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 60,000		= 60,000
10'	90,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 9,000		= 9,000
11'	2,380,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 240,000	$\times 264/321$	= 200,000
					$\times 57/321$	= 40,000
12	330,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 30,000	$\times 41/45$	= 27,000
					$\times 4/45$	= 3,000
13'	390,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 40,000		= 40,000
14	2,010,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 200,000	$\times 268/271$	= 198,000
					$\times 3/271$	= 2,000
15'	1,050,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 110,000	$\times 24/142$	= 20,000
					$\times 118/142$	= 90,000
16'	2,050,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 210,000	$\times 100/276.08$	= 80,000
					$\times 119.08/276.08$	= 90,000
17	20,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 2,000		= 2,000
18	330,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 30,000		= 30,000
22'	610,000	$\times 0.10$	場所の利益	= 60,000		= 60,000

目的 外 土地	60,000	$\times 0.10$	場所的利益	=	6,000		=	6,000
---------------	--------	---------------	-------	---	-------	--	---	-------

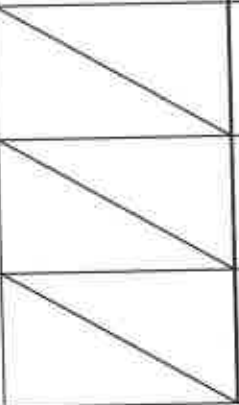
(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益（非堅固建物）と判定し、その割合を 10%と査定した。

以上により、物件63の土地利用権価格は 826,000円（90,000円＋6,000円＋60,000円＋9,000円＋200,000円＋27,000円＋40,000円＋198,000円＋20,000円＋80,000円＋30,000円＋60,000円＋6,000円）

物件64の土地利用権価格は 247,000円（20,000円＋40,000円＋3,000円＋2,000円＋90,000円＋90,000円＋2,000円）

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	4,230,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 420,000
2	590,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 60,000
3	200,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 20,000
4	170,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 20,000
5	2,210,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 220,000
6	1,610,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 160,000
7	3,390,000	— 110,000		$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 330,000

8	220,000	—	6,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	20,000
9	1,350,000	—	60,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	130,000
10	240,000	—	9,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	20,000
11	3,380,000	—	240,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	310,000
12	330,000	—	30,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	30,000
13	1,270,000	—	40,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	120,000
14	2,010,000	—	200,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	180,000
15	1,450,000	—	110,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	130,000
16	2,550,000	—	210,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	230,000
17	20,000	—	2,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	2,000
18	330,000	—	30,000	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	30,000
19	830,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	80,000
20	6,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	1,000
21	330,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	30,000

22	2,100,000	— 60,000		$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 200,000
23	530,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 50,000
24	1,060,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 110,000
25	50,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 5,000
26	330,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 30,000
27	720,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 70,000
28	2,010,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 200,000
29	850,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 90,000
30	860,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 90,000
31	2,290,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 230,000
32	620,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 60,000
33	120,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 10,000
34	220,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 20,000
35	760,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		= 80,000

36	3,580,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	360,000
37	1,130,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	110,000
38	10,160,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	1,020,000
39	450,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	50,000
40	70,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	7,000
41	20,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	2,000
42	780,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	80,000
43	150,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	20,000
44	9,080,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	910,000
45	1,530,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	150,000
46	530,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	50,000
47	40,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	4,000
48	880,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	90,000
49	590,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	60,000

50	680,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		=	70,000
51	90,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		=	9,000
52	4,650,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		=	470,000
53	450,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		=	50,000
54	1,320,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		=	130,000
55	640,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		=	60,000
56	10,000			$\times 0.5$	$\times 0.2$		=	1,000
63	438,000	+	826,000	$\times 1.0$	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	130,000
64	80,000	+	247,000	$\times 1.0$	$\times 0.5$	$\times 0.2$	=	30,000
一括価格（合計）								= 7,651,000

占有減価修正：必要なしと判定した。

市場性修正：受命物件は市街化調整区域内で、農業用施設及び農地等を中心とし、目的外土地により全体敷地が分断されていること、特記事項に記載したこと、非既存宅地の可能性が高い土地も含む大規模物件等であり、市場性が著しく劣る。従って市況を考慮した一般市場性減価として、－50%と判定した。

競売市場修正：過去2回における期間入札及び特別売却において買受の申出がなかった事実等をも考慮して－80%と判定した。

その他の控除：必要なしと判定した。

第6 参考価格資料

1. 基準地価格 伊勢原（県）－10

所 在：伊勢原市上平間字松崎284番5
価 格：49,000円／㎡
位 置：小田急小田原線「伊勢原」駅の南東方約1.7km
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：299㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：西3.5m市道
用 途 指 定 等：市街化調整区域（建蔽率50%、容積率100%）
地 域 の 概 要：農家住宅、一般住宅、畑等が混在する住宅地域

2. 前回の売却基準価額

物件1	1,170,000円、	物件2	160,000円、
物件3	50,000円、	物件4	50,000円、
物件5	610,000円、	物件6	440,000円、
物件7	910,000円、	物件8	60,000円、
物件9	360,000円、	物件10	70,000円、
物件11	870,000円、	物件12	80,000円、
物件13	340,000円、	物件14	500,000円、
物件15	370,000円、	物件16	650,000円、
物件17	5,000円、	物件18	80,000円、
物件19	230,000円、	物件20	2,000円、
物件21	90,000円、	物件22	560,000円、
物件23	140,000円、	物件24	290,000円、
物件25	10,000円、	物件26	100,000円、
物件27	200,000円、	物件28	560,000円、
物件29	230,000円、	物件30	230,000円、
物件31	640,000円、	物件32	170,000円、
物件33	30,000円、	物件34	60,000円、

物件 3 5	2 1 0, 0 0 0 円、	物件 3 6	9 9 0, 0 0 0 円、
物件 3 7	3 1 0, 0 0 0 円、	物件 3 8	2, 8 1 0, 0 0 0 円、
物件 3 9	1 3 0, 0 0 0 円、	物件 4 0	2 0, 0 0 0 円、
物件 4 1	5, 0 0 0 円、	物件 4 2	2 2 0, 0 0 0 円、
物件 4 3	4 0, 0 0 0 円、	物件 4 4	2, 5 1 0, 0 0 0 円、
物件 4 5	4 3 0, 0 0 0 円、	物件 4 6	1 4 0, 0 0 0 円、
物件 4 7	1 0, 0 0 0 円、	物件 4 8	2 4 0, 0 0 0 円、
物件 4 9	1 6 0, 0 0 0 円、	物件 5 0	1 9 0, 0 0 0 円、
物件 5 1	2 0, 0 0 0 円、	物件 5 2	1, 2 9 0, 0 0 0 円、
物件 5 3	1 3 0, 0 0 0 円、	物件 5 4	3 6 0, 0 0 0 円、
物件 5 5	1 7 0, 0 0 0 円、	物件 5 6	5, 0 0 0 円、
物件 6 3	4 0 0, 0 0 0 円、	物件 6 4	9 0, 0 0 0 円、
一括	2 1, 1 9 7, 0 0 0 円		

第 7 附属資料の表示

位置図

公図写（目的物件を A4 判へ抜粋したものである。）

地積測量図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

土地建物位置関係図

概略間取図

以 上

令和 3 年 (ケ) 第 115 号
令和 7 年 7 月 29 日 現地調査
令和 7 年 8 月 9 日 評 価

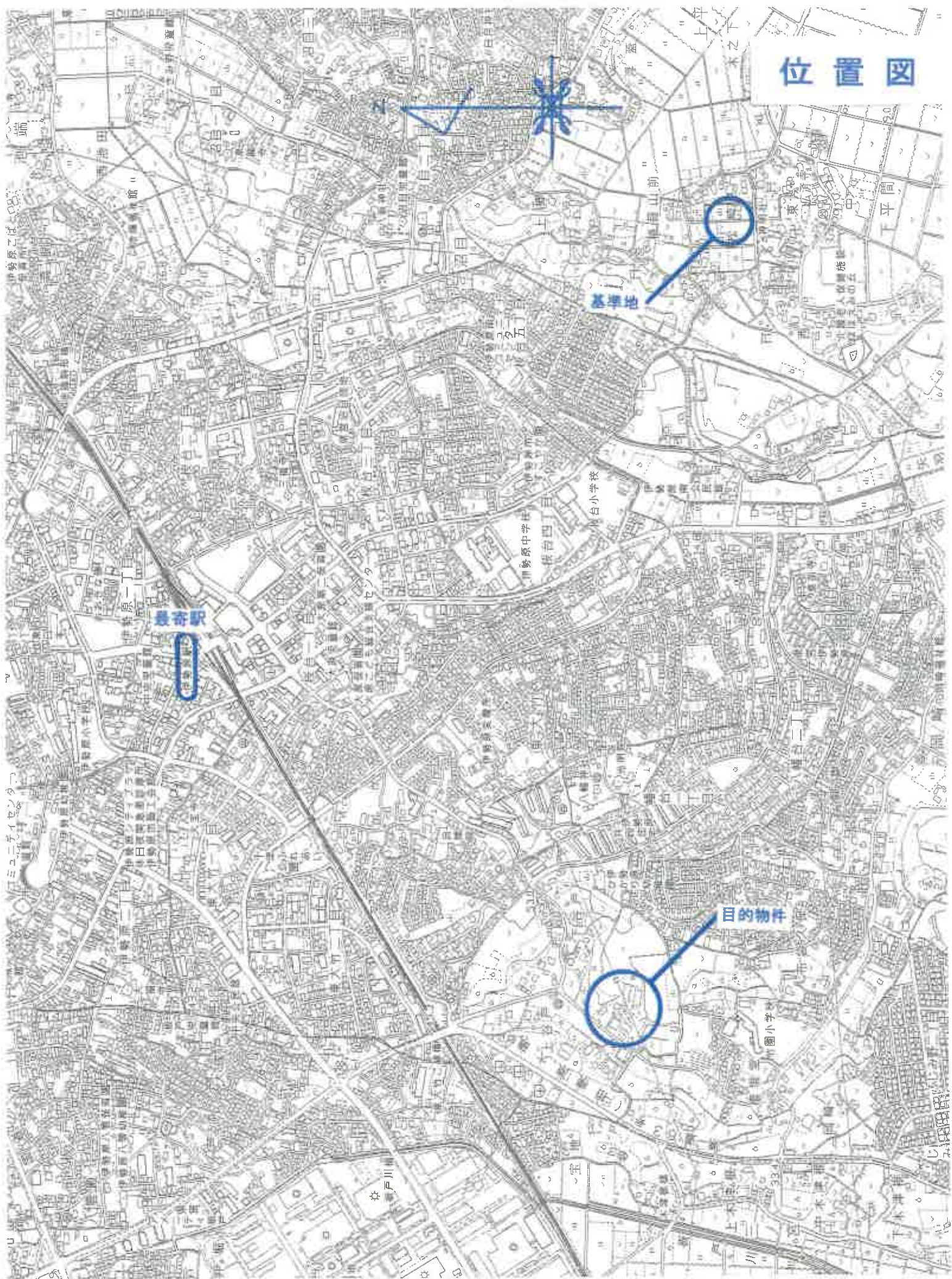
横浜地方裁判所小田原支部

再 評 価 書

(物件 1 乃至物件 5 6 及び物件 6 3、6 4)

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝



位置図

最寄駅

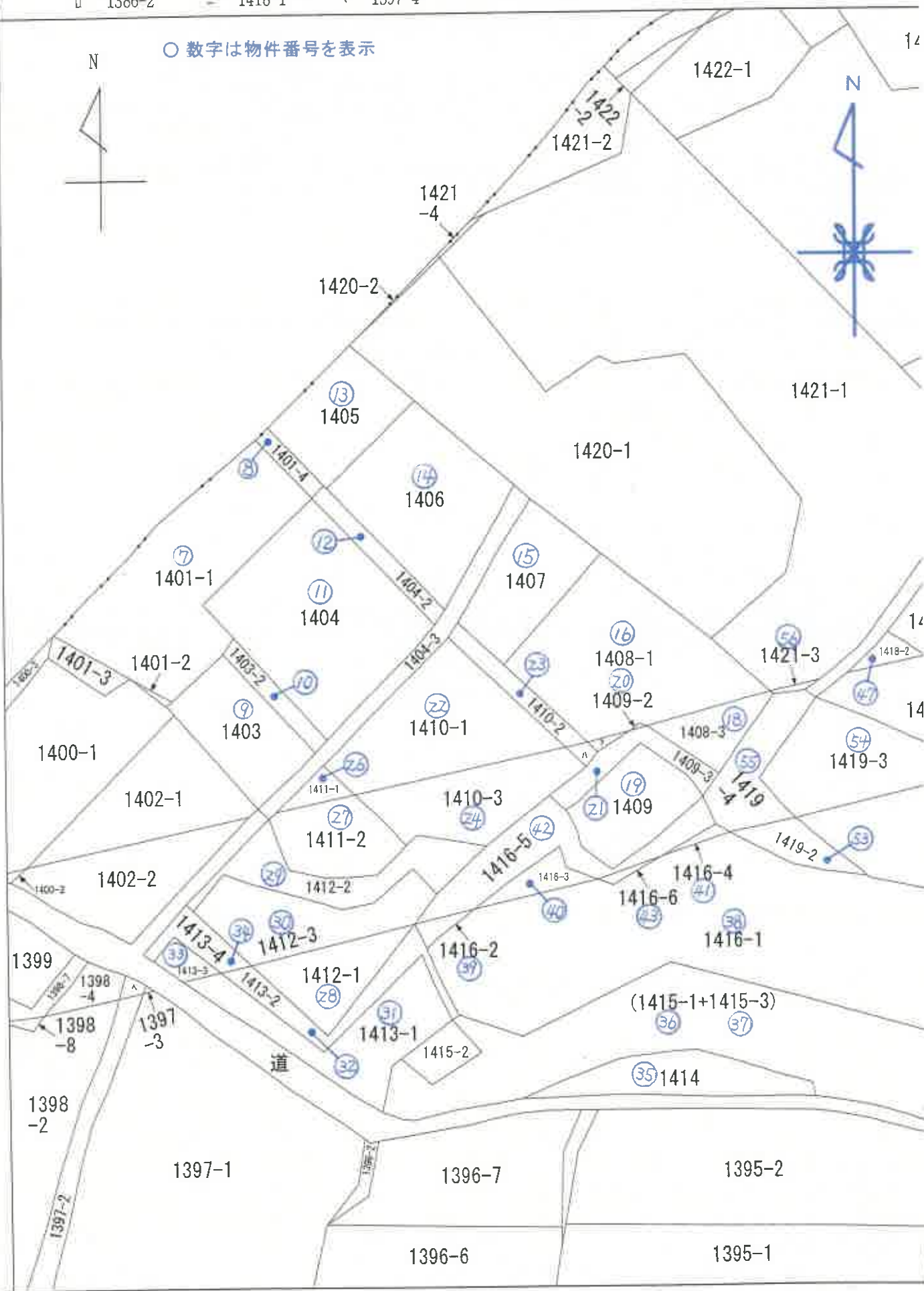
基地

目的物件



イ 1386-1 ハ 1410-4 (25) ホ 1434-1 ト 1408-2 (17)
 □ 1386-2 ニ 1418-1 ヘ 1397-4

○ 数字は物件番号を表示



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所厚木支部管轄)
令和3年7月28日 横浜地方裁判所

登記官

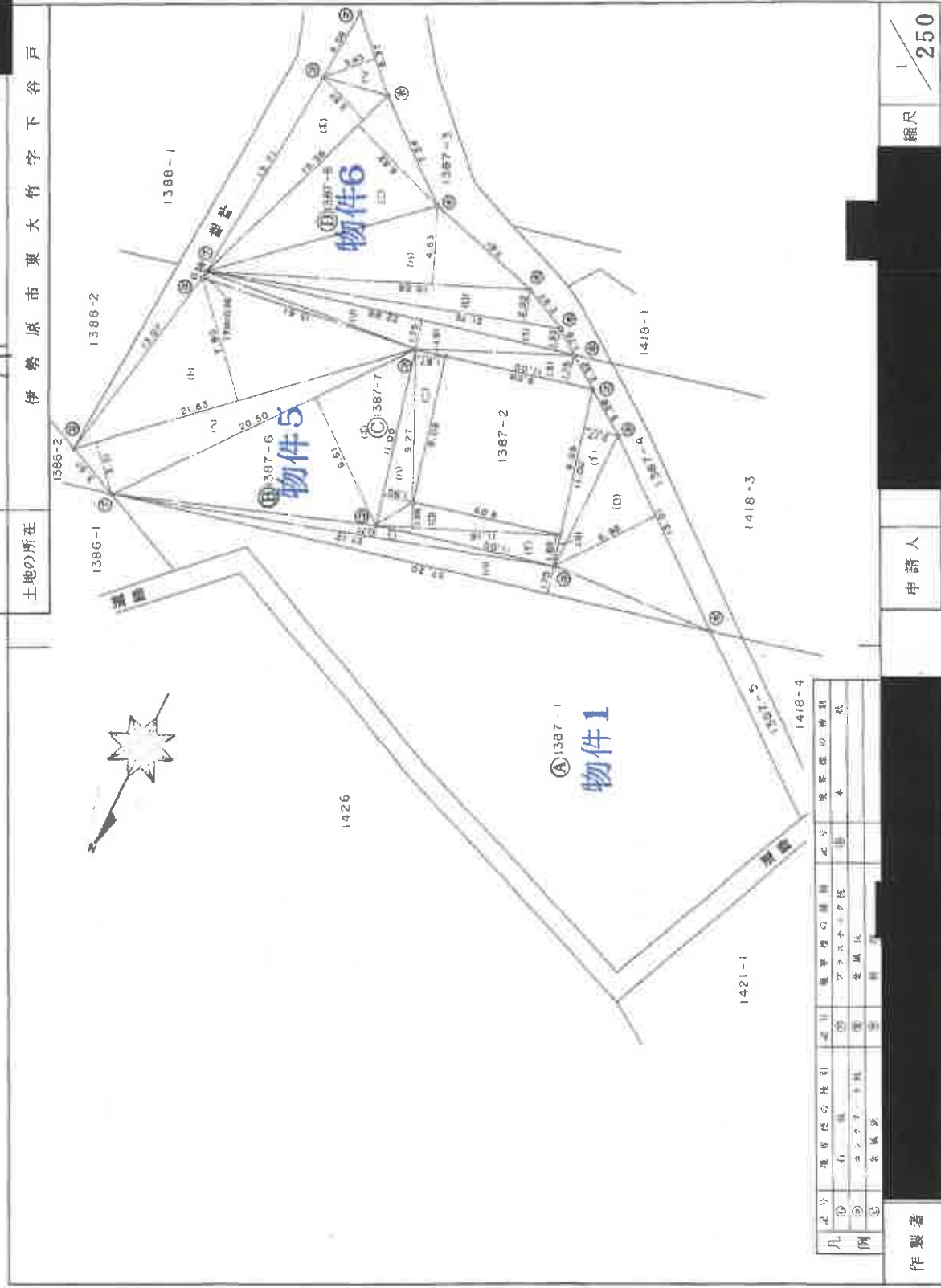
841605

前 1387-1-2-6, -8

地 番 1387-6, -7, -8

地積測量図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



凡例	境界線の種別	境界線の表示	境界線の種別	境界線の表示
①	境界線の種別	境界線の表示	境界線の種別	境界線の表示
②	境界線の種別	境界線の表示	境界線の種別	境界線の表示
③	境界線の種別	境界線の表示	境界線の種別	境界線の表示
④	境界線の種別	境界線の表示	境界線の種別	境界線の表示

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件1、物件5、物件6

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（横浜地方方法務局原本登録簿）
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

841606

前 地 番 1387-6, -7, -8 地 積 測 量 図
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

三斜求積表

物件5

B 1387-6			
地番 番号	底辺	高さ	積
イ	11.00	2.17	23.8700
ロ	13.01	6.96	90.5496
ハ	37.20	1.75	65.1000
ニ	27.12	0.71	19.2552
ホ	20.50	8.61	176.5050
ヘ	21.63	3.31	71.5953
ト	21.63	7.80	168.7140
チ	13.61	0.36	4.8996
リ	22.88	1.75	40.0400
ヌ	11.00	1.75	19.2500
	合計		679.7787
	面積		339.8893
	地積		339㎡

物件6

D 1387-8			
地番 番号	底辺	高さ	積
イ	22.88	1.33	30.4304
ロ	21.76	2.02	43.9552
ハ	19.68	4.83	95.0544
ニ	15.36	6.82	104.7552
ホ	15.36	3.57	54.8352
ヘ	5.37	3.43	18.4191
	合計		347.4495
	面積		173.7247
	地積		173㎡

物件1

E 1387-1			
地番	公簿	公簿	
	地積	1008	
	地積	551.9825	
	地積	456.0175	
	地積	456㎡	

C 1387-7			
地番 番号	底辺	高さ	積
イ	11.16	1.89	21.0924
ロ	11.16	1.56	17.4096
ハ	11.00	1.90	20.9000
ニ	9.27	1.87	17.3349
	合計		76.7369
	面積		38.3684
	地積		38㎡

凡 記 分 境界線の種類 記号 境界線の種類 記号 境界線の種類
例 ① 境界線 ② コンクリート杭 ③ プラスチック杭 ④ 金属杭 ⑤ 木杭
作製者 申請人 縮尺

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件1、物件5、物件6

これは図面に記載されている内容を証明した新画である。
(横浜地方方法務局厚木支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

841604

前 1387-3 後 新同一

地 番 1387-4-5-3 地 積 測 量 図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三斜求積表

地番	符号	底辺	高さ	積
B 1387-4	イ	14.31	1.42	20.3202
	ロ	14.33	1.71	24.5043
	ハ	5.87	1.64	9.6268
	ニ	5.87	1.20	7.0440
		合計		61.4953
		面積		30.74765
		地積		30㎡

物件3

地番	符号	底辺	高さ	積
C 1387-5	イ	12.83	1.45	18.6035
	ロ	12.52	1.41	17.6532
		合計		36.2567
		面積		18.12835
		地積		18㎡

物件4

地番	符号	底辺	高さ	積
A 1387-3	イ	113.31225		113.31225
	ロ	48.8760		48.8760
		合計		64.43625
		面積		64㎡
		地積		64㎡

物件2

凡	例	測量者の氏名	測量者の住所	測量者の資格	測量者の印
		コナタキート	〒113-0033 東京都文京区	測量士	

作製者

(平成30年12月26日作製)

申請人

縮尺

1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件2、物件3、物件4

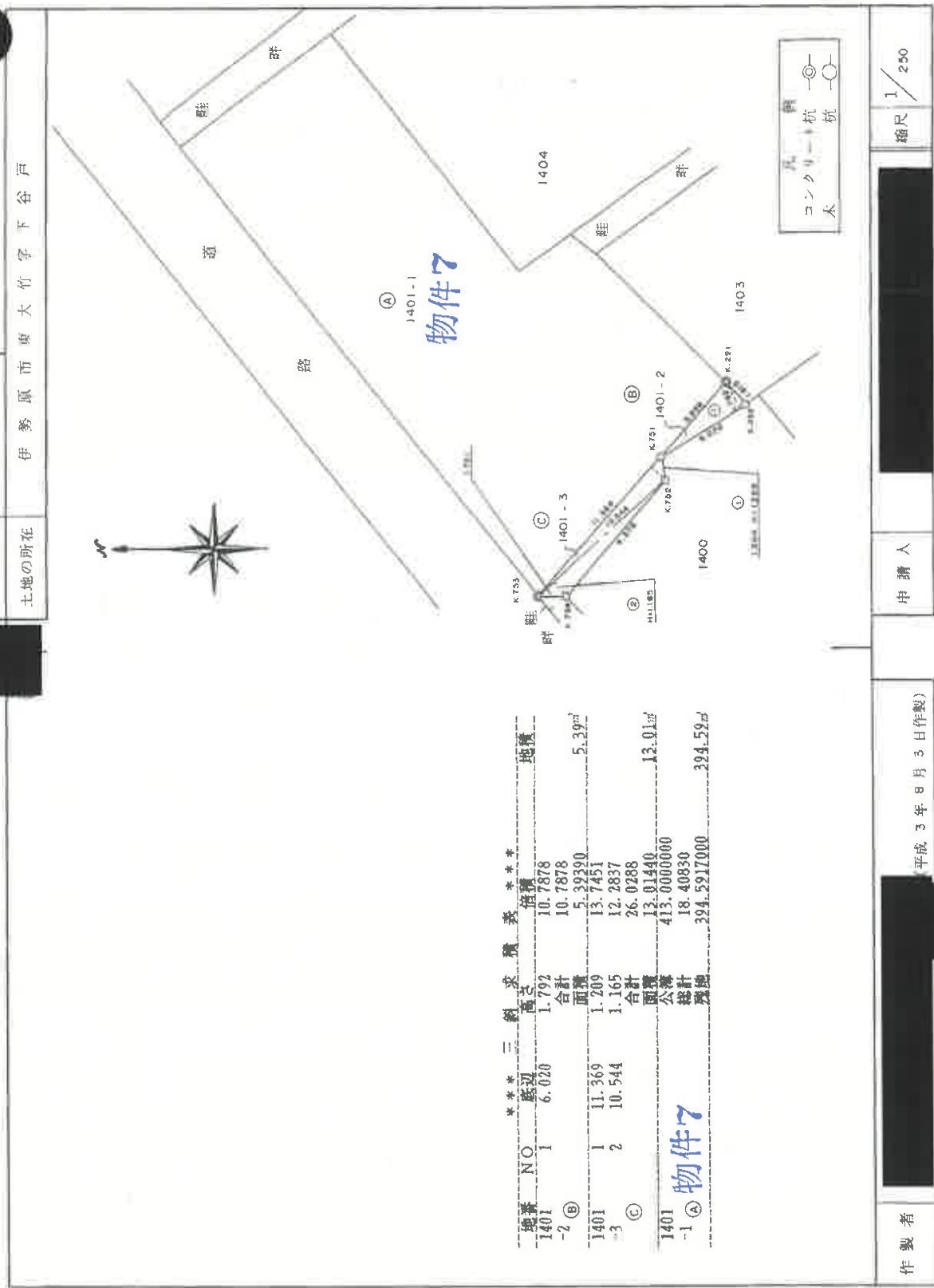
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局厚木支庁管轄)
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

841631

前 (401-1) 後・新同一
地番 : 401-1-3
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

28/ 地積測量図



本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 7

登記年月日 平成5年2月8日

841633

前 1401-4 後 新同一・新

地積測量図

地番 1401-4

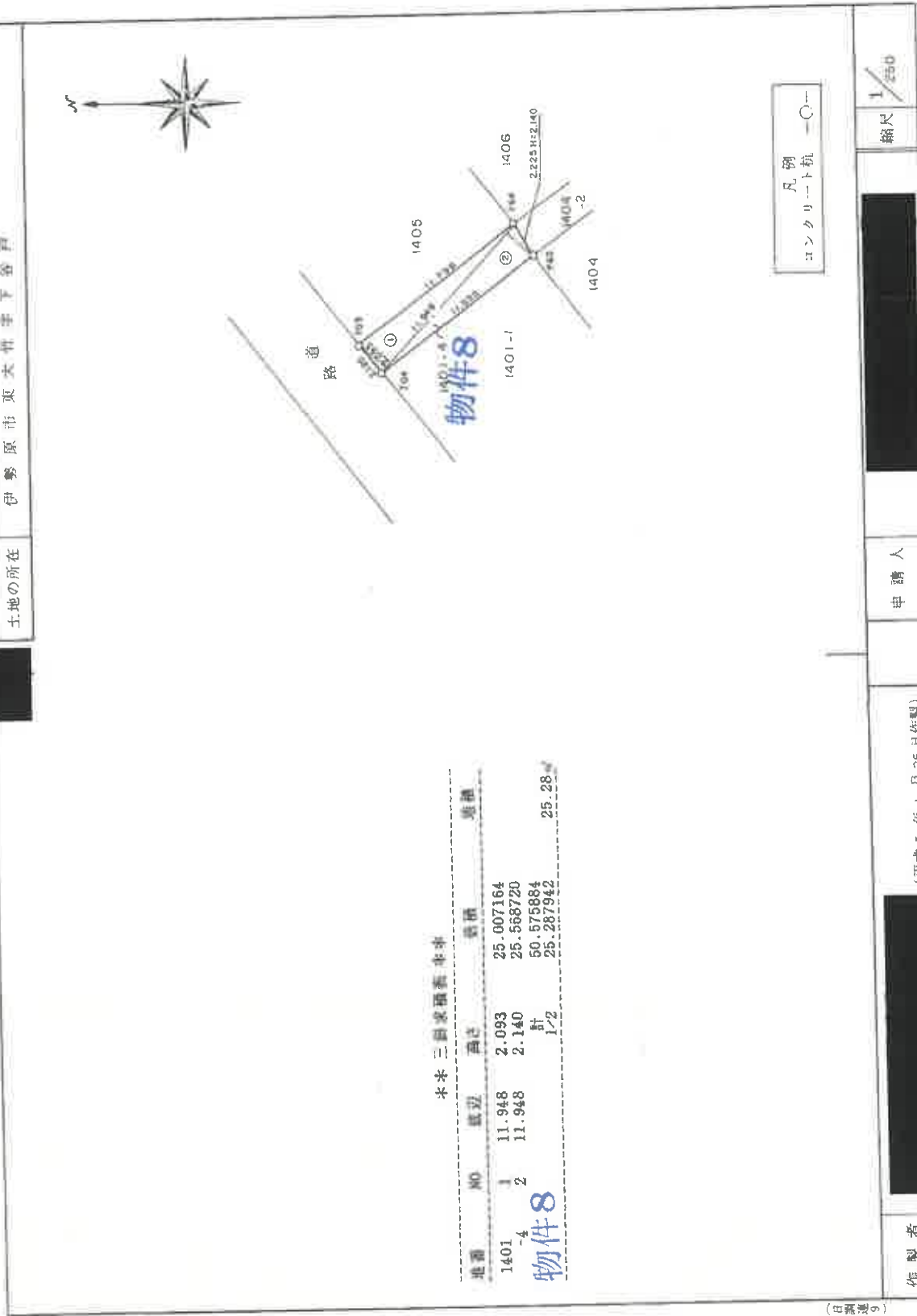
土地の所在 伊勢原市東大井町下谷戸

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局厚木支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

※米三田家所有地

地番	NO	延床	高さ	積算	面積
1401-4 物件8	1	11.948	2.093	25.007164	
	2	11.948	2.140	25.568720	
	計		1/2	50.575884	25.284



作製者

(平成5年1月25日作製)

申請人

縮尺 1/250

凡例
コンクリート杭 —○—

地図整理番号: W32533

(2/2)

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 8

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局厚本支庁管轄)
令和3年7月28日 横浜地方法務局

登記官

841636

前 1403-2 後・新同一

地 積 測 量 図

地 番 1403-2

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三 斜 求 積 表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
(A)1403	1	17.479 X	1.742	=	30.4484
-2	2	17.479 X	1.574	=	27.5119
物件10		合計	57.9603		
		面積	28.98015	㎡	28.98 ㎡

凡 例
コンクリート杭 —○—

(記載例)

作製者

平成3年7月3日(作製)

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 10

登記年月日：平成3年11月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局原本を写し)

令和3年7月28日 横浜地方法務局

登記官

841638

前1404-2後新田一

地積測量図

地番 1404-2

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	側面積	地積
(A)1404	1	20.200	2.216	44.7632	
-2	2	20.116	2.287	46.0052	
合計			90.7684		
面積			45.38420	m ²	45.38 ㎡

物件12



凡例
コンクリート杭 —○—

1/250

作製者

(平成3年7月3日作製)

申請人

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 12

841641

前 1408 後・新同一・前
地 番 1408-2, -3
土地の所在 伊勢原市東大町字下谷戸

地 積 測 量 図

三斜求積表

地番 符号	底辺	高さ	積
B 1408-2	4.76	1.43	6.8068
		合計	6.8068
		面積	3.4034
		地積	3.40m ²

物件17

地番 符号	底辺	高さ	積
C 1408-3	16.32	0.04	0.6528
		0.77	12.5664
		合計	13.2192
		面積	6.6096
		地積	6.61m ²

物件18

地番	底辺	高さ	積
H 1408-1		小簿	396.69
		合計	66.6080
		面積	330.0820
		地積	330.08m ²

物件16



凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号
①	境界線	△	境界線	△
②	境界線	△	境界線	△
③	境界線	△	境界線	△

製作者	申請人	縮尺
		1/250

登記年月日：平成4年2月21日

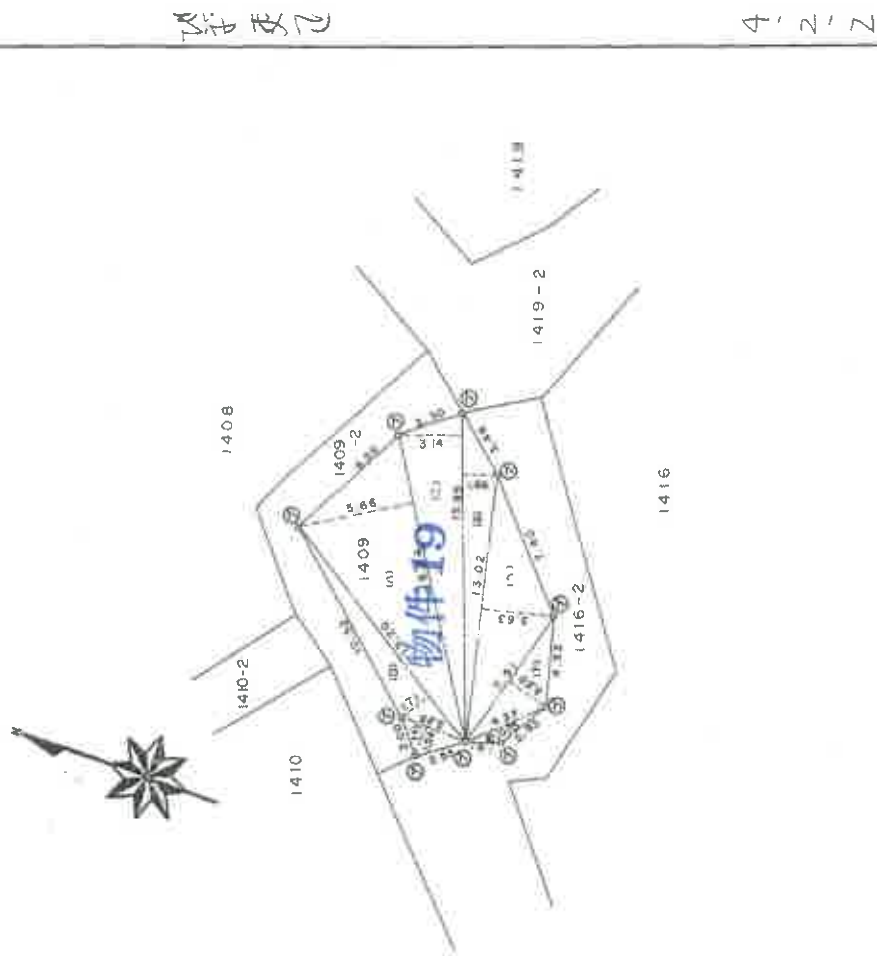
これは図面に記録されている内容を証明した裏面である。
（横浜地方方法務局厚木支局管轄）
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

841642

前(409) 後・新同一・新

地 番 1409 地 積 測 量 図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三斜求積表

底辺	高さ	積
イ	3.29	1.51
ロ	13.20	1.71
ハ	15.24	5.66
ニ	15.95	3.14
ホ	15.95	1.66
ヘ	13.02	3.63
ト	7.51	2.20
チ	4.37	0.75
合計		257.5191
面積		128.75955
地積		128㎡

物件19

凡例	境界線の種類	記号	境界地の種類	記号	境界線の表示
①	石	長	アスファルト地	■	地
②	コンクリート地	■	金属地	■	地
③	金属地	■			
④	金属地	■			
⑤	金属地	■			
⑥	金属地	■			
⑦	金属地	■			
⑧	金属地	■			
⑨	金属地	■			
⑩	金属地	■			
⑪	金属地	■			
⑫	金属地	■			
⑬	金属地	■			
⑭	金属地	■			
⑮	金属地	■			
⑯	金属地	■			
⑰	金属地	■			
⑱	金属地	■			
⑲	金属地	■			
⑳	金属地	■			
㉑	金属地	■			
㉒	金属地	■			
㉓	金属地	■			
㉔	金属地	■			
㉕	金属地	■			
㉖	金属地	■			
㉗	金属地	■			
㉘	金属地	■			
㉙	金属地	■			
㉚	金属地	■			
㉛	金属地	■			
㉜	金属地	■			
㉝	金属地	■			
㉞	金属地	■			
㉟	金属地	■			
㊱	金属地	■			
㊲	金属地	■			
㊳	金属地	■			
㊴	金属地	■			
㊵	金属地	■			
㊶	金属地	■			
㊷	金属地	■			
㊸	金属地	■			
㊹	金属地	■			
㊺	金属地	■			
㊻	金属地	■			
㊼	金属地	■			
㊽	金属地	■			
㊾	金属地	■			
㊿	金属地	■			
作製者	(平成3年11月27日作製)				

縮尺 1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 19

841644

前 409-2 後・新聞一・第

地積洲星圖

地 番 1409-3 (一)

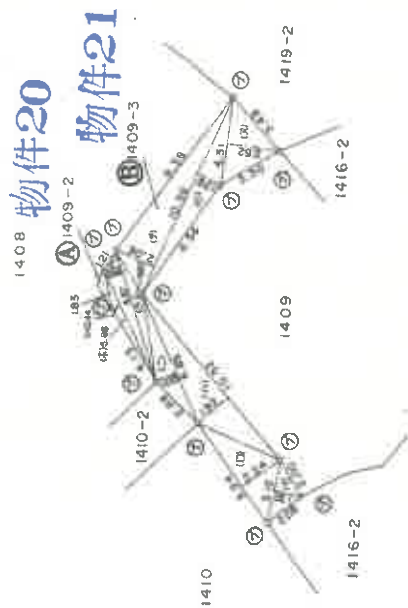
土地の所在

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
〔横浜地方方法務局厚木支局管轄〕
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

三斜求積表

品名	単位	数量	単価	金額
イ	1	3.12	1.32	4.1184
ロ	1	5.94	2.24	13.3056
ハ	1	10.52	1.92	20.1984
ニ	1	6.85	1.05	7.1925
ホ	1	5.88	0.44	2.5872
ヘ	1	6.67	0.86	5.7362
ト	1	6.67	0.60	4.0020
チ	1	10.56	2.06	21.7536
リ	1	10.56	1.28	13.5168
ヌ	1	4.31	2.62	11.2922
計	合計			103.7029
備考	西暦			51.85145
	西暦			51.00

物件21



2014年

店名	A 1409-2	水	52.50881
			51.85145
			0.65737
			0.65737

月	記号	顧客の呼称	記号	販売店の種別	之	販売所の名称
例	3	コンクリート社	3	プラスチック板		水
	4	金誠堂	4			民

作製者

(平成26年12月26日作製)

250

又鑑

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件20、物件21

登記年月日：平成4年1月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局厚本支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

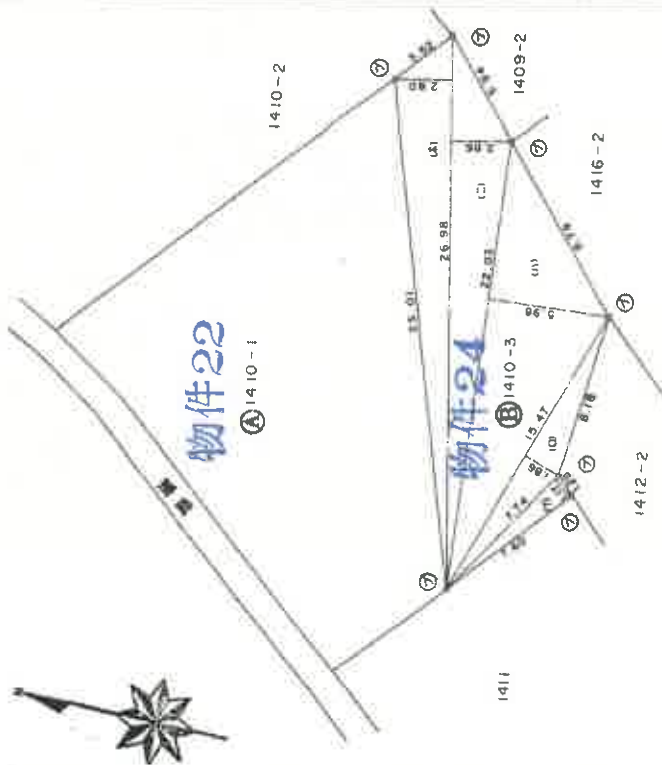
841647

前 1410 後・新同一

地 積 測 量 図

地 番 1410-3

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三斜求積表

B 1410-3			
地番	底辺	高さ	積
イ	7.74	1.17	9.0558
ロ	15.47	1.86	28.7742
ハ	22.03	5.98	131.7394
ニ	26.98	2.96	79.8608
ホ	26.98	2.80	75.5440
	合計		324.9742
	面積		162.4871
	地積		162m ²

物件24

A 1410-1			
地番	公簿	面積	地積
	406		
	162.4871		
	243.5129		
	243m ²		

物件22

凡例	境界線の種類	境界線の太さ	境界線の色	境界線の種類	境界線の太さ	境界線の色
例	境界線	1mm	黒	境界線	1mm	黒
	境界線	1mm	黒	境界線	1mm	黒
	境界線	1mm	黒	境界線	1mm	黒

作製者

申請人

縮尺

1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。 物件22、物件24

登記年月日：平成4年1月20日

これは図面に記録されている内容を証明した裏面である。
（横浜地方方法務局 厚木支局 署 略）
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

841648

前 地 番 1410-4-2

地 積 測 量 図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

三斜求積表

地番 符号	B 1410-4			積
	底辺	高さ	幅	
イ	4.45	1.07	4.7615	
ロ	4.45	2.28	10.1460	
		合計	14.9075	
		面積	7.45375	
		地積	7.45	

地番	A 1410-2			積
	公積	公積	公積	
		合計	64.84170	
		残地	7.45375	
		地積	57.44005	
		地積	57	

凡 例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号
境界線	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線

作製者

申請人

縮尺

250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件23、物件25

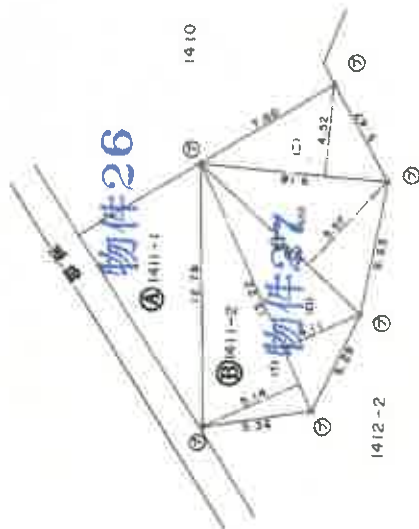
4.1.2

登記年月日：平成4年1月20日

841649

前 1411-2 後 新田 地 積 測 量 図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



二斜求積表

地番 符号	底辺	高さ	積
イ	13.22	5.14	67.9508
ロ	13.22	4.11	54.3342
ハ	10.70	5.57	59.5990
ニ	9.18	4.52	41.4936
	合計		223.3776
	面積		111.6888
	地積		111m ²

物件27

地番	公簿	公簿
イ	148	148
ロ	111.6888	111.6888
ハ	36.3112	36.3112
ニ	36m ²	36m ²

物件26

凡例	地積の単位	地積の単位	地積の単位
例	アラスカ	アラスカ	アラスカ
	全減	全減	全減
	全減	全減	全減
	全減	全減	全減

作製者

申請人

縮尺 250

地図整理番号：M2542

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件26、物件27

登記官

(橫濱地方法務局厚木支局管轄)

令和3年7月28日 横浜地方法務局

登記簿

71 -

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件28、物件30

841652

前 1412-1 後・新同一・紙

地積測量區

1412-3, -1

土地の所在

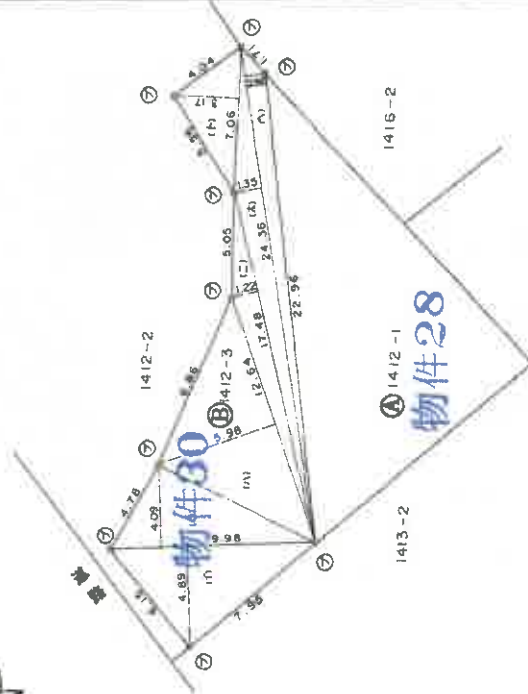
三、斜求積表

地籍 番号	B 1412-3	区画	面さ	積算
イ	9.98	イ	4.89	48.8022
ロ	9.98	ロ	4.09	40.8182
ハ	12.64	ハ	5.98	75.5872
ニ	17.48	ニ	1.22	21.3256
ホ	24.36	ホ	1.35	32.8860
ヘ	24.36	ヘ	0.96	32.3856
ト	7.06	ト	3.17	22.3802
		合計		265.1850
		面積		132.5925
		地積		132㎡

物件30

地番	A 1412-1				
		公簿	350		
		稜計	132.5925		
		残地	217.4075		
		拂積	21 ^坪		

物件28



4-1-2

凡例	記号	現象語の略記	記号	現象語の略記	記号	現象語の略記
①	白	炭	②	ブエスナック板	③	木
②	コンクリート板		④	金		
③	全編		⑤	釘		

查
照
作

申請人

尺蠖

250

841651

地積測量図

前 1412-2 後・新同一

地番 1412-2

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

三 斜 求 積 表

地番 NO	底辺	高さ	積面積	地積
(A)1412	7.784 X	1.092 =	8.5001	
2	7.784 X	2.206 =	17.1715	
3	7.615 X	2.171 =	16.5321	
4	8.860 X	3.459 =	30.6467	
5	6.895 X	2.926 =	20.1747	
6	6.895 X	3.300 =	22.7535	
7	5.582 X	2.370 =	13.1819	
8	6.674 X	2.456 =	16.3913	
9	7.474 X	2.093 =	15.6430	
10	8.773 X	6.483 =	56.6998	
11	6.657 X	4.198 =	27.9460	
12	12.190 X	0.915 =	11.1538	
13	6.274 X	1.132 =	7.1021	
合 計			263.8965	
面積			131.94825 m ²	131.94 m ²

凡 例
コンクリート杭 —○—



作製者

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局 厚木支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記官

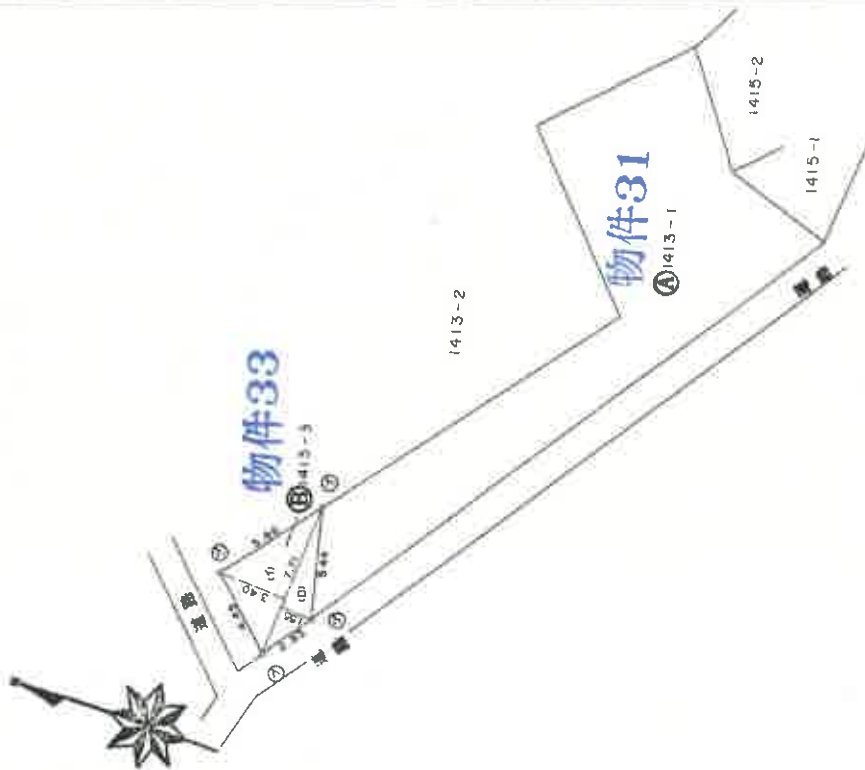
本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 29

841655

地番 1413-3-1 後新田 地積測量図

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三余料求積表

地番	図面	高さ	積
B 1413-3	イ	7.71	3.40
		7.71	26.2140
		1.55	11.9505
		合計	38.1645
		面積	19.0825
		地積	19㎡

地番	図面	高さ	積
A 1413-1	イ	7.71	3.40
		7.71	26.2140
		1.55	11.9505
		合計	38.1645
		面積	19.0825
		地積	19㎡

凡例	境界線の種類	区分	境界線の種類	区分	境界線の種類
①	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
②	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
③	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
④	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑤	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑥	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑦	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑧	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑨	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑩	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑪	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑫	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑬	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑭	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑮	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑯	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑰	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑱	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑲	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
⑳	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉑	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉒	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉓	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉔	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉕	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉖	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉗	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉘	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉙	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉚	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉛	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉜	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉝	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉞	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㉟	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊱	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊲	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊳	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊴	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊵	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊶	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊷	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊸	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊹	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊺	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊻	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊼	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊽	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊾	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
㊿	境界線	境界線	境界線	境界線	境界線

作製者

申請人

縮尺

1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（横浜地方法務局 厚木支局管轄）
令和3年7月28日 横浜地方法務局

登記官

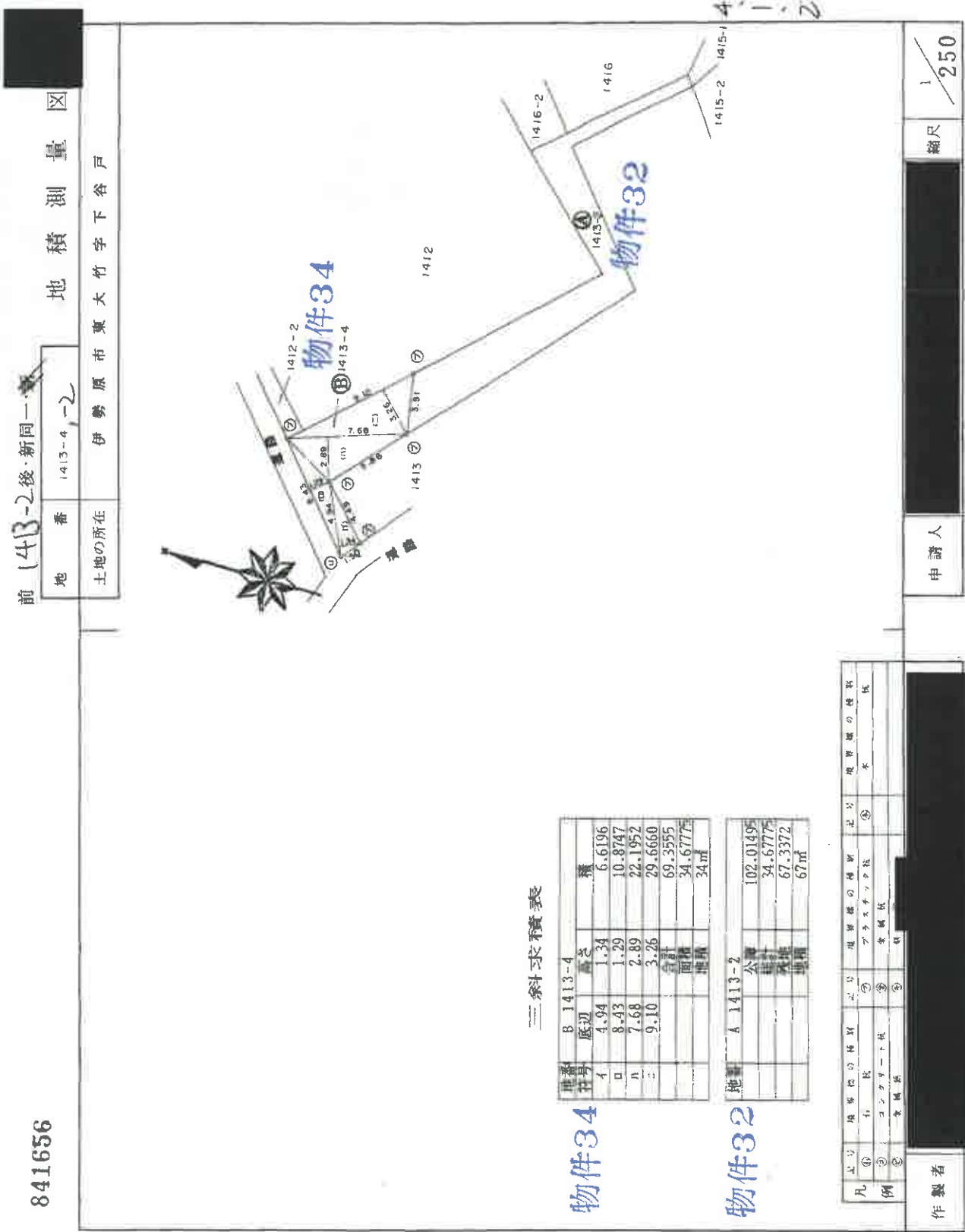
本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件31、物件33

登記年月日：平成4年1月20日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
（横浜地方方法務局 厚木支局管轄）
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記省



本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件32、物件34

登記年月日：平成4年1月20日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(地籍地方法務局 厚木支局 常務)

令和3年7月28日 横浜地方法務局

登記官

841659

前 1416-1 後・新同一・新

地 積 測 量 図

地 番 1416-3、-4、-1

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

三斜求積表

物件40

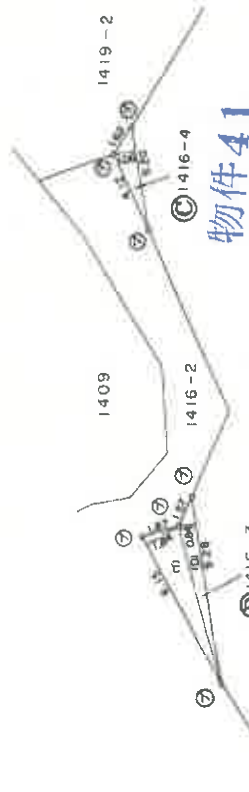
地番	底辺	高さ	積
イ	8.15	1.84	14.9960
ロ	9.28	0.84	7.7952
	合計		22.7912
	面積		11.3956
	地積		11㎡

物件41

地番	底辺	高さ	積
イ	5.20	1.06	5.5120
	合計		5.5120
	面積		2.7560
	地積		2.75㎡

物件38

地番	公簿	面積
	1110	
	合計	14.1516
	残地	1095.8484
	地積	1095㎡



4112

凡例	境界線の種類	境界線の種類	境界線の種類
イ	コンクリート板	ガラスブロック	金網
ロ	金網	金網	金網

作製者

申請人

縮尺 1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件38、物件40、物件41

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局厚木支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

841660

前 1416-2 続 新 同 一 家
地 番 1416-5, -6 -2
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

地 積 測 量 図

三 余 料 求 積 表

地番 符号	B 141E-5			積
	底辺	高さ	積	
イ	10.02	1.02	10.2204	
ロ	8.77	5.01	43.9377	
ハ	12.15	4.14	50.3010	
ニ	12.15	1.90	23.8140	
ホ	11.59	2.33	27.0017	
ヘ	10.88	0.99	10.7712	
ト	2.96	1.23	3.6408	
チ	2.80	1.37	3.8360	
リ	3.55	2.18	7.7390	
ル	3.55	0.83	2.9465	
レ	0.55	0.60	0.3300	
ヲ	13.09	0.42	5.4978	
ワ	7.40	0.88	6.5120	
カ	4.28	2.93	12.5404	
コ	4.28	2.98	12.7544	
セ	4.28	2.98	12.7544	
合計			240.7699	
面積			120.3849	
地積			120.3849	

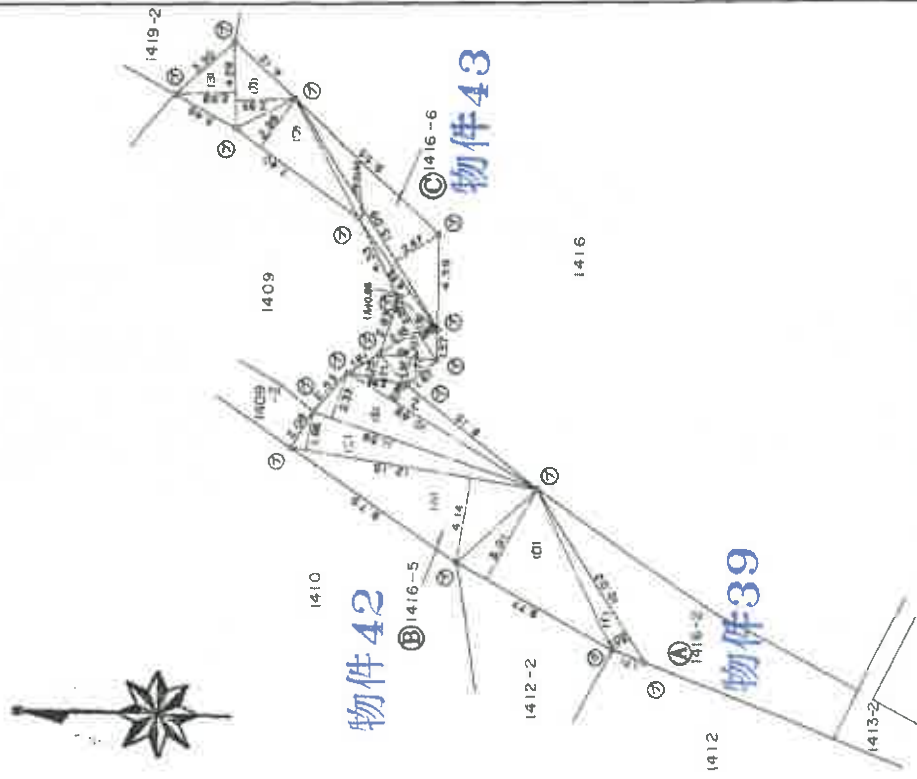
物件42

地番 符号	C 141E-6			積
	底辺	高さ	積	
イ	13.09	2.47	32.3323	
合計			32.3323	
面積			16.16615	
地積			16.16615	

物件43

地番	R 141E-2			積
	公積	公積	公積	
				185.85355
				136.5511
				49.30245
				49.30245
				49.30245

物件39



物件42

物件43

物件39

作製者

申請人

縮尺

1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件39、物件42、物件43

登記年月日：平成3年11月28日

841662

（横浜地方方法務局厚木支局筆跡）
令和3年7月28日 横浜地方方法務局
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

登記官

- 77 -

地図整理番号：M32549

(2/2)

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 45

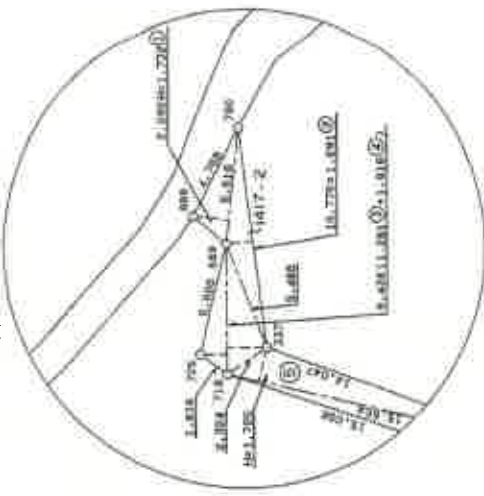
地 積 測 量 図

前 1417-2 後 新同...

地 番 1417-2

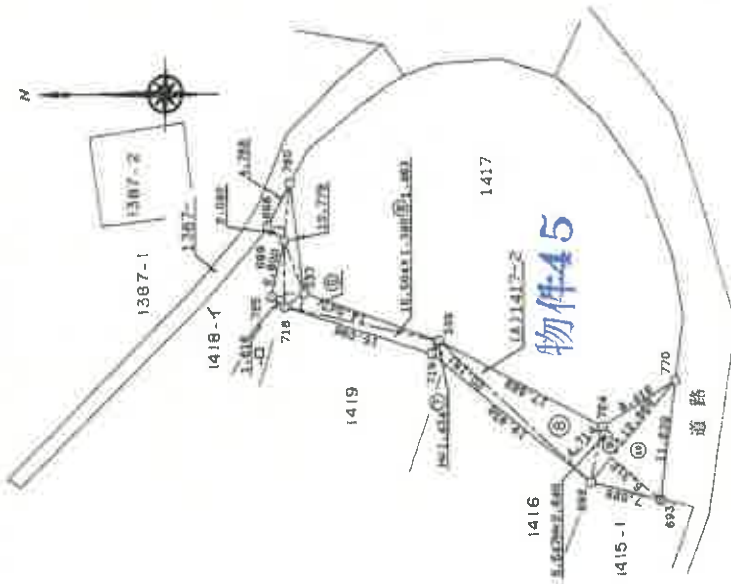
土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

詳細図 A 1:250



三 斜 求 積 表

地番 NO	底辺	高さ	倍 面 積	地 積
(A)1417	5.616 x	1.732 =	9.7269	
-2	10.779 x	1.291 =	13.9156	
物件	6.436 x	1.281 =	8.2445	
45	6.436 x	1.916 =	12.3313	
	15.504 x	1.720 =	26.6668	
	15.504 x	1.385 =	21.4730	
	20.181 x	1.434 =	28.9395	
	20.181 x	4.714 =	95.1332	
	12.869 x	2.640 =	33.9741	
	12.869 x	6.312 =	81.2291	
合計		331.6340		
面積		165.81700	m ²	165.81 m ²



凡 例
コンクリート杭 〇—〇—

作製者

申請人

縮尺 1/500

(日調第9)

(長瀬納)

841663

前 1418-1 後・新同一・第

地 積 測 量 図

1418-3, -4

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸

三斜求積表

地番 符号	底辺	高さ	積
B 1418-3	イ	21.77	5.17
	ロ	21.77	112.5509
	ハ	10.56	116.6872
	ニ	10.56	27.9840
	合計	1.26	13.3056
	面積		270.5277
	地積		135.26385

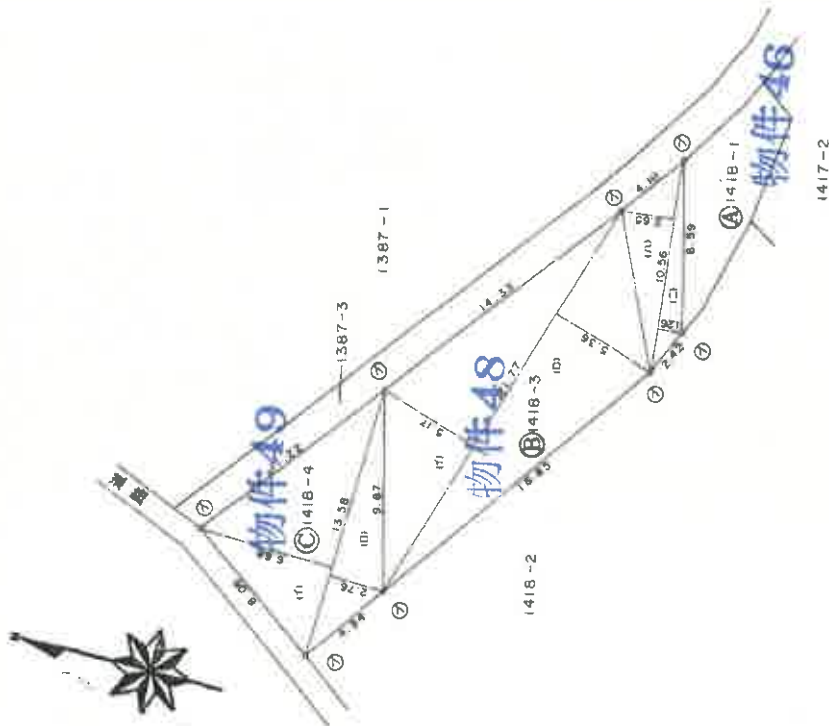
物件48

地番 符号	底辺	高さ	積
C 1418-4	イ	13.58	6.68
	ロ	13.58	90.7144
	ハ	2.76	37.4808
	ニ	2.76	128.1952
	合計		64.0976
	面積		135.26385
	地積		135.26385

物件49

地番 符号	底辺	高さ	積
A 1418-1	イ	257	257
	ロ	257	199.36145
	ハ	57.6385	57.6385
	ニ	57.6385	57.6385
	合計		577.0000
	面積		577.0000
	地積		577.0000

物件46



凡	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
例	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿

作製者

申請人

縮尺

1/250

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
(横浜地方方法務局厚木支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方方法務局

登記店

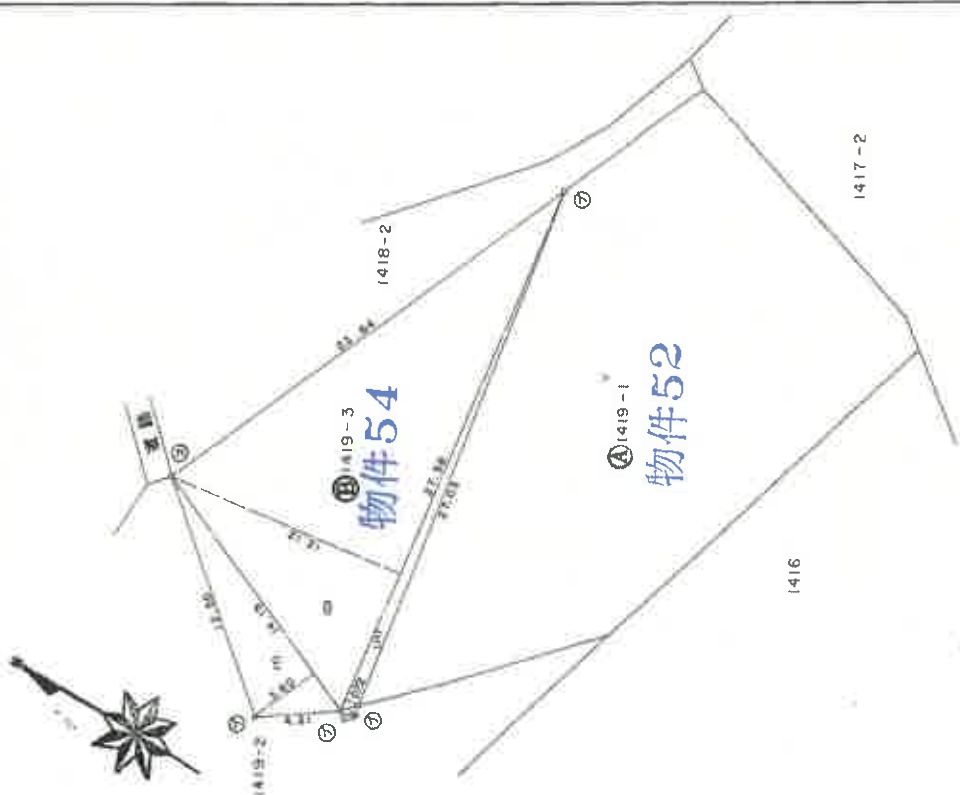
841667

前 419-1 後・新同1・家

地 積 測 量 図

番 1419-3

土地の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸



三斜求積表

地番	底辺	高さ	積
イ	14.15	3.50	50.9400
ロ	27.58	12.12	334.2696
ハ	27.58	0.72	19.8576
合計			405.0672
面積			202.5336
地積			202m ²

物件54

地番	底辺	高さ	積
イ	14.15	3.50	50.9400
ロ	27.58	12.12	334.2696
ハ	27.58	0.72	19.8576
合計			405.0672
面積			202.5336
地積			202m ²

物件52

凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類
例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類

作製者

申請人

縮尺

1/250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件52、物件54

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法律局厚木支局管轄)

令和3年7月28日 横浜地方法律局

横浜地方方法務局

81

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

物件53、物件55

前 149 → 後・新同一・城

地積測量圖

419-41-2

伊勢原市東大竹字下谷戸

番地

土地の所在

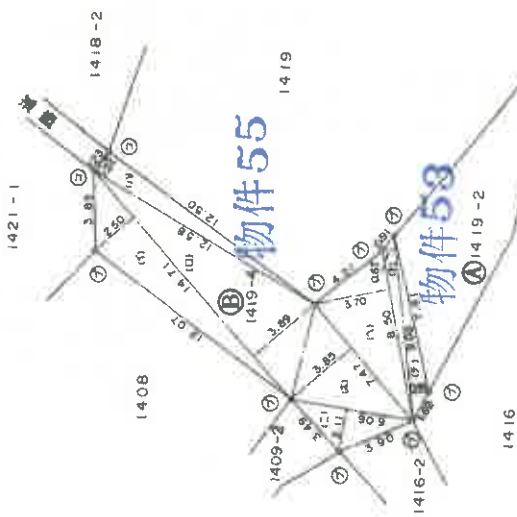
三斜求積表

地盤	B 1419-4	積	36
イ	14.71	2.50	36.7750
ロ	14.71	3.89	57.2219
リ	12.58	1.22	15.3476
ニ	6.06	2.11	12.7866
ホ	7.47	3.85	28.7595
ヘ	8.50	3.70	31.4500
ト	9.09	0.67	6.0903
チ	9.09	0.91	8.2719
合計			196.7028
面積			98.3514
面積			98㎡

物件55

電話	A 1419-2				
	小冊	148.26315			
	統計	98.3514			
	其他	49.91175			
	面積	49m ²			

物件53



4-1-2

作製者

申請人

縮尺: $\frac{1}{250}$

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局厚木支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方法務局

841670

前 1421-1 後・新同一・

地積測量圖

1421-3

番地

伊勢市東大竹字下谷戸

土地の所在

三 斜求積表

計算 符号	底辺	高さ	積
イ	4.85	0.04	0.1940
ロ	4.82	0.87	4.1934
		合計	4.3874
		面積	2.1937
		補正	10%

地番	A 1421-1	公海	1679	2.1937	1676.8063	1676m
		三井				
		三井				
		三井				

物件56



④421-1

物件56

ⓑ1421-3

1408

1419-2

4-1-2

凡	記号	作家の姓名	正分	境界線の種類	属性	境界線の解説
例	正	有長 コンクリート板	正	アラスチック 金属板	正	木 紙
	合	合紙	正	合		

作製者

人中

步骤

05/21

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 56

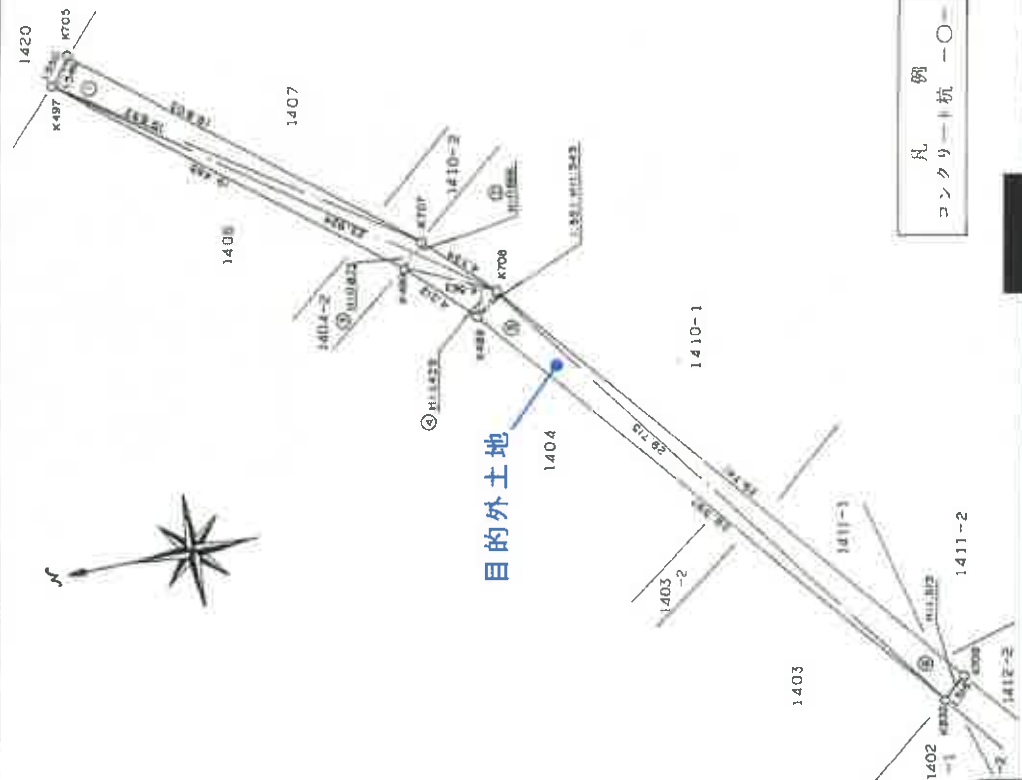
841640

前 1404-7 後・新聞一、二、三、

地積測量圖

1404 - 3

土地の所在



目的外土地

地番	NO	底辺	二斜	求	積	表	信算	地積
1404	3	19.652	1.546	30.381992				
	1	23.924	0.666	15.933384				
	2	23.924	0.873	20.885652				
	3	23.924	0.873	20.885652				
	4	4.563	1.429	6.520527				
	5	29.715	1.543	45.850245				
	6	29.741	1.515	45.057615				
			合計	164.629415				

请求番号: 32-1

(2/2)

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

目的外土地

登記年月日：平成5年6月15日

741264

各階平面図

建物平面図

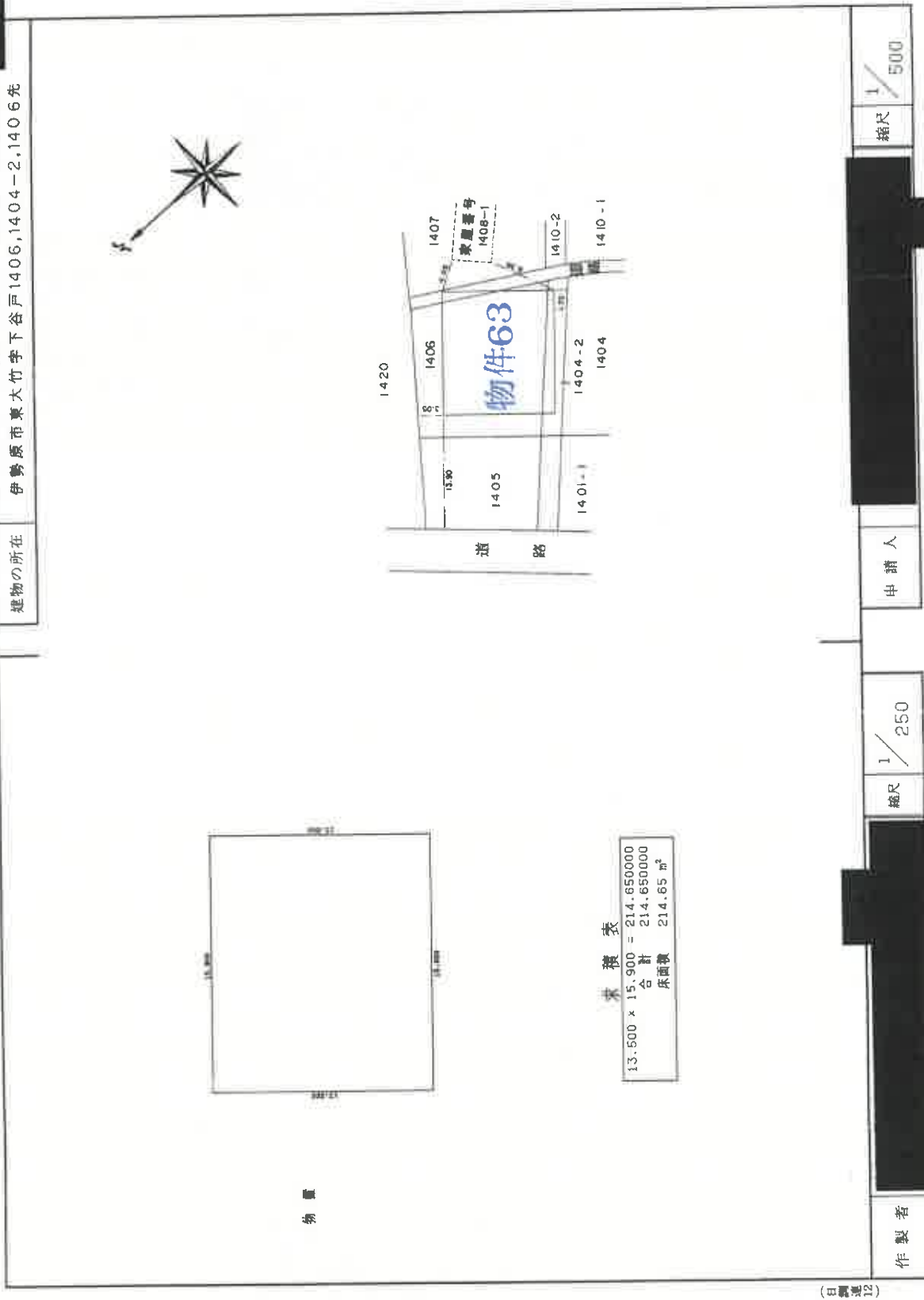
1406

家屋番号

建物の所在 伊勢原市東大竹字下谷戸1406,1404-2,1406先

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方支務局厚木支局管轄)
令和3年7月28日 横浜地方支務局

登記官



物件 63

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

登記年月日：平成4年12月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局厚木支信管轄)

令和3年7月28日

横浜地方方法務局

登記官

741265

各 階 平 面 図

建 物 各 階 平 面 図

家屋番号

1408-1

建物の所在

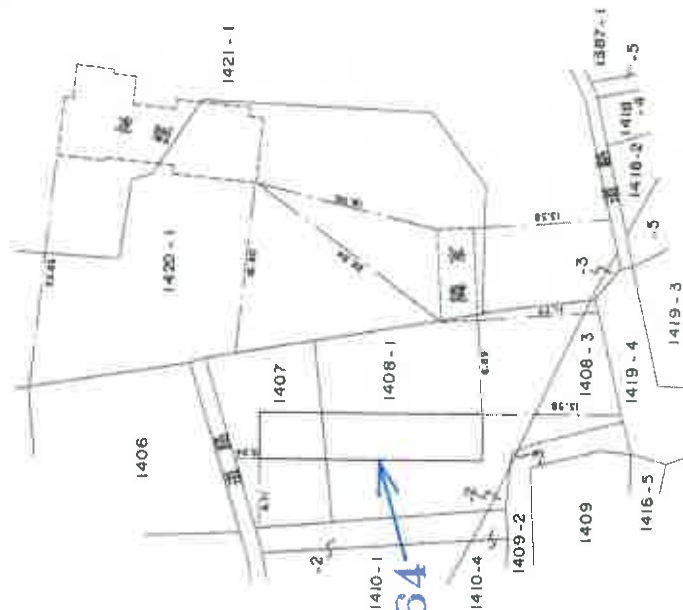
伊勢原市東大竹字下谷戸1408-1, 1407

跡 農 舎



求 積 表

4.545 × 21.816 = 99.153720
名 計 99.153720
床面積 99.15 m²



物件64

作 製 者

縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500

(計測者 12)

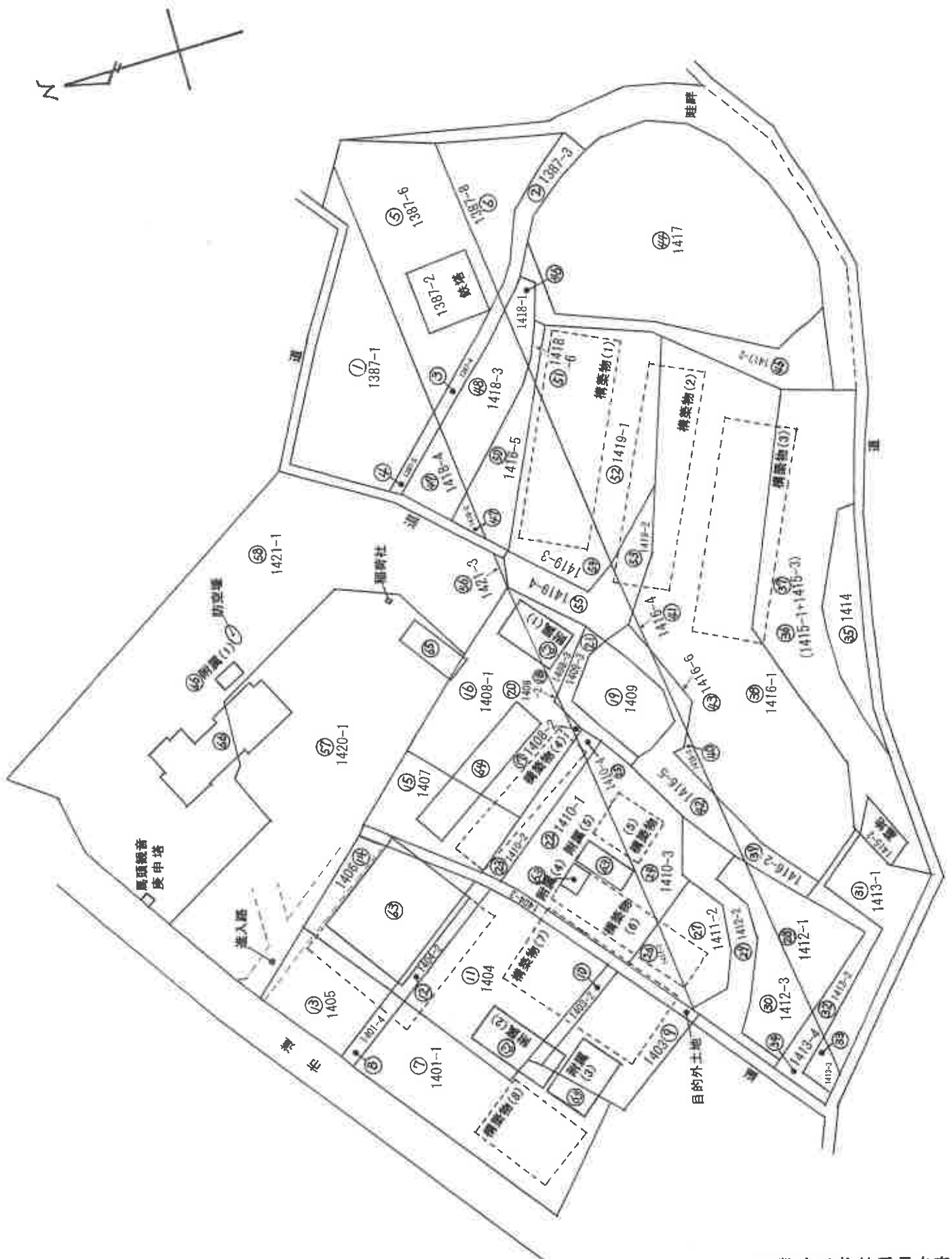
(東原地)

4.12.22

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 64

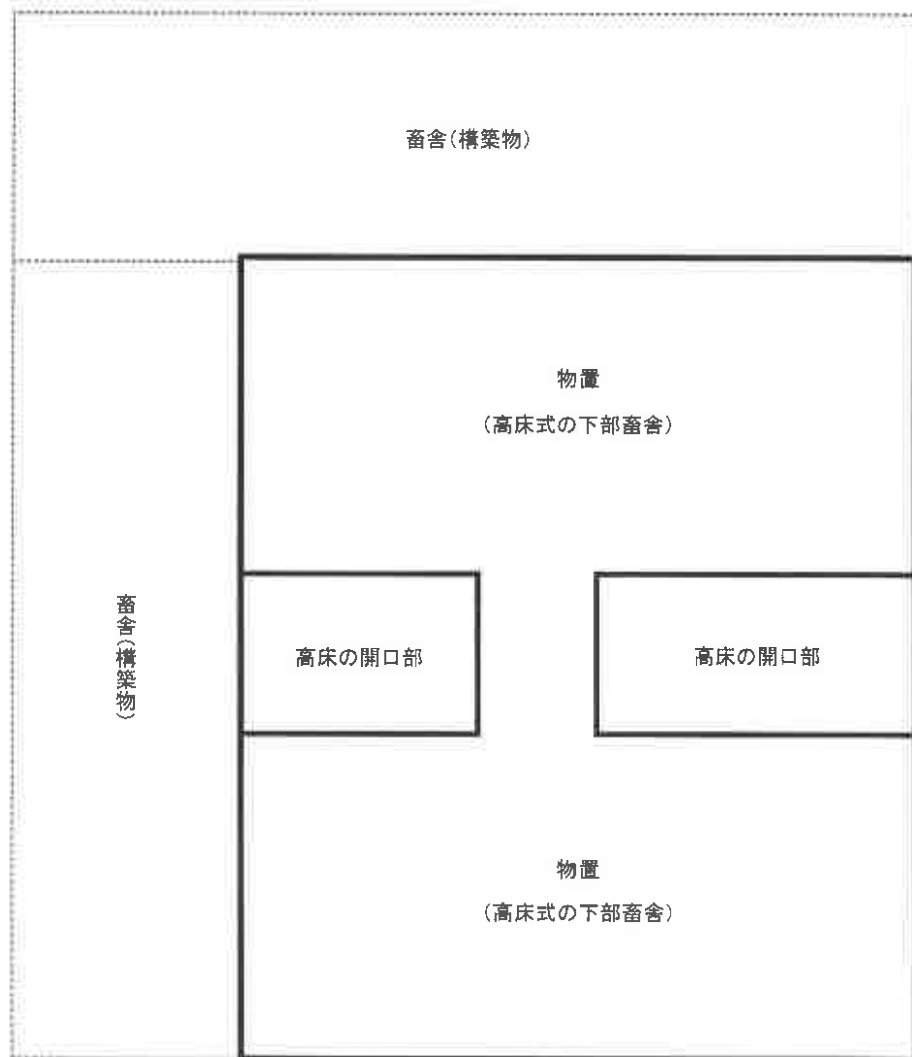
土地建物位置関係図



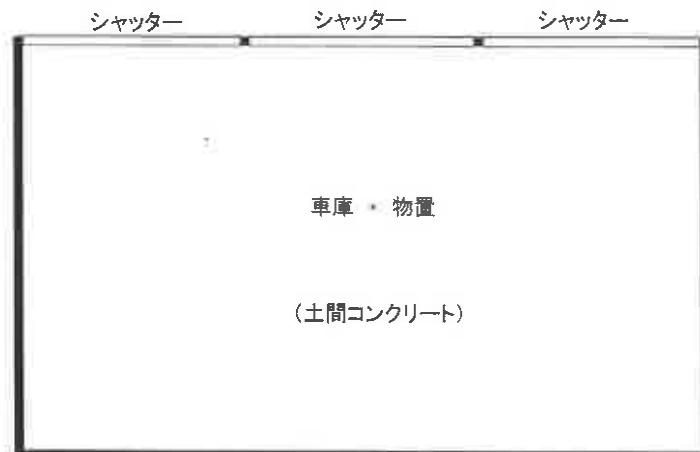
○ 数字は物件番号を表示

概略間取図

(物件63)



附属建物(1)

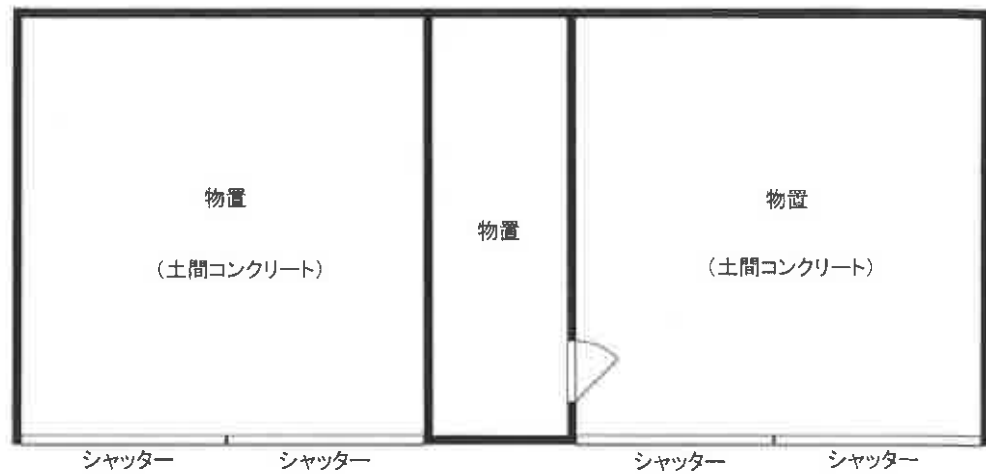


概略間取図

(物件63)



附属建物(2)



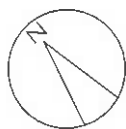
附属建物(3)



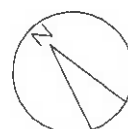
概略間取図

(物件63)

附属建物(4)



附属建物(5)



概略間取図

(物件64)

